# 令和５年第２回宇城市議会定例会　会期及び審議予定表

会期１２日間

| 月　日 | 曜 | 会議の種別 | 件　　名 |
|---|---|---|---|
| ６月１９日 | 月 | 本会議 | ○　開会・開議<br>○　会議録署名議員の指名<br>○　会期の決定<br>○　諸報告<br>○　報告第７号から同意第７号までの３３議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明<br>【　散　会　】 |
| ６月２０日 | 火 | 休　会 | ○　議事整理 |
| ６月２１日 | 水 | 本会議 | ○　一般質問（豊田、四海、坂下、河野（真））<br>【　延　会　】 |
| ６月２２日 | 木 | 本会議 | ○　一般質問（田中、河野（正）、中山、原田）<br>【　延　会　】 |
| ６月２３日 | 金 | 本会議 | ○　開議<br>○　一般質問（村上、三角）<br>○　報告第８号から報告第１１号までの質疑<br>○　承認第１号から承認第６号までの質疑・討論・採決<br>○　議案第４１号から議案第４６号までの質疑・委員会付託<br>○　議案第４７号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託<br>○　諮問第１号から同意第７号までの質疑<br>【　散　会　】 |
| ６月２４日 | 土 | 休　会 | ○　市の休日 |
| ６月２５日 | 日 | 休　会 | ○　市の休日 |
| ６月２６日 | 月 | 休　会 | ○　総務文教常任委員会<br>○　建設経済常任委員会<br>○　民生常任委員会 |
| ６月２７日 | 火 | 休　会 | ○　議事整理 |
| ６月２８日 | 水 | 休　会 | ○　議事整理 |
| ６月２９日 | 木 | 休　会 | ○　議事整理 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６月３０日 | 金 | 本会議 | ○　開議<br>○　議案第４１号から議案第４７号までの委員長報告・質疑・討論・採決<br>○　諮問第１号から同意第７号までの討論・採決<br>【　閉　会　】 |

# 第　１　号

## ６月１９日（月）

# 令和５年第２回宇城市議会定例会（第１号）

令和５年６月１９日（月）
午前１０時００分　開議

１　議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | | 会期の決定 |
| 日程第３ | | 諸報告 |
| 日程第４ | 報告第７号 | 令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第５ | 報告第８号 | 令和４年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第６ | 報告第９号 | 令和４年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第７ | 報告第１０号 | 令和４年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第８ | 報告第１１号 | 令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第９ | 承認第１号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号） |
| 日程第１０ | 承認第２号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号） |
| 日程第１１ | 承認第３号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第６号） |
| 日程第１２ | 承認第４号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号） |
| 日程第１３ | 承認第５号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第８号） |
| 日程第１４ | 承認第６号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号） |
| 日程第１５ | 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第１６ | 議案第４２号 | 令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第１７ | 議案第４３号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一 |

部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第４４号　宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１９　議案第４５号　宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について

日程第２０　議案第４６号　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）

日程第２１　同意第７号　監査委員の選任について（元嶋　茂氏）

日程第２２　同意第８号　教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏）

日程第２３　同意第９号　農業委員会委員の任命について（河野　公明氏）

日程第２４　同意第１０号　農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏）

日程第２５　同意第１１号　農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏）

日程第２６　同意第１２号　農業委員会委員の任命について（村山　安次氏）

日程第２７　同意第１３号　農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏）

日程第２８　同意第１４号　農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏）

日程第２９　同意第１５号　農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏）

日程第３０　同意第１６号　農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏）

日程第３１　同意第１７号　農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏）

日程第３２　同意第１８号　農業委員会委員の任命について（本田　久氏）

日程第３３　同意第１９号　農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏）

日程第３４　同意第２０号　農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏）

日程第３５　同意第２１号　農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏）

日程第３６　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏）

日程第３７　休会の件

２　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員は次のとおりである。（２１人）

| | |
|---|---|
| １番　坂　元　大　介　君 | ２番　四　海　公　貴　君 |
| ３番　村　上　真由子　君 | ４番　河　野　真　理　君 |
| ５番　吉　良　邦　夫　君 | ６番　田　中　美　君　君 |
| ７番　嘉古田　茂　己　君 | ８番　原　田　祐　作　君 |
| ９番　永　木　　誠　君 | １０番　山　森　悦　嗣　君 |

| | |
|---|---|
| １１番　三　角　隆　史　君 | １２番　坂　下　　勲　君 |
| １３番　高　橋　佳　大　君 | １５番　溝　見　友　一　君 |
| １６番　園　田　幸　雄　君 | １７番　福　田　良　二　君 |
| １８番　河　野　正　明　君 | １９番　入　江　　学　君 |
| ２０番　豊　田　紀代美　君 | ２１番　中　山　弘　幸　君 |
| ２２番　石　川　洋　一　君 | |

4　欠席議員（１人）

１４番　髙　本　敬　義　君

5　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 植　野　　修　君 | 書　　記 | 河　村　聡　美　君 |

6　説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 守　田　憲　史　君 | 副　市　長 | 浅　井　正　文　君 |
| 教　育　長 | 平　岡　和　徳　君 | 総務部長 | 天　川　竜　治　君 |
| 市長政策部長 | 元　田　智　士　君 | 市民部長 | 黒　﨑　達　也　君 |
| 福祉部長 | 岩　井　　智　君 | 保健衛生部長 | 井　住　寿　宏　君 |
| 経済部長 | 浦　田　敬　介　君 | 土木部長 | 平　木　恵　一　君 |
| 教育部長 | 豊　住　　章　君 | 総務部次長 | 舛　井　貴　男　君 |
| 市長政策部次長 | 坂　本　優　子　君 | 市民部次長 | 岩　竹　泰　治　君 |
| 福祉部次長 | 平　松　洋　介　君 | 保健衛生部次長 | 田　嶋　　真　君 |
| 経済部次長 | 中　川　裕　二　君 | 土木部次長 | 星　津　章　博　君 |
| 教育部次長 | 米　田　年　宏　君 | 三角支所長 | 佐　藤　幹　雄　君 |
| 不知火支所長 | 木　下　秀　典　君 | 小川支所長 | 竹　口　則　和　君 |
| 豊野支所長 | 赤　星　　徹　君 | 上下水道局長 | 福　田　真　治　君 |
| 会計管理者 | 西　村　光　代　君 | 監査委員事務局長 | 井　上　まゆみ　君 |
| 農業委員会事務局長 | 園　田　弥　生　君 | 財政課長 | 田　尻　勇　樹　君 |

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　ただいまから、令和５年第２回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、１７番、福田良二君及び１８番、河野正明君の２人を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第２　会期の決定**

**○議長（溝見友一君）**　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月１９日から６月３０日までの１２日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月３０日までの１２日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第３　諸報告**

**○議長（溝見友一君）**　日程第３、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず、１ページから８ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和５年１月分から令和５年４月分までが提出されております。

主な公式行事については、９ページのとおりです。

次に、陳情書等について申し上げます。去る、６月６日の第６回議会運営委員会において、机上配布と決定した３件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

また、３月３１日付けで会派構成に変更があり、議会運営委員会委員に欠員を生じたことから、議会運営に関する申合せ事項に基づき、５月２日付けで、委員に１２番、坂下勲君を選任したことを報告いたします。

最後に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。全国市議会議長会第９９回定期総会において、全国市議会議長会会長による議員在職２５年以上の特別表彰を石川洋一君及び中山弘幸君が受賞されました。議員各位の永年の御労苦及び功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げたいと思

います。後ほど、石川洋一君及び中山弘幸君には、表彰の伝達を行うことにいたしております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

**○市長（守田憲史君）**　発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。

先月の５月８日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザなどと同じ５類に移行されました。これにより、特別措置法に基づいた要請等は終了となり、皆様が自主的に感染対策を実施いただくことが基本となりました。さらに、社会経済活動や人流がコロナ発生前へと回復しており、今後さらにその傾向は強くなることが予想されます。

アフターコロナではなくｗｉｔｈコロナであることに留意し、基本的な感染症対策を継続するとともに、これからコロナからの復興への刺激となる政策を展開してまいりますので、改めて、市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、宇城市民病院の閉院について報告します。

昭和２８年に豊福村立豊福診療所として開設された国民健康保険宇城市民病院は、本年３月３１日をもちまして６９年間の歴史に幕を閉じました。

令和５年４月１日からは、社会医療法人黎明会に宇城総合クリニックとして運営いただいており、院長には、宇城市民病院から引き続き大町先生が就任されました。

４月以降も、市民病院時代と変わらず利用いただいていることから、地域の医療体制を継続できたことに安堵しております。

次に、豊野保育園について報告します。

昭和５４年に豊野村立豊野幼稚園として開園した豊野保育園は、本年３月３１日をもちまして公立幼稚園２３年、公立保育所２１年、合計４４年間の歴史に幕を閉じました。

令和５年４月１日からは、社会福祉法人千隆福祉会様に運営を引き継いでおり、新たに、一時預かり事業や園児の登園・降園・体調管理等にＩＣＴを活用したシステムを導入いただくなど、保育環境を充実いただいております。

園児数も、４月１日現在で昨年同日より１０人多い６７人が在籍しており、今後、豊野における幼児教育の中核としての役割を期待するところです。

次に、台湾総領事館との意見交換について報告します。

５月３０日、福岡にある台湾総領事館から、陳総領事、鄭総領事夫人、洪渉外課長が市役所を訪問され、台湾との観光や物産をはじめとする様々な分野での交流の

可能性について意見交換を行いました。

その後、戸馳島のラン農家と三角西港を視察され、「宇城市は農産物や歴史など、とても豊かなところだと感じた。九州・山口の先人は、歴史的に台湾発展に貢献された経緯があり、台湾とつながりが深いところ。今後、宇城市との交流を期待したい」との感想をいただきました。

次に、塔本シスコさんの作品寄贈について報告します。

本年２月、画家塔本シスコさんが故郷松橋に想いを馳せて描いた作品１５点が市に寄贈されました。そこで、４月１５日から６月１５日まで、「おかえりなさい、シスコさん　１００年前の松橋を旅する」と題した不知火美術館春の企画展を開催し、期間中４，２３９人に御観覧いただきました。

この入館者数は、昨年４月のリニューアルオープン後に行った企画展の中で、過去２番目に多い数です。

塔本シスコさんは、ＮＨＫ制作の日曜美術館で取り上げられるなど、近年注目を浴びている画家の１人であり、宇城市が誇るアーティストの１人です。頂いた作品は大切に管理保管し、市の大切な財産として後世につなげてまいります。

以上、行政報告といたします。

**○議長（溝見友一君）**　市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

| | | |
|---|---|---|
| **日程第４** | **報告第７号** | **令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について** |
| **日程第５** | **報告第８号** | **令和４年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について** |
| **日程第６** | **報告第９号** | **令和４年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について** |
| **日程第７** | **報告第１０号** | **令和４年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について** |
| **日程第８** | **報告第１１号** | **令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について** |
| **日程第９** | **承認第１号** | **専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号）** |
| **日程第１０** | **承認第２号** | **専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号）** |
| **日程第１１** | **承認第３号** | **専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第** |

６号）

日程第１２　承認第４号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号）

日程第１３　承認第５号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第８号）

日程第１４　承認第６号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号）

日程第１５　議案第４１号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）

日程第１６　議案第４２号　令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１７　議案第４３号　宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第４４号　宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１９　議案第４５号　宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について

日程第２０　議案第４６号　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）

日程第２１　同意第７号　監査委員の選任について（元嶋　茂氏）

日程第２２　同意第８号　教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏）

日程第２３　同意第９号　農業委員会委員の任命について（河野　公明氏）

日程第２４　同意第１０号　農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏）

日程第２５　同意第１１号　農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏）

日程第２６　同意第１２号　農業委員会委員の任命について（村山　安次氏）

日程第２７　同意第１３号　農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏）

日程第２８　同意第１４号　農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏）

日程第２９　同意第１５号　農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏）

日程第３０　同意第１６号　農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏）

日程第３１　同意第１７号　農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏）

日程第３２　同意第１８号　農業委員会委員の任命について（本田　久氏）

日程第３３　同意第１９号　農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏）

日程第３４　同意第２０号　農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏）

日程第３５　同意第２１号　農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏）

日程第３６　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏）

**○議長（溝見友一君）**　日程第４、報告第７号令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第３６、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

**○市長（守田憲史君）**　本日から令和５年第２回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提案しますのは、報告案件として令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告等を５件、承認案件として宇城市税条例の一部改正の専決処分等を６件、予算案件として令和５年度宇城市一般会計補正予算等の補正予算２件、条例案件として宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正等３件、その他案件として工事請負契約の変更契約締結を１件、同意案件として監査委員の選任同意について等１５件、最後に、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦について１件、合わせて３３件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。まず、報告第７号及び報告第８号の詳細説明を求めます。

**○総務部長（天川竜治君）**　報告第７号令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について、詳細説明いたします。議案集９ページをお願いいたします。

本報告は、令和３年度宇城市一般会計補正予算（第１号）及び令和４年度宇城市一般会計補正予算（第８号）で、継続費として承認をいただいた、小川中学校建替事業（第１期）、小川中学校グラウンド整備事業及び松橋中学校校舎建替事業の計３事業について、令和５年度に逓次繰越した金額を報告するものです。

１０ページをお願いします。継続費、全３事業の総額は、下記の合計欄のとおり、総額で８１億５６７万円です。

令和４年度の予算現額は、前年度逓次繰越額を含めて２３億５，１３６万８千円で、支出済額及び支出見込額を差し引いた残額が１６億９，１６４万３千円です。この残額を、翌年度逓次繰越額として令和５年度に繰り越しております。

財源は、繰越金８，８０２万３千円のほか、特定財源で国県支出金を３億７，８２２万円、地方債を１２億２，５４０万円見込んでおります。

以上で、報告第７号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第８号令和４年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

について、詳細を説明いたします。議案集１１ページをお願いします。

本報告は、昨年２月の定例会以降、本年３月までの定例会で承認いただきました公用自動車購入事業など全４３事業の繰越明許費について、実際に令和５年度に繰り越した金額を報告するものです。

１２ページから１６ページにかけて、事業ごとに繰越明許費の繰越しを行っています。

翌年度繰越額の合計額は、１６ページをご覧ください。１６ページの一番下の合計欄で、翌年度繰越額が２１億４，４７２万円、うち既収入特定財源が３，３０８万８千円、未収入特定財源が１５億８，９１９万１千円、一般財源を５億２，２４４万１千円としております。

繰越しの具体的な理由については、事業ごとに理由がそれぞれ異なりますが、いずれも予算成立後に思わぬ支障が生じたことで、年度内の完成が困難となり、改めて令和５年度の歳出予算に計上する対応では、確実な執行を期することができないことから、必要な財源を付け繰り越すものです。

以上で、報告第８号の詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　報告第７号及び報告第８号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第９号及び報告第１０号の詳細説明を求めます。

**○上下水道局長（福田真治君）**　議案集は１７ページをお願いいたします。報告第９号令和４年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

本案は、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、議会に報告するものです。

議案集は１８ページに移ります。同法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越し額です。

翌年度繰越額は、収益的収支予算の款１水道事業費用、項１営業費用、事業名が大野橋改築に伴う配水管布設替事業９００万円及び国道３号竹崎地区歩道整備事業に伴う配水管布設替事業５００万円の合計１，４００万円となります。

繰越しの理由は、国や県発注による関連工事の工期延伸によるものです。

以上で、報告第９号の説明を終わります。

次に、報告第１０号の説明を行います。議案集は１９ページをお願いいたします。令和４年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

本案は、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、議会に報告するものです。

議案集は２０ページに移ります。同法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額です。

翌年度繰越額は、資本的収支予算の款１資本的支出、項１建設改良費、事業名が公共下水道施設改良事業１，１３３万円及び農業集落排水施設改良事業や雨水対策

事業など合計４件で、２億９，５４５万１千円となります。

主な繰越しの理由は、関係機関等との協議・調整に時間を要したこと、また国の補正予算の活用で年度内の事業完成が困難となったものです。

次に、２１ページをお願いいたします。同法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越し額としまして、まず、収益的収支予算の款１下水道事業費用、項１営業費用、事業名が大野橋改築に伴う下水道管移設事業で９３７万４千円。また、資本的収支予算で、款１資本的支出、項１建設改良費、事業名が雨水対策事業、翌年度繰越額が１億９，５２４万円の合計２件で２億４６１万４千円となります。

繰越しの理由は、国や県発注による関連工事の工期延伸や、新型コロナウイルス感染症の影響による工事資材の納入遅延によるものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　報告第９号及び報告第１０号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第１１号の詳細説明を求めます。

**○市長政策部長（元田智士君）**　報告第１１号令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

市が出資します宇城市土地開発公社の令和４年度の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項及び地方自治法施行令第１７３条の２の規定により、議会に報告するものです。

議案集は２２ページです。併せて別冊の資料、令和４年度の経営状況宇城市土地開発公社、こちらをご覧いただきたいと思います。説明は、別冊の資料で行います。資料４枚目から決算報告書です。

次のページ１ページ目をお願いいたします。令和４年度収支決算については、公有地取得等の事業を行っておりませんので、事務的経費のみです。

まず、（１）収益的収入支出の収入は、事業外収益の受取利息１０４円。支出は、販売費及び一般管理費で、役員交代に伴う証明書発行手数料３００円です。収支の差額１９６円が当期損失となります。

次のページをお願いいたします。（２）資本的収入支出については、事業を行っておりませんので、収支ともに決算額は０円となりました。

３ページ以降は、決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録。１１ページから付属明細表、１４ページに監査結果を添付しております。

なお、１５ページから令和５年度の予算計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画等はありません。事務的経費のみを計上しております。

以上で、報告第１１号令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について、詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　報告第１１号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第１号及び承認第２号の詳細説明を求めます。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号）宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は２３ページから３１ページ、説明資料は５ページから２８ページまでとなっております。

本日は、議長のお許しをいただき、お手元に配布しています宇城市税条例の一部改正のポイントを参照しながら説明いたします。なお、一つ一つ申し上げますと大変時間がかかりますので、要点のみを抜粋して説明します。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が３月３１日に公布され、４月１日に施行されたことにより、宇城市税条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付けで専決処分としましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、改正内容について、改正のポイントと説明資料に沿って説明いたします。改正ポイントは、本則、附則の改正条例番号順に記載しております。関連する改正はまとめて説明いたします。

まず、ポイント４番の市民税、説明資料の７ページの上段になります。個人の市民税の徴収方法等について、第３８条第１項及び第３項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、以下、森林環境税等に関する法律と申し上げます。この施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するものです。

次に、ポイント５番の市民税、説明資料の７ページ中段になります。個人の市民税の納税通知書について、第４１条は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に、森林環境税額を追加する改正です。

続いて、ポイント６番の市民税、説明資料の７ページの下段からになります。給与所得に係る個人の市民税の特別徴収について、第４４条第１項から第６項は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正です。

続きまして、ポイント２ページの９番の市民税、説明資料の１０ページの下段からになります。公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、第４７条の２第１項及び第２項は、森林環境税等に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正です。

次に、附則について説明します。

ポイントは３ページ、１６番の市民税です。説明資料の１６ページの中段になり

ます。肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、附則第８条第１項は、適用期限を令和９年度まで延長するものです。

続いて、ポイント２０番の固定資産税、説明資料の２０ページの下段になります。平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、附則第１０条の４第２項は、法律改正に合わせて、対象年度を令和５年度分及び令和６年度分に改正するものです。

また、ポイント２１番の固定資産税、説明資料は２１ページの上段ですが、平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、附則第１０条の５第２項も同様に、法律改正に合わせて、対象年度を令和５年度分及び令和６年度分に改正するものです。

続いて、ポイント４ページ、２２番の固定資産税、説明資料の２１ページの中段です。令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、附則第１０条の６は、法規定の新設に合わせて新設するものです。

次に、ポイント２３番の軽自動車税、説明資料の２３ページの上段になります。右側の軽自動車税の環境性能割の非課税について、附則第１５条の２は、臨時的軽減措置に係る規定を削除したものです。

続いて、ポイント２６番の軽自動車税、説明資料の２３ページの下段からになります。軽自動車税の種別割の税率の特例について、附則第１６条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を３年間（２５％軽減の対象については２年間）延長したことによるものと、改正による項のずれを修正したものです。

最後に、ポイント５ページ、２９番の市民税、説明資料の２７ページの中段です。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、附則第１７条の２第１項及び第２項は、適用期限を令和８年度まで延長する改正です。

その他、上位法令の改正に伴う条項のずれの整理を行っております。

以上で、承認第１号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第２号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号）宇城市税特別措置条例の一部改正について説明します。議案集は３２ページから３３ページ、説明資料は２９ページから３１ページまでです。議案集で説明いたします。

本案は、半島振興法第１７条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長の発展の基盤強化に

関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が３月３１日に公布され、４月１日に施行されたことにより、宇城市税特別措置条例等の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付けで専決処分をしましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

改正内容といたしましては、各省令の適用期限を２年間延長することに伴う改正です。

以上で、承認第２号の詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　承認第１号及び承認第２号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第３号の詳細説明を求めます。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　承認第３号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第６号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集３４ページ、説明資料集３２ページです。

本案は、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年３月３１日に公布され、４月１日から施行されることにより、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、３月３１日付けで専決処分を行いましたので、議会に報告及び承認を求めるものです。

改正の概要は、国民健康保険税の課税限度額を見直すもので、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行２０万円から２２万円に引き上げるものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得の見直しによる軽減制度の拡充も併せて行うものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　承認第３号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第４号及び承認第５号の詳細説明を求めます。

**○総務部長（天川竜治君）**　承認第４号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号）令和５年度宇城市一般会計補正予算（専決第１号）について詳細説明します。議案集３７ページから３８ページをお願いいたします。資料は、別冊の令和５年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第１号）となります。

令和５年４月１日付けで、予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、令和５年３月３１日までとされていた新型コロナワクチン接種の特例臨時接種としての実施期間が、令和６年３月３１日まで延長されるため、令和５年度

におけるコロナワクチンの追加接種を国の施策に応じて迅速に措置すべく補正対応したものです。

別冊の令和５年度宇城市一般会計補正予算書（専決第１号）の１ページをお願いします。

はじめに、予算の総額について説明します。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億５，５６３万３千円を追加し、予算総額を３３６億２，７３８万８千円としております。

７ページをお願いします。歳出予算です。款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費で３億５，５６３万５千円を補正しております。主な補正は、節１２委託料のワクチン接種業務委託料１億４，０７４万２千円です。病院や診療所でワクチンの個別接種を行うための経費です。

次に、ワクチン接種体制構築運用業務委託料１億６，１０１万２千円です。コールセンターや予約システムの構築運営費、集団接種の運営補助等を行うための経費です。

このほか、ワクチン接種体制を図るために必要な経費を各節において計上しております。

特定財源は、国県支出金に３億５，５６３万５千円を計上しております。６ページの国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や接種体制確保補助金で全て賄われます。

以上で、承認第４号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第５号令和５年度宇城市一般会計補正予算（専決第２号）について詳細説明します。議案集３９ページから４０ページをお願いします。資料は、別冊の令和５年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第２号）となります。

令和５年５月１日付けで、予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律５万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務事業を、国の施策に応じて迅速に措置すべく補正対応したものとなります。

別冊の令和５年度宇城市一般会計補正予算書（専決第２号）の１ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ７，９６７万６千円を追加し、予算総額を３３７億７０６万４千円としてお

ります。

７ページをお願いします。歳出予算です。款３民生費、項５母子福祉費、目１母子福祉費で７，９６７万６千円を補正しております。

主な補正は、節１８負担金補助及び交付金の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金７，７４５万円です。市内在住の低所得のひとり親世帯や児童手当等の受給者で令和４年度の住民税非課税世帯などを対象とした児童一人当たり５万円の給付金となります。

このほか、給付事務を図るために必要な経費を各節において計上しております。

特定財源として、国県支出金に歳出の補正額と同額の７，９６７万６千円を計上しております。

６ページの国庫支出金、新型コロナウイルスウイルス感染症セーフティネット強化交付金で全て賄われます。

以上で、承認第５号の詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　承認第４号及び承認第５号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第６号の詳細説明を求めます。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　承認第６号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号）令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）について説明します。議案集４１ページ、資料は、別冊の令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）です。

本案は、令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）を令和５年５月３１日付けで専決処分しましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

令和４年度国民健康保険特別会計において、歳出に対する歳入が不足するため、歳入歳出決算額が１億５４４万９千円の赤字となる見込みです。

この決算補填を目的として、令和５年度の歳入財源を令和４年度に繰り上げて充用する必要が生じ、本年５月３１日付けで専決処分を行いました。

別冊の令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）の１ページをお願いします。

今回の補正は、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５４４万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７９億３，９７１万５千円とするものです。

内容につきましては、８ページの歳出予算、款１０前年度繰上充用金１億５４４万９千円を増額し、その財源として、７ページの歳入予算、款８市債として、熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付事業の貸付金により、同額を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　承認第６号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４１号の詳細説明を求めます。

**○総務部長（天川竜治君）**　議案第４１号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）について詳細説明をいたします。別冊の令和５年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第１号）の１ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第１条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ１億１，７３２万７千円を減額し、予算総額を３３５億８，９７３万７千円としております。

また、第２条で繰越明許費、第３条で債務負担行為、第４条で地方債を補正しております。

補正の内容については、電力・ガス・食料品等の物価高騰対策や学校給食費の無料化事業補助金、国民健康保険特別会計の税収減に伴う赤字補填基準外繰出金の追加や国庫補助事業の採択結果による減額など、当初予算編成後に生じた財政需要等に対応するための補正となります。

２ページ目をお願いします。第１表、歳入歳出予算補正です。歳入の主な補正は、款１５国庫支出金で２，０５０万円の減額、款１６県支出金で８，７３７万６千円の増額、款１９繰入金で１億１，８８４万４千円の減額、款２２市債で７，８９０万円の減額などがあります。

３ページをお願いします。歳出の主な補正は、款３民生費、項１社会福祉費で３億１，９００万９千円の増額。款４衛生費、項３清掃費で３億１９９万８千円の減額。款７土木費、項２道路橋りょう費で４億５，８７７万５千円の減額。款９教育費、項７学校給食費で１億５，８０１万７千円の増額などとなります。

４ページに移ります。第２表、繰越明許費の補正です。１追加で、小学校給食配膳室改修事業ほか１件を紙面のとおり追加しております。

５ページをお願いします。第３表、債務負担行為補正です。１追加で、地域間交流施設金桁温泉指定管理業務委託を紙面のとおり追加しております。

６ページに移ります。第４表、地方債補正です。１変更で、児童福祉施設整備事業費ほか５件を紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出予算の主なものと特定財源を説明します。

１２ページをお願いします。款２総務費、項１総務管理費、目６企画費、節１２委託料で、シティプロモーション業務委託料２７０万円、土産品開発業務委託料３３０万円を追加しております。子育て支援策等を県内にＰＲし、定住を促進するための新聞広告経費や市内事業者の特産品を磨き上げ、売上げ向上や市のＰＲ強化を

図るものです。また、節１３使用料及び賃借料で、ライセンス使用料７０２万９千円を追加しております。市民サービスの向上及び行政事務の効率化を目標とした情報配信ツール機能の拡充を図るものです。財源は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金や県の地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金、市のふるさと応援寄附基金の繰入金です。

１３ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節１８負担金補助及び交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金２億２，５００万円を追加しております。エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に１世帯当たり３万円の給付を実施することで、生活・暮らしの支援を行うものです。財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で全て賄われます。

同じく、目３国民健康保険費、節２７繰出金で財政安定化支援基準外繰出金７，５２５万９千円を追加しております。国民健康保険特別会計の税収減に伴う一般会計の赤字補填繰出金です。

１４ページをお願いします。款４衛生費、項３清掃費、目１清掃総務費の宇城広域連合宇城クリーンセンター費負担金３億１９９万８千円の減額は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業が令和４年度の国補正予算により補助採択されたことに伴い、前年度の補正予算（第９号）と重複計上となった部分の不用額の減額です。

１４ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、１５ページに移ります、節１８負担金補助及び交付金の産地生産基盤パワーアップ事業補助金４，８９２万５千円の追加は、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農産物の付加価値を高くするために必要な生産資材の導入を支援するものです。次世代型果樹園モデル実証事業補助金１，５９５万４千円の追加は、省力化技術の導入とスマート機器整備による労働生産性の高い果樹経営のモデル実証を行い、１戸当たりの経営面積拡大による産地生産力の維持を図る支援です。農業振興費補助金の財源は、全て県補助金で賄われます。

同じく、項３水産業費、目４漁港改良費、節１４工事請負費で海岸メンテナンス工事費を９，９００万円減額しております。田井ノ浦漁港の護岸保全事業の国の内示に伴う減額です。財源は、歳出の減額と併せて、国補助金と地方債をそれぞれ減額しております。

款６商工費、項１商工費、目４観光費、節１２委託料で、三角西港でくまモンとかくれんぼ事業委託料６７０万円を追加しております。三角西港の魅力をくまモンとコラボレーションさせ、にぎわいと市の魅力度や市内経済への波及効果を図るも

のです。

１６ページに移ります。もったいなかレストランｉｎ三角西港業務委託料６３５万円を追加しております。県や市の食材、県出身のシェフ等により三角西港でレストランを限定でオープンし、フードロスへの意識醸成やＡ列車等を活用し三角西港の魅力発信とイメージの向上を図る事業です。財源は、県のくまモン活用地域資源創出事業費補助金や地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金、市のふるさと応援寄附基金の繰入金です。

款７土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費から目４橋りょう維持費については、項の補正総額で４億５，８７７万５千円を減額しております。国の社会資本整備総合交付金等の採択結果により、それぞれ紙面のとおり減額しております。財源は、歳出の減額と併せ、国補助金と地方債を減額しております。

１７ページをお願いします。款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節１４工事請負費で、小学校施設改修工事費１億１，１６５万４千円を追加しております。各学校の給食調理場を配膳室に改修するための補正です。前年度の計画では、余剰教室を利用した配膳室改修を予定しておりましたが、学校運営における余剰教室確保等が困難となり、改修計画等の変更が必要となったことに伴い、令和４年度に行った実施設計、青海小を除く三角、小川地区の計５校の改修経費を再計上するものです。財源は、歳出の増額と併せ地方債を増額し、併せて繰越明許費を設定しております。

同じく、項３中学校費、目１学校管理費の２，０３５万１千円は、三角中学校に係る配膳室改修に係る追加です。小学校費で説明した理由と同様です。本事業についても繰越明許費を設定しております。

１８ページに移ります。款９教育費、項７学校給食費、目１給食総務費、節１８負担金補助及び交付金で、学校給食費無料化事業補助金１億４，１６１万７千円を追加しております。宇城市立の小中学校へ通学する児童生徒、宇城市内に在住で市立外・市外の小中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、公費補助を行い、子育て世帯を支援するとともに市外からの転入・定住化等を図るものです。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

ページを戻ります。９ページをお願いします。款１１地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税で、特別交付税を３４７万１千円増額しております。ｅスポーツ事業に係る地域おこし協力隊の増員に伴うものです。

１１ページをお願いします。款１７財産収入、項２財産売払収入、目３有価証券

売払収入で、株券売払収入７００万円を追加しております。第３セクターである三角町振興株式会社が令和５年３月３１日に解散したことに伴う本市所有株の分配金です。

続いて、款１９繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金で１億２，２２３万９千円を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を本基金で行っております。

以上で、議案第４１号の詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４１号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第４２号及び議案第４３号の詳細説明を求めます。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　議案第４２号令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明します。別冊の令和５年度宇城市国民健康保険特別会補正予算（第１号）の１ページをお願いします。

今回の補正は、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１９万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ７９億４，０９０万５千円とするものです。

まず、歳入について説明します。６ページをお願いします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税７，５２５万９千円の減額は、当初予算において、令和５年度標準保険税率により算出した国民健康保険税の現年課税分を計上していましたが、国保世帯に与える影響を踏まえて、令和５年度の税率は、標準保険税率と令和４年度の市の税率の中間程度の税率としたため、その差額を減額するものです。

款３県支出金１１８万８千円の増額は、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修に係る特別調整交付金の増額によるものです。

款５繰入金、項１他会計繰入金７，５２５万９千円の増額は、国民健康保険税の減額分を一般会計から基準外繰入れするものです。

次に、歳出を説明します。７ページをお願いします。

款１総務費、項１総務管理費１１８万８千円の増額は、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修によるものです。

以上で、説明を終わります。

引き続き、議案第４３号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集４３ページ、説明資料集４０ページです。

本条例による助成につきましては、県の補助金２分の１を受けて実施しておりますが、今般、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領が改正され、対象者が拡大されたことに合わせ、本条例の改正を行うものです。

これまでは、法令の規定により国や県などの公費負担の対象となる者については、一部の者に限って対象となっていましたが、今回の県の要領の改正に伴い、全ての公費負担の対象となっている方が医療費助成の対象となったことから、本市の重度心身障がい者医療費の助成の対象となる方について、県の要領に合わせた改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４２号及び議案第４３号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４４号の詳細説明を求めます。

**○上下水道局長（福田真治君）**　議案集は４５ページから４７ページにかけ、説明資料集は４３ページから４６ページになります。議案第４４号、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案集により説明いたします。

現在、上水道の給水区域外である小川町西海東の一部及び南海東の一部において、飲料水として使用している地下水の水質が悪化しているため、松橋・小川上水道の給水区域に追加することにより、飲料水の水質を改善するもので、これに伴う給水区域及び給水人口並びに一日最大給水量の改正を行うものです。

併せて、今回上水道区域を変更することにより、現行の飲料水供給区域と今回追加する給水区域が重複することから、この飲料水供給区域を廃止するものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４５号の詳細説明を求めます。

**○福祉部長（岩井　智君）**　議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について説明します。議案集４８ページをお願いいたします。

本件は、宇城市立児童館条例で設置が規定されております市内唯一の豊野町児童館が、その機能を消失したことから閉館することとし、宇城市立児童館条例の廃止を提案するものであります。

同施設は、その機能として、これまで豊野町学童保育所としてのみ利用されていましたが、築後４２年が経過しており施設の老朽化が進行しているとともに、熊本

地震での被災により不具合が生じていました。

このことから、熊本地震で使用された仮設住宅の県産材を再利用した新学童保育所を旧豊野町福祉センター跡地に建設し、本年４月より移転しております。

移転後に豊野町児童館の使用を検討する中で、施設の老朽化が著しいこと、宇城市公共施設長寿命化計画において、７年後の令和１２年に建て替え予定であることからそれまでの耐久が不確実なこと、さらに児童福祉法による児童館機能が隣接の豊野防災拠点センター及び本年４月にその体制が整備されましたこどもセンターなどでほぼ賄えることなどにより、豊野町児童館を閉館することとし、市内における児童館が存しなくなるため、児童館条例の廃止を本議会に提案するものであります。

以上で、議案第４５号の説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４６号の詳細説明を求めます。

**○教育部長（豊住　章君）**　議案集４９ページ、説明資料集４７ページです。議案第４６号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回、小川中学校改築工事の変更契約につきましては、令和５年５月３０日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

工事名、小川中学校改築工事。今回変更増額１億６，０１１万７，２０７円、現請負金額３１億２，４００万円、変更請負金額３２億８，４１１万７，２０７円。契約の相手方、住所、熊本県八代市迎町２丁目９号１０番地。商号又は名称、和久田建設・髙橋建設・実栄企業建設工事共同企業体。代表者氏名、和久田建設株式会社、代表取締役和久田数臣。

主な変更内容は、急激な賃金水準の変化への対応として、令和４年２月２８日付けで通知された賃金等の変動に対する工事請負契約約款第２６条第６項の運用、いわゆるインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更請求による増額変更が主なものです。

そのほか、設計調査により建物基礎部に軟弱な地盤を確認しており、建物を安全に支えるための地盤補強工事を要するものとしていましたが、想定の深度より１．５メートルから２．７メートル浅い部分に支持層を確認できたため、一部を減額変更しております。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４６号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第７号から諮問第１号までの詳細説明を求めます。

**○総務部長（天川竜治君）**　議案集５０ページ、説明資料集４９ページです。監査委員の選任について説明します。

本案は、監査委員の木村和弘氏の任期が、本年６月３０日をもって満了となるため、新たに元嶋茂氏を選任いたしたく、選任の同意をお願いするものです。

元嶋氏におかれましては、行政運営に関し優れた識見を有する者であり、監査委員として適任であると考えております。

監査委員の選任につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集５１ページ、説明資料集５０ページです。教育委員会委員の任命について説明します。

本案は、現教育委員会委員のうち１人が、令和５年６月３０日をもって任期満了することに伴い、引き続き今泉京子氏の任命の同意をお願いするものです。

今泉氏は、経歴、人格、識見共に優れた方であり、教育委員会委員として申し分ない方と考えております。

教育委員会委員の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集５２ページから６４ページ、説明資料集は５１ページから６３ページになります。農業委員会委員の任命について説明します。

現在の委員が令和５年７月１９日をもって任期満了となりますので、新たに農業委員会委員の任命をするにあたり、議会に任命の同意をお願いするものです。

今回、提案しております河野公明氏、村嶋政弘氏、橋本孝博氏、村山安次氏、百家美代子氏、坂本茂義氏、五嶋一精氏、北岡誠司氏、田尻かほる氏、本田久氏、岩村登美氏、松川奈保美氏、山田哲郎氏の１３人の方につきましては、いずれも農業に関する識見を有し、農業委員会が所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であり、経験や熱意においても優れた方でございます。

任期は、令和５年７月２０日から３か年となります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集６５ページ、説明資料集６４ページとなります。人権擁護委員候補者の推薦について説明します。

現委員であります小川町の永木勲氏が、令和５年９月３０日付けで任期満了になりますので、再推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

永木勲氏は人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　同意第７号から諮問第１号までの詳細説明が終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第３７　休会の件**

**○議長（溝見友一君）**　日程第３７、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日６月２０日火曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、明日６月２０日火曜日は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午前１１時１９分

# 第　２　号

## ６月２１日（水）

# 令和５年第２回宇城市議会定例会（第２号）

令和５年６月２１日（水）
午前１０時００分　開議

１　議事日程

日程第１　　一般質問

２　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員は次のとおりである。（２１人）

| | |
|---|---|
| １番　坂　元　大　介　君 | ２番　四　海　公　貴　君 |
| ３番　村　上　真由子　君 | ４番　河　野　真　理　君 |
| ５番　吉　良　邦　夫　君 | ６番　田　中　美　君　君 |
| ７番　嘉古田　茂　己　君 | ８番　原　田　祐　作　君 |
| ９番　永　木　　誠　君 | １０番　山　森　悦　嗣　君 |
| １１番　三　角　隆　史　君 | １２番　坂　下　　勲　君 |
| １３番　高　橋　佳　大　君 | １５番　溝　見　友　一　君 |
| １６番　園　田　幸　雄　君 | １７番　福　田　良　二　君 |
| １８番　河　野　正　明　君 | １９番　入　江　　学　君 |
| ２０番　豊　田　紀代美　君 | ２１番　中　山　弘　幸　君 |
| ２２番　石　川　洋　一　君 | |

４　欠席議員（１人）

１４番　髙　本　敬　義　君

５　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 植　野　　修　君 | 書　　記 | 河　村　聡　美　君 |

６　説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 守　田　憲　史　君 | 副　市　長 | 浅　井　正　文　君 |
| 教　育　長 | 平　岡　和　徳　君 | 総務部長 | 天　川　竜　治　君 |
| 市長政策部長 | 元　田　智　士　君 | 市民部長 | 黒　﨑　達　也　君 |
| 福祉部長 | 岩　井　　智　君 | 保健衛生部長 | 井　住　寿　宏　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 経済部長 | 浦田敬介君 | 土木部長 | 平木恵一君 |
| 教育部長 | 豊住　章君 | 総務部次長 | 舛井貴男君 |
| 市長政策部次長 | 坂本優子君 | 市民部次長 | 岩竹泰治君 |
| 福祉部次長 | 平松洋介君 | 保健衛生部次長 | 田嶋　真君 |
| 経済部次長 | 中川裕二君 | 土木部次長 | 星津章博君 |
| 教育部次長 | 米田年宏君 | 三角支所長 | 佐藤幹雄君 |
| 不知火支所長 | 木下秀典君 | 小川支所長 | 竹口則和君 |
| 豊野支所長 | 赤星　徹君 | 上下水道局長 | 福田真治君 |
| 会計管理者 | 西村光代君 | 監査委員事務局長 | 井上まゆみ君 |
| 農業委員会事務局長 | 園田弥生君 | 財政課長 | 田尻勇樹君 |

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　これから、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１　一般質問**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、２０番、豊田紀代美君の発言を許します。

**○２０番（豊田紀代美君）**　おはようございます。２０番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは４点について質問をさせていただきます。

大きな１点目、教育環境について、２点目、農業問題について、３点目、障がい福祉サービスについて、４点目、企業誘致についてを質問いたします。質問に入ります前に、大きな３点目の障がい福祉サービスについての小さな１点目を、最後の小さな４点目に変更していただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。大きな１点目、教育環境について、小さな１点目、宇城市立豊福小学校の現状についてお尋ねをいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　豊福小学校の雨漏りについては、梅雨前に既に屋上防水の補修が完了しております。５月末の豪雨でも、雨漏りの報告は上がってきておりません。雨漏りは発生していない状況です。

**○２０番（豊田紀代美君）**　教育部長、報告大変ありがとうございます。

続きまして、小さな２点目、豊福小学校校舎・体育館の耐力度調査状況についてお尋ねをいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　現在、豊福小学校で実施中の耐力度調査の状況についてお答えします。

まず、耐力度調査とは、過去の質問でもお答えしておりますが、学校施設の建物の構造耐力と経年による耐力・機能の低下、そして立地条件による影響の３点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を点数により評価するものです。調査の結果、所要の評点に達しないものについては、老朽化した学校施設を建て替える事業を行う際、国補助の対象となることから、改築が必要かどうかを判断するための１つの方法として実施するものです。

今回の耐力度調査では、教室棟８棟、屋内運動場１棟の計９棟を調査しております。工期は令和５年１０月３１日までで、現在は現地調査が完了し、各項目の評価点の算定を行っているところです。

あくまでも、現時点での中間報告ではありますが、校舎棟については、８棟中７

棟で基準を下回っています。

面積に換算しますと３，７０１平方メートル中、９８％にあたる３，６３０平方メートルで国補助の要件である４，５００点を下回る結果になっております。

屋内運動場についても、現在評定点の算定中ではありますが４，５００点を下回る見込みです。

なお、最終の評価点については、今後棟ごとに詳細な評価を行い、県の検査を受けた上で、なるべく早期に報告ができればと考えております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　教育部長、御報告ありがとうございます。現時点での中間報告ではありますが、校舎等につきましては９８％が国庫補助の要件である４，５００点を下回っている結果であると御答弁をいただきました。さらには、屋内運動場につきましても算定中ではありますが、４，５００点を下回る見込みであるとの御報告をいただきました。最終評価点また県の検査を受けた上ではありますが、中間報告とはいえ４，５００点を下回ったということについては、豊福小学校校舎と体育館の建て替えについて大きな期待を寄せているところでございます。

そこで、小さな３点目、今後、豊福小学校の校舎・体育館の新築建て替えについて、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

**○市長（守田憲史君）**　先ほどの教育部長の答弁のとおり、耐力度調査の中間報告において、校舎のほぼ全ての棟で国庫補助の基準となる４，５００点を下回る結果が出ており、屋内運動場についても、算定中ではありますが４，５００点を下回る見込みです。有り体に言えば、新築建て替えの点数だということになります。

豊福小学校の今後の方針については、耐力度調査の最終結果を踏まえて、十分な議論を交わした上で、総合的に判断いたしたいと考えます。

まずは、今年度から工事を開始します松橋中学校校舎の新築建て替えを優先させていただきます。

**○２０番（豊田紀代美君）**　守田市長の御指摘のように、まずは今年度から工事着工される母校松橋中学校の建て替えを優先していただくことは、大変ありがたく感謝申し上げます。これまで豊福小学校の新築建て替えにつきましては、複数回一般質問で取り上げさせていただきました。宇城市立小中学校の中で一番古く、耐力度調査も中間報告とはいえ、繰返しになりますが４，５００点を下回り、国の補助対象になることから、子どもたちの安心・安全のために、さらには豊福校区連絡協議会からの強い御要望にお応えしていただき、守田市長の総合的な判断、さらには御英断に大きな期待を寄せております。また、引き続き議員各位におかれましても、豊福小学校校舎・体育館の新築建て替えに御協力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

農業問題についてでございます。議長のお許しをいただきまして、市長、副市長、教育長それから議員各位にはペーパーで資料を机上配布させていただき、他の執行部の皆様にはパソコンにデータを取り込んでいただいております。御参照ください。２０２３年５月２２日の熊日新聞に、「三角町大口の県の農村整備事業を機に、農地集約温州ミカンやデコポンの２０２１年の販売額は何と１億５，３００万円。２０年前に比べて６．３倍に増え、経営の規模拡大、若手後継者を核に耕作放棄地の再生分を新たに進行中である」と大きく取り上げてありました。次世代の後継者と大口の農業を守りたいという力強い言葉に、私も力をいただきました。一方、隣接地の不知火町大見地区は鳥獣被害が拡大し、ヒヨドリやメジロに加え、イノシシ、ハクビシンの害が急増、最近ではシカやサルが出没するようになったとお聞きいたしております。高齢化が進み、平地ハウスのみ営農を続けておられる農家が増加しております。ここで、画面をお願いしたいと思います。先日、坂下建設経済委員長と地元の吉良議員と共に研修にまいりました。右側のこれが非常に整備されている三角町大口の農場です。そしてこの道１本で、この左側が何と不知火町大見地区の荒れ果てたイノシシ等が走り回っている状況です。イノシシは映ってはおりませんが。それから、これは不知火町大見地区の不知火菊のところを３人で研修をさせていただきました。髙岡さんに案内をしていただいております。これは、坂下委員長と吉良議員が松葉杖をついて参加をしていただいております。

そこで、小さな１点目、地域おこし協力隊の農業への活用についてでございますが、不知火町の大見では、６月８日に大見果樹青年同志会を構成１４人で発足されております。顧問に北園大見区長、末松、吉田両県議、坂下建設経済委員長、吉良議員、相談役として髙濱熊本大学名誉教授と北園熊本県農業研修センター果樹研究所長と私、豊田も顧問としてお手伝いをさせていただいております。若手後継者として、農業の再起と移住・定住の受入れを主目的として活動される大見果樹青年同志会です。このような組織体への地域おこし協力隊を専従していただき、若手農業者とタッグを組み、地域産業である農業や地域資源の魅力を発掘、発信そして荒廃地を解消していただき、移住・定住希望者の促進及び別途空き家対策に従事する地域おこし協力隊と協力をしていただき、連携を取っていただきながら、課題多き農業問題及び地域再起を図るためにも、まず是非地域おこし協力隊４、５人を採用していただきたいと強く思います。さらには将来的なこのモデル地区を各地区へ拡大し、宇城市農業を元気にしたいと大見果樹青年同志会の髙岡代表は熱く語っていただいております。これが、大見果樹青年同志会のメンバーです。ちょうどお昼時の仕事の忙しいときでございましたので、参加者はこれだけでしたが１４人で結成をされております。所管の経済部それから地域振興課長、副市長とも協議を重ねてま

いりました。そこで、地域おこし協力隊の農業への活用について、経済部長のお考えをお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　地域おこし協力隊を農業に活用している地域は、県内に数か所ございますが、活用事例で参考となるのではと豊田議員から情報をいただきました御船町と南阿蘇村には現状を尋ねてまいりました。

御船町では、吉無田地区で環境保全活動を行っていた十数人の方が、平成２９年に環境保全と地域の活性化を目的としてＮＰＯ法人を立ち上げ、令和元年に活動を拡大するために、農業も含めた当該協力隊を受け入れています。農業関連では１人が耕作放棄地解消や農業イベント活動を行っており、２ヘクタールの耕作放棄地に蕎麦などを植えて管理し、今後拡大を検討しているそうです。

さらに今年度は、別の任意団体が受入先となり、吉無田水源の水を使った米の開発と販路拡大を目的とし、現在１人を募集しているとのことです。

南阿蘇村は、村内の農地維持と新規就農者の育成、土地利用型作物の振興を推進する目的で、令和３年に村の１００％出資で設立された南阿蘇村農業みらい公社が受入先となっています。有機農業推進プロジェクトとして事務で２人、新規就農プロジェクトとして農作業で８人の隊員を受け入れています。公社には村の正規２人、非正規１人の職員も常駐しています。

主な活動として、高齢化に伴って耕作放棄地となった８ヘクタールの農地を受け入れ、米・蕎麦・サツマイモ・ニンニクの栽培に取り組まれているようです。

先般、協力隊の任期を終えた１人の方が就農され、アスパラガスの栽培を始められたともお聞きいたしました。

今回２つの自治体から説明を受けた中で、地域おこし協力隊制度の本来の目的である定住・定着が最も大きな課題であることが分かりました。

本市におきましては、空き家対策として空き家バンクがありますので、お住まいは確保しやすい環境にあります。任期を終え、不安なく就農できるよう、農産物のＰＲ、販路拡大、耕作放棄地の解消などの活動を通じて、地域の皆様との連携を深めながら、地域おこし協力隊の活用に取り組んでまいります。

**○２０番（豊田紀代美君）**　経済部長より、地域おこし協力隊の活用に取り組んでまいりますという力強い答弁に感謝をいたしております。大見果樹青年同志会の構成員の皆さんも喜んでいただけると思います。総務省のホームページより、地域おこし協力隊は特別交付税、国費１０分の１０、このことについては前回の一般質問でも取り上げております。令和３年には全国で６，０００人、それを令和８年には１０，０００人に増員、また隊員の７割が３０代以下で、任期後６５％が定住され、令和４年北海道東川町では６４人、熊本県高森町では５９人の隊員を採用されておりま

す。今後とも積極的な地域おこし協力隊の活用を強く要望いたしておきます。

小さな２点目、宇城市ブランドの確立についてございますが、地域ブランドを輝かせ再発信するために、デコポンではなく、柑橘の種類である不知火でのブランディングを推進したいと考えております。デコポンの規格は糖度１３度以上、酸度１度以下の基準をクリアするために、貯蔵して２月以降に出荷される状況です。現在は価格も低迷しており、発祥地は忘れ去られる状態で、農家の所得は減少するばかりです。また、不知火町大見地区の自生する不知火菊には、漢方薬である中国産の菊と同等の成分が入っていることは崇城大学薬学部それから再春館製薬所も既に大きな価値を見出し、ポテンシャルの高さを感じていると池田教授、髙濱名誉教授もおっしゃっておいででした。

そこで、不知火と不知火菊のブランド化の取組についてお考えをお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　地名を冠する柑橘の品種である不知火と、不知火町の一部の地域でしか栽培されていない不知火菊をブランド化したいと願う意見があることはお聞きしております。

不知火は御指摘のとおり、ＪＡの共同選果場で、糖酸度センサーによる糖度１３度以上、酸度１度以下という基準をクリアしたものに限って、ＪＡ熊本果実連が所有する登録商標デコポンとして出荷されています。ＪＡを通さずに流通しているものは品種名のまま不知火として販売されています。

特に、不知火町の樹園地において試験を重ね、地名を冠した品種登録までに至った経緯から、不知火には強い思い入れがあることと理解しています。

次に不知火菊ですが、不知火町で民間伝承的に伝わってきた植物で、栽培する農家では伝承薬として花びらを乾燥させて煎じて飲まれていたということです。豊田議員に情報提供いただきました再春館製薬所に確認したところ、熊本大学などと共同で研究し、この菊の花びらからシミやしわを抑制する成分を抽出して特許を取得し、ドモホルンリンクルの成分となっています。今後、化粧品以外にも病気の予防、治療などの薬や機能性食品などへの応用も期待されているようです。

ただ、農産物をブランド化するためには、高品質を保つことが必要不可欠で、生産過程から出荷まで一貫した品質管理が重要となります。また、特定の地域に根差した品種であるため、栽培地域の特色を活用した販売促進を行うことで、地域性をブランド価値として高めることができますが、消費者に商品の特徴をアピールするために、包装デザインやＰＲ活動を行うなど、やらなければならないことはたくさんございます。

地域の生産者の方々が協力して、農業を行いながらブランド化を推進するのには

かなりの労力が必要となりますが、明確な目的をもって地域おこし協力隊を活用することは有効な手段の１つだと考えます。

**○２０番（豊田紀代美君）**　経済部長、柑橘の品種である不知火と不知火菊についても調査をしていただき、地域の思いも受け止めていただきましてありがとうございます。６月１２日に、崇城大学薬学部の池田教授と不知火菊の件で意見交換のために、元熊本大学薬学部学部長の髙濱教授と大見果樹青年同志会の髙岡代表とともに崇城大学薬学部に出向きました。既に５月１８日に、髙岡代表から池田教授に今御紹介がありましたけど、不知火菊の花びら、葉を提供されており、池田教授より不知火菊の性能、有効成分の含有量は目を見張るものがある。例えば、抗酸化物質のフラボノイドの一種であるルテオリンは、花弁たった１グラムで３００ミリグラムを検出できました。またこれまで商品価値がないとされていた不知火菊にもルテオリンが含有していることも確認したとおっしゃっておいでございました。これは、崇城大学に出向いたときの写真と動画でございます。そして、これが今申し上げた不知火菊でございます。これは今申しましたように、不知火町の大見に自生している不知火菊ということで、再春館製薬所が抽出して、今部長がおっしゃったとおりのことをやっているわけですけれども、葉っぱにもルテオリンが検出された、それからこの根にもそういう含有量が何かあるのではないかということで、今崇城大学の池田教授がそれの抽出にあたっておいでございます。それから、今話がありました乾燥させた花びらがこれです。１グラムに３００ミリグラムのルテオリンが発見されております。それから、再春館製薬所が発売しておりますドモホルンリンクルののど飴でございまして、「ドモホルンリンクルの英知不知火菊、熊本県不知火地方に伝わる幻の植物、民間伝承と最新研究をかけ合わせた素材です」というふうにうたってあります。のど飴はこういうのど飴です。そういうことで、今申し上げましたとおり、価値の高い不知火菊の研究に対して、有効成分の検出や機能性の確認を行い、商品開発に至るまで宇城市と崇城大学の共同研究、契約ができないか、３点目は再春館製薬所が活用していない不知火菊の根についても、何かしらの今申し上げたような有効成分が含まれている可能性もあるということで、以上申し上げたことにつきまして、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

**○市長（守田憲史君）**　地域おこし協力隊につきましては、新しい感覚を持った方と協力して地域の発展に取り組むことができます。

　また、崇城大学との連携協定は、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に既に締結しています。地域発展のために活用できることを期待しております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　守田市長、ありがとうございます。地域の発展のために活用できることを期待すると御答弁をいただきました。また、崇城大学との連携協定

は締結済みであるという御報告も市長よりいただきました。今後は経済部と市長政策部と連携させていただき、地域のみならず宇城市の発展のために活用させていただきます。ありがとうございます。

次に小さな３点目、新規就農者支援の改善についてでございますが、減少する農業者の充当となる新規就農者の確保が待ったなしである現状を重く受け止め、前回の議会でも質問をいたしました基幹産業の１つである農業を強力に守るため、新規就農者申請書の様式を是非見直していただきたいという旨の一般質問をさせていただきました。農水省がホームページで公表している４枚程度を基本として、現在申請に約２５枚を大幅に見直していただきたいという新規就農者の強い要望に関しまして、経済部長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

**○経済部長（浦田敬介君）**　本申請は、青年等就農計画認定申請書が４枚、収支計画が１枚の５枚を提出することになっています。ただ、収支計画は５年分の経費をまとめて記載する内容になっていますので、単年度ごとの収支を詳しく確認することができません。

このことから、栽培する作物ごとの収支を確認できる補足資料として、詳細な営農計画書を別途提出いただいています。この営農計画書は、国の様式を記入する上での基礎資料となっていますので、５年先の営農状態の見通しを立てることはもとより、申請時にどのような質問を受けても対応できるよう、作成段階から市と県が支援を行っています。

営農計画書の作成は、宇城地域のほか、芦北地域と天草市でも同様に運用されています。その他の地域でも、上益城、玉名、鹿本地域はまず国の様式を提出してもらい、不明な点があれば追加資料を求めているとのことでした。

本市においては、認定を目指す方々から申請に対する手間がかからないよう国の書式だけにできないのかとの声をお聞きしていますが、採択の決定を行います県の意向もあり、営農計画書の作成は今後の営農を行う指標となることを御理解いただきたいと考えています。表計算ソフトを利用して作成しますので、自動で数値が反映される項目も多くあり、全てを入力する必要はございません。

今後も作成のサポートは丁寧に行ってまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

**○２０番（豊田紀代美君）**　経済部長の御答弁の中にもありましたように、採択をしている県の意向もあることは理解をいたします。新規就農者は２５枚の書類のサポートよりも、営農の現場の課題のサポートを望まれているのではないでしょうか。この件につきましては、国の様式４枚プラス２枚だけで、自治体によっては立派に新規就農されている方々がおられます。御理解をいただければと思っております。検

証をお願いいたしておきます。

それでは小さな４点目、本市独自の新規就農者支援策の創設についてでございますが、宇城市を選んで就農してもらうための支援制度として、他市町村の支援策以上の支援策の創設にお取組いただきたいと考えておりますが、経済部長のお考えをお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　新規就農者への市単独支援につきましては、県内１４市の状況を調査した結果、６市が行っていると確認しています。中でも、天草市の補助が突出していて、国補助を受けることができない５０歳から６４歳までの新規就農者に対して、年間１５０万円を状況に応じて２年ないし３年補助しています。

その他の市では、就農奨励金を合志市が２０万円、菊池市が３０万円、阿蘇市が機械や資材の購入に対して上限１５０万円まで、山鹿市が大型特殊免許と小型無人飛行機、いわゆるドローン免許の取得費に対して３分の１を補助するなどを行っています。

本市は独自補助として、農業用廃ビニール適正処理事業や収入保険加入促進事業などにも取り組んでおりますので、今後も農業全般を考慮して判断させていただきたいと考えております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　新規就農者への市単独支援について調査いただきありがとうございます。県内１４市のうち６市が行っているとの御報告でございました。中でも御報告にあった天草市の５０歳から６４歳までの新規就農者に対して、年間１５０万円を状況に応じて２年から３年間の市単独補助支援制度があることに驚きました。他の５市の支援制度も参考にされ、本市独自の支援策の創設に対して御尽力賜りますようによろしくお願いを申し上げておきます。

続きまして大きな３点目、障がい福祉サービスについてでございます。これから申し上げることに関しまして、一般質問で登場される方の実名あるいは動画、写真の公表については、全て御両親の許可をいただいて表現することにいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

小さな１点目、居宅介護訪問ヘルパーの増員とヘルパー養成についての質問をいたします。「紀代美さーん、来て」と４月２７日に近隣に住んでおられる田中翔くんのママからＳＯＳがありました。翔君は、脳の奇形滑脳症、重度心身障がい者、難治性てんかんの障がいをもつ２８歳です。介護されているお母さんの明美さんもうつ病、高血圧、リウマチ性多発筋痛症、関節リウマチ慢性疲労症候群線維筋痛症で、１９歳で亡くなられた長女も重度障がい児で、長年の介護を心身共に限界の日々を送られていることについて、聞き取り調査を行いました。知り合って１０年以上が経ちますが、重度心身障がい者を抱える家庭の負担は大きく、介護訪問ヘル

パーに頼らざるを得ない状況にあります。その数が足りていないと利用者から悲痛な声をお聞きします。本市では不足するヘルパーの増員や育成について、どのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　身体障害者手帳を所持されている市民は、令和５年４月現在で７６１人、そのうち重症心身障がい者と思われる方は３３人程度いらっしゃいます。その対象者の年齢は子どもから高齢者まで様々であり、かつ一人一人の状況が異なることから、現在の支援体制において十分なサービス提供が行き届いていないのではないかと懸念しているところであります。

訪問介護ヘルパーの課題といたしましては、多くの障害福祉サービス事業所において人員不足や支援員の高齢化が挙げられます。その課題を克服するためには、豊田議員御指摘のとおり、ヘルパーの増員やヘルパー養成は急務であると認識をしております。

しかしながら、現状は業務量に見合う賃金レベルではないことから、ヘルパーを志す方が少ないように見受けられます。

今後、各事業所においてもヘルパーの処遇改善に努めていただき、増員を図っていただくとともに、市としましても、熊本県が実施するヘルパー養成の施策の周知・啓発に努めてまいります。

**○２０番（豊田紀代美君）**　介護保険制度は平成１２年４月からスタートして２３年、訪問ヘルパーの年齢は４割が６０歳以上、保険あって介護なしにならないためにも、若手が定着できるような抜本的な対策が急務だと考えております。福祉部長の御指摘にもありましたように、ヘルパーの採用が困難である理由、複数回答ではございますが２０２０年５月７日の更新の介護労働安定センターによりますと、「賃金が低い」が５５％、「仕事がきつい、身体的・精神的」が４８．６％、「社会的評価が低い」が３４．７％とあります。厚労省が２０２４年、制度の改正に向けて議論を行う審議会で出された２０２０年度のヘルパー有効求人倍率は１５倍と、依然として深刻な人手不足が続いております。宇城市議会としても、国県にヘルパーの処遇改善に向けて陳情していく必要があると思います。

そこで小さな２点目、医療的ケアが必要な重度心身障がい者がショートステイできる事業所の増設についてでございますけれども、５月１２日、民生常任委員会正副委員長で御自宅を訪問いたしました。理学療法士そしてまた訪問介護ステーションを経営され、ケアマネジャーの資格をお持ちの四海議員にもアドバイスをいただければと同行していただきました。さらには、執行部の社会福祉課の課長補佐と担当者にも御同行いただき、熱心でそしてまた適切なアドバイスをいただきながら、一緒に聞き取り調査をしていただき、大変感謝をいたしております。

そこで、介護する家族の負担軽減のためにも、重度心身障がい者がショートステイできる施設が必要であると強く認識をいたしました。本市において不足しているショートステイを行う事業所施設の増設の可能性について、お考えをお尋ねいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　市内には現在、障がいのある人がショートステイできる施設は７か所、熊本県こども総合療育センター、熊本こすもす園、障がい者支援施設清香園、独立行政法人国立病院機構熊本南病院、ショートステイまつの実、グループホームラシエル宇城、短期入所宇城松橋町、この７か所がございますが、医療的ケアを必要とする人が利用できる医療型の短期入所施設は、熊本県こども総合療育センターと独立行政法人国立病院機構熊本南病院の２か所でございます。

利用者が重度心身障がい者であり、医療的ケアを必要とする場合は、受入れは医療設備をはじめ医師及び看護師が常駐する施設に限定をされます。

このことから、ショートステイ事業を運営されている現行の施設が、医療的ケアを必要とする重度心身障がい者を新たに受け入れるための環境整備を行うことは考えにくい状況であり、既存の医療機関が受入れをできるような施設や体制の整備を行った上で、熊本県からの指定を受けていただくという必要があるというふうに捉えております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　ここで田中翔君のお母さんからお受けしましたお手紙を紹介したいと思います。「お疲れ様です。紀代美さん、今日も暑い中訪問していただいてありがとうございます。翔の一日のスケジュールです。朝は６時半から水分補給が始まります。１時間おきに入れます。１回量は３００から４００ｃｃです。熱がこもるのでかなり多く入れています。それでも昼から尿が出ずにデイサービスから帰ってくることが多くあります。夕方６時以降は夜の８時半と１１時です。痰を出しやすくするためにネブライザー吸入は朝、昼、夕方の３回です。これはヘルパーさんで可能です。昼はデイサービスでしていただいています。この吸入のおかげで痰がたまらず、よく咳と一緒にあげることができて肺炎を起こさなくなりました。見かけは元気ですが、常によだれを誤嚥している状態です。夜間は頭の向きと首の角度、呼吸は止まっていないかとチェックをしています。時々は夜中にけいれんを起こします。翔と私のベッドはくっ付けて休みます。そうすることでいろんな異変に気づけます。何事もなく朝を迎えたときにはひと安心です。翔の寝起きはすっきりと笑顔です。それとは反対に私の体は、痛く、重く、起き上がることも必死で時間がかかります。何とか起き上がることができて、たくさんの薬と栄養ドリンクを１、２本飲んで、再びベッドで休みます。１時間ぐらいすると薬が効いて何とか動けるようになっております。きつさがひどく、痛み止めが効かないときは、栄養ド

リンクを一日に４本飲んでいます。そうしないと動けません。そんなに大変なら施設に預けたらいいと思う方がいらっしゃると思います。でも、その施設が足りないんです。空きがないんです。熊本県こども総合療育センターは１７歳１１か月までです。それ以降の受け入れる施設が宇城市にできたらスムーズに移行ができると思います。どうぞよろしくお願いいたします」、翔君を介護される田中明美さんからのお手紙を紹介させていただきました。

さて、福祉部長の御答弁で、医療的ケアを必要とする重度心身障がい者を受け入れるための環境整備を行うことは考えにくい状態である、既存の医療機関が受入れをできるような施設や体制の整備を行った上で、県の指定を受ける方法しか現在のところ対応ができないという報告でした。介護の壁の厚さを再認識しました。今後は訪問看護の利用等も含めながら、粘り強く国県へ介護現場の声をお訴えをしてまいりたいと思っております。これは、四海議員と一緒に訪問をして、本人の様子を拝見しているところでございます。それから、デイサービスから帰られて翔君がベッドに移るところの様子を紹介しております。それから、何を言ってもこの医療ケアでありますので、普通の介護のヘルパーさんではできない介護、医療カテーテルで水分を吸入されているお母さんの様子です。

３点目の宇城市内及び宇城市近郊には、現在のところ重度心身障がい者の拠点となる施設がないため、利用者及び家族は不便を強いられております。今後、このような拠点施設の設置ができないものかお尋ねをしたいと思います。

**○福祉部長（岩井　智君）**　重度心身障がい者のうち重症心身障害児者の拠点となる施設として、重症心身障害児者施設がございます。同施設は平成２４年の児童福祉法改正により、現在法律上は存在しませんが、一般的に児童福祉法による医療型障害児入所施設及び障害者総合支援法による療養介護事業を一体的に行う施設を指して呼称されており、重症心身障がい者及びその家族にとっては、極めて重要な施設であると認識をしております。

しかしながらこの施設は、熊本県内では熊本市東区のくまもと江津湖療育医療センター、葦北郡芦北町のくまもと芦北療育医療センター、天草郡苓北町のはまゆう療育園の３か所及び現在療養介護事業のみの実施ですが、これまでの経緯から重症心身障害児者施設とされている水俣市の水俣市立明水園の計４か所であり、残念ながら宇城圏域にはございません。

くまもと江津湖療育医療センター、くまもと芦北療育医療センター、はまゆう療育園のこれら３つの施設は社会福祉法人が運営されており、水俣市立明水園は、水俣病患者の方々の療養施設として開設された経緯がございます。

このような現状において、市単独での施設整備は厳しいと認識しておりますが、

まずは、宇城圏域の関係機関と連携し、圏域での整備に向けて研究してまいりたいと考えております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　福祉部長の御答弁の中に、本市単独では無理でも宇城圏域の関係機関と連携をし、圏域の設置に向けて研究していただくとの御答弁に介護現場や御家族の悲痛なお訴えをお聞きして、気持ちが折れそうになる私自身もさることながら、当事者や介護されている方々にとっては一筋の貴重な希望の明かりが見えたと感じております。実はほかにも４人の方の、介護されているお母さんの声を預かってまいりました。準備してまいりましたが残念ながら時間の都合で御紹介できませんので、後ほど福祉部長に託したいと思います。

小さな４点目でございますが、これまで申し上げた現状をしっかりと受け止めていただき、時間の都合もありますので答弁は求めませんが、次期計画に反映していただきたいと強く思います。この計画の方向性についてお聞きしたいと思っておりましたが、時間の都合上割愛させていただきますけれども、気持ち的には十二分にお互いに所管と話合いをして、その胸の思いは部長からしっかりと受け止めておりますので、その点につきましては引き続き今後ともよろしくお願いをしておきたいと思います。

最後の質問に入ります。大きな４点目、企業誘致についてでございます。小さな１点目、令和４年３月定例会で永木副議長がＴＳＭＣについて一般質問をされておりますが、ＴＳＭＣが菊陽町での工場建設に着手して約１年間が経過をいたしております。この間、県央、県北を中心に企業の進出や増設が報じられておりますが、本市への影響についてお尋ねをいたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　議員御指摘のとおり、ＴＳＭＣ進出の影響を受けた企業の設備投資や企業の進出といった話題の多くが、県央や県北を中心に報じられています。

ただ、宇城市内の企業の話を伺いますと、「ＴＳＭＣに製品を納入する企業からの受注が増えた」、「ＴＳＭＣの工場建設に伴って資材の発注が増えた」など、間接的ではありますが市内へもその恩恵があっているようです。

現在は、建設工事が中心でございますが、今後は設備工事や装置・機械の搬入、そして生産開始と局面が進んでいきます。

半導体は裾野の広い産業です。今後、生産に直接関わる装置や部品を供給するサプライヤーをはじめ、保守・メンテナンス、物流に関わる企業の進出や増設など、幅広い業種に影響を及ぼすものと考えております。

一部報道にありましたＴＳＭＣ第２工場、そしてＳＯＮＹの大規模投資が実現すれば、その規模は計り知れません。

宇城市では、こういった半導体関連産業の活性化を捉え、サプライヤーやそこに付随する企業の誘致に力を入れていきたいと考えております。そして、地元金融機関の試算によりますと、１０年間で約４兆３，０００億円とも言われている経済波及効果を少しでも多く宇城市内に取り込めるよう、庁内関係部署の連携はもちろんのこと、県や関係機関とも関係を密にし、しっかりと取り組んでまいります。

**○２０番（豊田紀代美君）**　熊日新聞のＴＳＭＣ着工１年の連載記事も興味深く拝見いたしました。部長答弁の地元金融機関の試算が１０年間で約４兆３，０００億円の経済波及効果を是非宇城市にも取り込んでいただきたい。また、県から４月着任された森平地域振興課長は、ＴＳＭＣの誘致に携われ、宇城市の企業誘致、地域振興に貢献したいと抱負を語っておられ、宇城市の皆さんとともに期待をしたいと思います。

そこで、新たな企業誘致をするため、あるいは既に宇城市内に立地している企業に増設や拡張を促すためにも、受け皿となる土地の確保が非常に重要だと思います。実は数年前に、物流業界の熊本交通運輸株式会社の当時社長の住永金司様より、直接宇城市に営業所を是非誘致したい、豊田議員お願いしますというお話をいただきまして、当時の企画部と一緒に一生懸命探したわけではございますが、大変残念なことに、数か所回った結果が御希望の広さの土地がなくて断念され、宇土市に拠点を設けられました。非常に残念な経緯があります。ＴＳＭＣ進出を機に様々な企業による投資や進出の機運が高まる中、この千載一遇のチャンスを逃すことなく取り込むために、対応についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

**○市長政策部長（元田智士君）**　議員御指摘のとおり、工場を建設するための用地の確保については、企業を誘致する上での課題の１つであり、これまで用地取得補助金の創設や工場敷地内で確保すべき緑地面積を緩和するなどして、企業の用地確保を支援してまいりました。

また、昨年度には施設等用地候補地の取扱いに関する要綱を定め、市が官民の遊休地等を企業誘致の候補地として登録し、企業に情報を提供する制度を創設いたしました。これまで既に１４件の申請を受け、準備が整ったものから順次ホームページに掲載するなど、情報発信を開始しております。

工業団地の整備につきましては、適地の調査から始まり、用地交渉や農地の転用、そして造成工事など時間も費用も必要となります。

ＴＳＭＣの進出を契機とする昨今の企業進出機運の高まりを逃すことなく取り込むためには、スピード感をもった対応が欠かせません。そのため、取り急ぎ、官民遊休地を活用することで、企業の受け皿となる土地の確保を進めていきたいと考えております。

**○２０番（豊田紀代美君）**　企業誘致に必要な土地の確保について、スピード感をもって対応するために、官民の遊休地を活用されることにはもちろん賛同いたします。しかし、ＴＳＭＣの新工場から距離がある宇城市が他の自治体をリードし勝つためには、土地の確保のみならず、補助金をはじめとする企業への優遇策についてもさらに大胆な対策が必要だと考えておりますが、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

**○市長（守田憲史君）**　企業誘致における他の自治体との競争、そしてスピード感の大切さにつきましては、私も議員と同じ認識にあります。

そのため、私はＴＳＭＣの進出が決定した直後に、宇城市企業振興促進条例の見直しを指示し、補助内容の充実と要件の緩和を行いました。これにより市の優遇策は、現在県内トップレベルとなっています。

今年度は、こうした優遇策と市内の土地情報をセールスポイントとして、積極的に宇城市のポテンシャルをアピールしていく所存です。その中で、御指摘のありました優遇制度につきましても、企業のニーズを見極めながら不断の見直しを進めてまいります。

そして、この千載一遇のチャンスを確実に取り込み、宇城市の発展につなげられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○２０番（豊田紀代美君）**　守田市長の並々ならぬ気迫と本気度を感じ取らせていただきました。企業誘致に関する本市の優遇策は、現在県内トップレベルであり、積極的に宇城市のポテンシャルをアピールされ、この千載一遇のチャンスをスピード感をおもちいただきながら、宇城市発展のために守田市長のトップセールスに大きな期待を寄せております。

今回は、教育環境について、それから農業問題について、障がい福祉サービスについて、企業誘致について４点質問させていただきました。先ほど時間が足らずに福祉部長には非常に失礼でありましたけれども、それぞれの部長がそれぞれの形で、しっかりと課員と連携をされて一般質問の答弁に向かっていただきました。さらには、最後の企業誘致に対して、守田市長の並々ならぬ決意をお伺いして、しかも森平地域振興課長の着任、これが大きなこれからの宇城市の企業誘致の問題解決になるのではないかと思い、期待をいたしているところでございます。皆さんにそれぞれしっかりとした御答弁をいただき、課題も申し上げましたので、これからもしっかりとその４点につきましては、執行部の皆さんにしっかりと受け止めていただきまして、市民のため、これから議員として私も現場主義を貫き、今後も全力で頑張ってまいりますのでよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（溝見友一君）**　これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

２番、四海公貴君の発言を許します。

**○２番（四海公貴君）**　皆さん、おはようございます。議席番号２番、会派暁の四海公貴でございます。ただいま溝見議長に発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本年５月８日に、新型コロナウイルス感染症の分類が２類相当から５類へ位置付けられ、新型コロナウイルス感染症まん延以前のように人流が増して、活気ある社会に戻りつつありますが、報道などでは陽性者の数が増加すると同時に季節性インフルエンザ陽性者も増え、特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方、エッセンシャルワーカーの方々は、予断を許さない状況にあります。宇城市や近隣市町の高齢者施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し、必要は医療、介護サービスが十分に提供できない状況になっていることもお聞きいたします。いま一度、適切な感染予防対策を促していかなければいけないと思っております。また、最近日本各地で地震が頻発しており、熊本地震のような被害が起きないか心配しているところです。熊本地震から約７年が経過し、日常では地震や災害へ備える気持ちが薄れてきているとも思います。熊本地震を経験したからこそ、いま一度災害対策を見直して、日頃から災害に備える準備を怠らないようにしたいと考えております。それでは、通告のとおり質問いたします。

まず、１の小川支所のイオンモール宇城内への移転効果についてです。令和２年１１月に、小川支所がイオンモール内に移転しました。これは、私自身を含め、多くの市民の皆さんが驚きと期待を持った移転ではなかったかと思います。まず（１）の移転の経緯について御質問いたします。

**○小川支所長（竹口則和君）**　小川支所の移転につきましては、平成２６年１０月より総合文化センターラポートの事務所を、小川支所として業務を行っておりました。しかし、ラポートの事務所内では、来庁者の十分な待合室も確保できておらず、また、職員の執務スペースも狭く、来庁者に非常に不便をかけている状況にありました。

そのため、来庁者の待合スペースの確保、あるいは執務スペースの改善等を解消

する必要性があり、平成２９年度から小川支所の新築、増築、移転等を検討してまいりました。しかし、それぞれ課題も多岐にわたり、即座には解決する結論には至らない状況でした。

そのような中、市民の利便性や費用面を考慮し、小川支所をイオンモールへ移転する案を企画し、平成３０年１０月にイオンモールに対し小川支所の移転について申し入れ、協議を進めてまいりました。

移転事業においては、当時、大型ショッピングセンターに行政の窓口業務等の一部機能が入る事例は見られましたが、市役所支所機能全てを移転したものは、全国初の試みであり、計画段階から九州大学と「大型ショッピングセンターと行政サービスとの機能複合に関する研究」と題する共同研究事業と位置付け、事業を実施し、令和２年１１月に移転事業が完了し、現在に至っております。

**○２番（四海公貴君）**　確かにラポート１階の事務所を使用されているときには、職員の皆さんの執務スペースが狭く、また何より相談に来られた方の会話が、ほかの方に聞こえてしまうような距離しか取れていなかったように記憶しております。答弁の中の市民の利便性や費用面を考慮し、イオンモールへ移転する案を企画し、平成３０年１０月にイオンモールへの移転を申し入れ、協議を進めてきたということでしたが、令和２年１１月に移転完了し、約３年８か月が経過した現在では、この移転が市民の皆様にどのような効果があったのか、どういうふうに把握されているのか（２）番について御質問いたします。

**○小川支所長（竹口則和君）**　移転効果につきましては、移転事業を九州大学との共同研究事業として行っていることもあり、九州大学の研究室が、移転後の令和３年１０月４日から１５日までの１０日間、小川支所でアンケートを行っております。その結果を含めた研究論文が作成されておりますので、それを基に説明いたします。

アンケート項目は多岐にわたりますが、来庁者を対象とした支所の利便性を問うもので、「小川支所の移転によるサービスや利便性の向上は感じられますか」という設問に対して、１１０人の回答があり、約７割の方から「利便性の向上が感じられる」との回答があっています。その理由としては、「スペースが広くなり、座れる場所が増加した」、「ショッピングモールが近く便利になった」、「カフェがある」、「駐車場が近い」などの回答があっております。また、「施設がきれい」、「建物がユニークで開放感がある」といった建物を評価する意見も見られたということです。

一方、約１割の方からは「いいえ」と回答があり、「場所が移動しただけ」、「図書館から離れ不便になった」という意見が見られます。残りの約２割の方々は、無記入であったり、「以前の状況を知らないから比較できない」などという回答に

なっております。

また、支所に対する提案・要望として、「夜間や土日・祝日など、本庁の開庁時間外のサービス提供」というサービス面に加え、「展示会やサークル等を活用した空いたスペースの活用」、「案内等を分かりやすくしてほしい」などが挙げられています。

小川支所移転において、課題は残りますが、アンケート回答の約７割がおおむね好印象の回答であり、さらに市民の期待に応えられるような事業推進に努めていく考えです。

なお、「案内等を分かりやすくしてほしい」という意見があっておりましたので、現在は、大きく一目で分かるような案内板に変更しております。

**○２番（四海公貴君）**　令和２年１１月移転後の約１年後の令和３年１０月に、九州大学の研究室が小川支所でアンケートを取り、１１０人のうち約７割の方が「スペースが広くなった」、「ショッピングモールが近く便利になった」、「駐車場が近い」などの利便性の向上が認められると回答しているとのこと。２割の方は「以前の状況を知らない」などの御意見、１割の方は「利便性は向上していない」と回答されており、その理由は、「場所が移動しただけ」、「図書館から離れ不便になった」との御意見があった。提案・要望としては、「夜間や土日・祝日などのサービス提供」、「空いたスペースを利用した展示会やサークル活動」などの意見等があったと理解いたしました。

さて、次の（３）の質問に移ります。本庁の大規模改修時には、小川支所にも市長政策部が工事期間に移転され、大規模改修が終わった現在は「うきのば」が開設されており、徐々に活気のある小川支所になってきていると思います。小川支所の今後の方向性についてどのようにお考えか御質問いたします。

**○小川支所長（竹口則和君）**　今後の方向性につきましては、行政機関の出先、主に窓口業務において、市民に分かりやすい、利便性を実感できる対応に努めていくことと併せ、大型商業施設内にあるという立地を活かし、親しみやすい空間を目指してまいります。

具体的には、小川支所には本庁舎にもないカフェがあり、本年１月には、ｅスポーツの普及とデジタル推進の拠点として「うきのば」がオープンしたことなどを踏まえて、関係部署と協力し、支所に用がない方々も気軽に立ち寄れるような庁舎の活用を検討していきます。

**○２番（四海公貴君）**　利便性を実感できる対応に努めていく、大型商業施設内にあるという立地を活かし、親しみやすい空間を目指す、カフェがあったり、ｅスポーツの普及とデジタル推進の拠点としての「うきのば」がオープンしたことを踏まえて、

支所に用がない方々も気軽に立ち寄れるような庁舎の活用を検討していくと理解いたしました。

ここで再質問をさせていただきます。年代や個人の思いによっても御意見が分かれるとは思いますが、市役所などの公的な機関を利用する際は、やや緊張されて利用される方も多いと思います。議員となった私もまだその１人でございます。このようにイオンモール宇城内に移転したことやｅスポーツ施設が開設し、現在は高齢者向けのスマートフォン講座や子ども向けプログラミング講座なども開催されており、市民の皆様が気軽に立ち寄れる施設に近づいてきているのではないかと考えております。しかし、もっともっと幅広い年代の様々な方に身近に感じていただける取組をお願いしたいと考えております。新たに何か考えられている取組などはございますでしょうか。

**○市長政策部長（元田智士君）**　本年１月に、ｅスポーツとデジタル化の普及を目的とした「うきのば」を小川支所内に開設いたしました。開設日から５か月程度経過しまして、県内初の施設ということもありメディア等にも多数取り上げられ、６月１９日現在で、市内外から８４３人の会員登録、延べ３，９７８人に利用されております。

定期的に行っている各種講座も毎回人気で、特に高齢者向けのスマートフォン教室、子ども向けのプログラミング講座は、毎回定員を上回る応募があっております。

また、先日行ったプロのｅスポーツプレーヤーとの交流会では、県内外から８０人ほどの来場があり、交流人口拡大に加え、来場者からのＳＮＳ等での発信で若い世代への市の認知度向上にもつながっていると思われます。

今後は、文部科学省のデジタルリテラシー向上事業にも採択されましたので、各種講座の充実に加えまして、最近利用が増えている放課後デイクラブや福祉施設等とも連携し、幅広い利用者の獲得を目指してまいりたいと思います。

**○２番（四海公貴君）**　放課後デイクラブや福祉施設等ともより一層の連携を行い、幅広い利用者の獲得を目指していくとのことで、非常に今後が楽しみな思いです。また、これらの事業には地域おこし協力隊の方々が運営されていることが、宇城市の今後にとって、移住・定住の一助になるのではないかとも期待を大きくしております。もう１点は、災害時のイオンモール宇城様との連携についても、様々な対策を講じていらっしゃるとお聞きしておりますので、市民の皆様の安心についても期待できるものであると考えております。今後とも行政機関の出先機関としての在り方を全国に発信できる取組をお願いして、１の宇城市役所小川支所のイオンモール宇城移転効果についての質問を終了いたします。

続きまして、２、市管理公園等の指定管理者制度について御質問をいたします。

まず、宇城市には様々な文化施設や公園などがあります。本市のスポーツ施設の中で指定管理者制度を導入している施設とその現状について御質問いたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　指定管理者制度を導入している施設は、不知火地区の１２施設になります。具体的に施設名を挙げますと、不知火温水プール、不知火体育館、武道館、弓道場、不知火グラウンド、松合体育館、不知火中学校の体育館とグラウンド、不知火小学校の体育館とグラウンド、旧松合小学校の体育館とグラウンドになります。

令和４年度の年間利用者は、約１０万１，０００人となっています。その中でも、不知火温水プールの利用者が約４割を占めています。

指定管理者と常々情報共有を行い、市民が安全・安心に利用できる施設運営に努めているところです。

一方で、施設の管理運営につきましては、近年の物価高騰などの影響を受け、非常に厳しい状況にあるというのが現状でございます。

**○２番（四海公貴君）**　不知火地区の１２施設のスポーツ施設が、指定管理者制度を導入していると理解いたしました。総務省から平成２２年１２月２８日に発出された、指定管理者制度導入の運用についてを要約を一部抜粋いたしますと、平成１５年９月に設けられた指定管理者制度は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること」とあります。また、総務省の地方自治体の業務改革取組状況の比較可能な形として、令和４年４月１日現在の熊本県での指定管理者導入比率について、大規模公園では全国では４４．６％が指定管理者制度を導入し、熊本県内市町村では３６．８％が指定管理者制度を導入している。青年の家を含む合宿所、研修所等では全国４９．８％、熊本県内市町村では６０％、野球場、テニスコートなどの競技場では、全国４９．２％、熊本県内市町村では２６．２％となっております。現在小川地区には、平成１１年開催のくまもと未来国体サッカー成年男子の会場として、平成５年に整備された観音山総合運動公園があり、広い運動場、研修や宿泊もできる宿泊施設、バーベキューや子どもたちが遊べる遊具、３面のテニスコートがあり、大変充実した施設です。そこで、（２）の観音山総合運動公園の利用状況等について御質問をいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　宿泊棟を含めた観音山グラウンド施設は、平成５年度に整備され３０年が経過しています。

施設内容としましては、天然芝のグラウンドと多目的グラウンド、テニスコート、ふれあいの里には研修室、宿泊室、バーベキュー設備を備えた施設になります。

前年度の利用状況におきましては、サッカー競技を中心に７１８件、３９，０００人の利用がありました。コロナ前の令和元年度と比較して微増の状況です。

コロナ感染拡大の影響により、宿泊室や研修室の利用は少なく、ほとんどがグラウンドの利用者となります。

冒頭申しました宿泊室、研修室、バーベキュー設備を備えている充実した施設でありますので、学生から社会人までの合宿等には最適であると思っています。

**○２番（四海公貴君）**　前年度の利用状況では、サッカー競技を中心に７１８件、約３９，０００人の利用があり、宿泊施設や研修室の利用は少なく、ほとんどがグラウンドの利用であると理解をいたしました。

再質問になりますが、宇城市周辺自治体の状況を見ましても、観音山総合運動公園のように運動場だけではなく宿泊施設やバーベキュー、子どもたちが遊べる遊具、テニスコートまで整っている施設はないと思います。もっともっと利用価値のある施設だと考えております。民間のノウハウを取り入れることで、これまでよりさらに施設の特徴を活かすことができ、サッカーだけではなく、様々なスポーツや様々な年代の活動の場、研修の場、周辺経済などへのより良い波及効果も認められる可能性があると強く思います。先ほどの１で申しました指定管理者制度の目的である住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間業者等が有するノウハウを利用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成することができる施設ではないかと思います。観音山総合運動公園に指定管理者制度を導入する考えはございますでしょうか。

**○教育部長（豊住　章君）**　当施設の特徴は、宿泊ができるスポーツ施設だと思います。グラウンド単体としては、年間を通してサッカー競技を中心に予約が埋まっている状況ですが、その特徴を活かしきれていないのが現状です。

サッカーに限らず、多目的グラウンドやテニスコートを利用し、宿泊を伴った合宿や大会会場として利用してもらえれば、市内外、広くは県外からの利用者の獲得により、経済効果にも一翼を担う施設だと思っております。

指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者の企画・アイデアを活かすことで、住民サービスは向上するものと思われます。

現状では、小川地区のスポーツ施設のみならず、ほかの地区にも多くの施設がありますし、施設の老朽化や管理運営費の課題など総合的に調査研究しているところです。

指定管理者制度の有効性は感じておりますが、まずは老朽化した施設について、国の補助事業等を活用して施設整備から進めていきたいと思っております。

**○２番（四海公貴君）**　指定管理者の企画やアイデアを活かすことで、住民サービスは向上すると思われるとの御見解が聞けて、少し光が見えてきたように思います。しかし、施設の老朽化や管理運営費の課題などを総合的に調査研究しているとのことですが、先日施設を視察しましたが、各所に老朽化や時代にそぐわない設備を確認いたしました。また、国の補助事業を利用した施設整備から進めていきたいと思っているとありましたが、（３）の観音山総合運動公園老朽化対策について、国の補助金についてどのようなものが想定されるか御質問をいたします。

**○土木部長（平木恵一君）**　観音山総合運動公園は、市内に９か所あります都市計画法に基づく都市公園の中の１つで、スポーツ施設を兼ね備えた総合公園となっております。

都市公園でありますので、公園施設の老朽化に伴う改修などに活用できる補助金として考えられるのは、国の社会資本整備総合交付金、いわゆる社交金があります。本市でのこの補助金の活用事例としては、令和３年度から令和５年度にかけ、松橋町の岡岳公園や不知火町の龍燈公園のグラウンドの照明灯などを整備しております。

**○２番（四海公貴君）**　再質問になりますが、社会資本整備総合交付金は、観音山総合運動公園の夜間照明や観客スタンド、駐車場、宿泊施設にも適応となる可能性はございますでしょうか。

**○土木部長（平木恵一君）**　公園施設に社交金を活用するには、令和２年１月に策定しました宇城市公園施設長寿命化計画に掲載されている必要があります。さらに耐用年数（施設等の使用見込期間）が９割を超え、かつ、老朽化判定（健全度判定）がＣの全体的に劣化が進行している、若しくはＤの顕著な劣化がある等の判定となる必要があります。

その上で、改修計画を申請し、計画が承認された場合には補助率が確定し、予算措置及び施行のスケジュールとなっていきます。

これらを踏まえまして、観音山総合運動公園内のスポーツ施設等の改修に関しましては、いくつかの課題があります。

まず、市内９か所の都市公園のうち、老朽化が進み既に改修予定のある公園があります。また、夜間照明や観客スタンド等の改修を望まれている施設が比較的新しく、耐用年数や老朽化判定の基準を満たしている状態ではありません。

今後は、観音山総合運動公園を含む都市公園につきましては、各施設の耐用年数の到来を確認するとともに、公園長寿命化計画の適正な改定を行いまして、あらゆる補助制度の活用ができないか研究してまいります。

**○２番（四海公貴君）**　私も社会資本整備総合交付金について調べてみました。観音山総合運動公園に当てはめると、耐用年数（設等の利用見込み期間）の９割を超える年は、設備によっても違いますが２０４４年や２０３９年など、あと１６年や２１年程度経過する必要があり、とても先の話でその耐用年数を待って老朽化判定を経てからでは、この観音山総合運動公園がどんどん使用しづらい施設になってしまうのではないかと大変危惧しております。全国的に見ても、スポーツ施設などの改修財源確保は困難な自治体が多いと様々な報告があります。先日視察した際には、時代にそぐわない和式トイレを洋式に替えたり、台所の水回りの掃除、浴室のボイラーなどの調整、付属の布団の取替え、畳の表替え、テニスコートの凹凸部分の改修、駐車場の白線引きなどを行えば、十分に使用しやすい施設になるのではないかと思います。よって、市の一般財源からの支出になるかもしれませんが、最低限の修繕を行い、民間のノウハウを取り入れた運営を行う指定管理者制度の導入をいま一度御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

小川地区は、先日小川駅西口の工事が終わり、非常に小川駅の利便性が向上いたしました。これから小川駅付近の発展が考えられます。私は、小川駅からイオンモール、イオンモールから小川中学校や観音山総合運動公園、宇城氷川スマートインターチェンジの小川地区の東西への発展を促し、そこから小川小学校区、河江小学校区、小野部田小学校区への南北への住宅地等の発展を促すことが必要ではないかと考えております。また、様々なアイデアの中で観音山総合運動公園などを拠点とした、例えばフットパスなどにより、海東小学校区の平原公園や小川小学校区の小川商店街、小野部田小学校区の十一面観音像、三宝寺、日岳展望台などの歴史的な価値のある施設などとのスポーツ・健康増進の融合などおもしろい取組ができ、小川地区の商店街や商工会さんの協力によって、経済的な波及効果も十分に期待できると考えています。先日、東京の明治大学で開催されました日本自治創造学会の方に参加いたしました。その中でも財務省の方の講演の中で、「スポーツ施設は単独で黒字化することは難しく、スポーツを拠点としたまちづくりの中に経済効果をいかに波及させていくかが重要」とも発言されていたことを申し添えて、２の市管理公園の指定管理者制度についての質問を終わります。

続きまして、３、ビジネスサポートセンター「ＯＧＡＷＡＬａｂ．＆うきコテナ」について移ります。旧小川福祉センター跡地に、現在ビジネスサポートセンター「ＯＧＡＷＡＬａｂ．＆うきコテナ」がございます。まず、設立の目的と経緯について御質問をいたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　宇城市ビジネスサポートセンターは、市内における新たな仕事、雇用及び産業の創出並びに産業の振興を図ることを目的にし、平成２９

年度に内閣府地方創生拠点整備交付金を活用して設置いたしました。

当時は、工場等の誘致は難しかったため、外から呼び込むのではなく、地域の自主的・主体的なコミュニティビジネス等を確立することで地域の活性化を目指してまいりました。

設置場所は、旧５町からそれぞれ候補地を選定しまして、庁内協議を重ねた結果、一定数の集客が見込めること、そして小川総合福祉センターの解体時期も重なったこともあり、現在の場所に決定いたしました。

**○２番（四海公貴君）**　小川福祉センターの敷地には、以前体育館もあり、私も幼少期に何度も利用したことがあり、また福祉センターでは仕事でも用事があり利用していましたので、解体されたときには大変さびしい思いがしていました。ビジネスサポートセンターとして生まれ変わった際には、その外観からもこれから新しい時代が始まる気持ちで期待が大きかったのですが、初めのうちは入居企業がなくずっと気になっていました。現在は企業の方が入居されています。

そこで、（２）の現在の利用状況について御質問いたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　ビジネスサポートセンターには、オフィスルームと２棟のコンテナハウスがあります。

現在、オフィスルームにはエステ関係、そしてコンテナハウスＡ・Ｂ棟には、それぞれ中古車のリース・販売を行う事業者とテイクアウトドリンクを提供する事業者が入居しております。

なお、今年３月でコンテナハウスを卒業された事業者が、現在、市内での新規オープンに向けて準備中にあると伺っております。

**○２番（四海公貴君）**　現在、宇城市の企業誘致は令和元年以降急激に増加し、令和４年度は７件の企業が設備投資額は５３．６億円の投資となり、大変良い成果が出ていると思われます。市の職員の皆様の努力とＴＳＭＣなどの波及効果で今後はさらに期待できると考えています。しかし、宇城市外からの企業誘致も大切ですが、宇城市から企業を育てる環境も大切で、このビジネスサポートセンターが大きな役割を担うと思います。先日、入居されている企業様にヒアリングを行わせていただきました。その中でいただいた御意見として、「起業を考えたとき、このビジネスサポートセンターの安価な利用料は、起業する決断に優位な影響があった」、「私たちの努力が足りないかもしれないが、集客に難渋していて試行錯誤している」、「もう少し企業数があると集客のためのイベントなどを合同で行いやすい」、「ビジネスサポートセンターの使用期限が終わり、どこかに移転する際、家賃などの光熱費を払っていけるか心配」などの声をお聞きいたしました。私も起業した１人として、一生懸命に事業がうまくいくように頑張っている若い人たちを支援していく

のは、宇城市の将来にとっても大変重要なことであると思う反面、やや厳しい意見ですが、手厚すぎる補助などは、時には経営に対して悪影響を与えてしまう場合があると私は考えています。そのバランスは非常に難しいと思います。このたびはこのビジネスサポートセンターの入居企業数を３企業から５企業程度への規模拡大を御提案したいと思います。入居企業同士の交流を促すためと地域の皆さんに知っていただくため、集客のために合同イベントを開催するためには、もう少し企業数があった方が良いと考えます。また、コンテナ部分の１年更新で、２年間までの使用期間を延長し、例えば入居当初は起業支援期として、今まで同様安価な入居費、次のステップは独立支援期として起業支援期よりも高く、地域の相場よりも少し安価な入居費の設定として、ビジネスサポートセンター退去後の固定費を見越した入居費の設定にする。また、退居後は一定期間自立支援期として経営状況の確認や商工会などとの連携、イオンモール宇城様とのイベント等での連携により、宇城市内の企業と情報交換機会の創出、補助金などの情報提供、マッチング支援、また逆にビジネスサポートセンター入居者への経験談などのアドバイスをお願いするということを考えております。

そこで、（３）の規模拡大や入居者支援に対してどのように考えておられるのか御質問をいたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　まず初めに、使用料は電気・上下水道代込みでオフィスルームが月５万円、コンテナハウスＢ棟が２万円。上下水道設備がないコンテナハウスＡ棟は１万円と、いずれも起業の第一歩目を支援するため、低廉な設定となっております。

次に、コンテナハウスの増設につきまして、議員の御指摘は、入居者が認知度向上や集客に困られている状況に対する問題意識にあると認識しました。この点につきましては、商工会が窓口となっております持続化補助金や県のスタートアップ支援補助金による支援が可能と考えられますので、まずはこうした支援策をしっかりと伝えてまいります。

スタートアップ支援は、先週１６日に閣議決定がなされました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針にも盛り込まれて、国も重視する取組の１つとなっています。

市にとっても、スタートアップ支援を含む地場企業の育成と企業誘致は、産業活性化のための車の両輪であり、引き続き、国の動きも注視しながら、しっかりと取り組んでまいります。

**○２番（四海公貴君）**　宇城市の未来が明るいものになるためにも、様々な適切な御支援の方をよろしくお願いいたします。これで、３、ビジネスサポートセンター「O

ＧＡＷＡＬａｂ．＆うきコテナ」についての質問を終わります。

続きまして、４、宇城市内保育園等への関わり方について御質問をいたします。まずは（１）についてですが、これまで多くの議員の皆さんがお聞きされております。繰り返しになるかもしれませんが、これまでの宇城市公立保育園の民間化の経緯について御質問をいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　これまでの市内公立保育園の民間化の経緯についてお答えします。

市では、平成２６年６月に公共施設見直し方針の素案を公表しまして、全ての公立保育所と児童館の民営化及び統廃合の方向性について策定し、民営化または統廃合を行ってきました。

公立保育所民営化の経緯としては、平成２８年度に松橋保育園を最初に、平成２９年度に河江保育所、平成３１年度に不知火保育園、令和３年度には青海保育園と大岳保育園を統合し民営化を行い、そして令和５年度、最後の民営化となる豊野保育園をそれぞれ社会福祉法人へ移管してまいりました。

民営化においては、営利を目的としない社会福祉法人に限定して公募を行い、移管後に行っている移管先法人と保護者及び市で構成する三者協議会においても、大きな問題となった事例もなく、保護者の方からも好意的な意見をいただいており、適正な運営をしていただいていることを市として確認しております。

また民営化後、移管先法人により保育環境の整備が実施されており、松橋保育園、河江保育園は新園舎の建て替えが完了し、青海保育園については今年度に、不知火保育園は不知火小学校新築工事終了後に新園舎の着工予定であります。これら保育環境の整備は入所定員の増加につながるとともに、待機児童対策にも大きく貢献していると認識しております。

なお、現在市内唯一の公立保育所である戸馳保育園については、２回の移管先法人の公募に対し応募がなかったことと近年の園児数の減少、また施設も築後５０年を経過しており耐震性能不足と老朽化により、園児の安全面と衛生面を検討した結果、今年度末をもって閉園することとしており、令和４年第４回定例会において市立保育所条例を廃止する条例を上程し、議決をいただいております。

**○２番（四海公貴君）**　これまでの民営化は、松橋保育園、河江保育所、不知火保育園、青海保育園、大岳保育園の統合民営化、豊野保育園と理解いたしました。民営化後も三者協議会においても大きな問題となった事例や保護者からの不満もなく、適切に運営されているということは保護者の皆様や事業所の皆様、市役所職員の皆様の努力であると思います。また、閉園と決定している戸馳保育園については、園児の転園に向けて様々な支援策を講じておられることを議会でもお聞きしておりますの

で、令和５年度末まで、また転園後も継続した御支援をお願いいたします。

さて、令和６年３月末で宇城市内全ての保育園などが公立で運営していくのではなく、社会福祉法人、一部企業主導型保育園の営利企業で運営していくこととなります。先ほどの答弁にもありましたが、民営化後でも大きな問題はないということですので、安心しているところです。どのような運営主体であっても、国が定める保育所保育指針に基づいて運営されますが、宇城市として指針に基づいた運営がなされているかをどのような方法で評価するかを御質問いたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　保育所の運営は、厚生労働省令で定められました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一定の保育の水準を保つための保育の基本的事項を定めた保育所保育指針を基に、各施設においてその内容を組織的・計画的に構成した上で、それぞれに特色ある保育が実施されているところです。

これら各保育施設の運営方針については、児童福祉法第４６条の規定に基づき、施設の適切な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的としており、指導監督機関である熊本県が定期的に指導監査を実施しております。

市としては、県の指導監査に同行しまして、施設運営内容等及び施設に対する県の指摘事項の確認を行っております。また、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、法人監査を実施し、安定的な保育所運営につなげております。

指導監査における点検内容は、熊本県のホームページに掲載されておりますが、主に入所児童への保育が適切に確保されているか、適正な施設運営、適切な職員処遇が確保されているかなど、施設に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査する方法となっております。

この指導監査の結果は、文書指摘に該当する内容があれば、熊本県のホームページにおいて改善報告とともに公表されることとなります。

**○２番（四海公貴君）**　市としては、県の指導監査に同行して、施設運営内容等及び施設に対する県の指摘事項の確認を行う。また、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として法人監査を実施し、安定的な保育所運営につなげていると理解をいたしました。

再質問になりますが、保育園等では、園児に対して大変工夫を凝らした様々な取組を行っておられます。しかし、その園に通う以外はその活動を余り知る機会がない状況であるのではないかと思います。市民に広く各園の活動を知ってもらうための方法として、市はどのような取組を行っているかを御質問いたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　市内の保育所では、それぞれの園の保育方針に基づき、それぞれ特色を活かした保育が実施されております。

現在、市のホームページにおいて各園の基本情報及びその園のホームページアドレスを掲載し、各園の情報を発信しているところであります。

今後取組として、市としましては、母子手帳アプリである母子・子育て支援アプリＵｋｉ星を活用し、各保育施設の特色などを紹介して、子育て世帯への更なる情報発信の強化に努めていきたいと考えております。

**○２番（四海公貴君）**　市のホームページで各園の基本情報やホームページアドレスを掲載していて、今後は、母子手帳アプリ母子・子育て支援アプリＵｋｉ星を活用し、各保育施設の特色などを紹介していく、子育て世帯への更なる情報発信強化に努めていくと理解をいたしました。その際、子育て世代が欲しい情報と保育施設が発信したい情報のミスマッチがあると、情報の効果が低くなる可能性がありますので、子育て世代の方、保育施設の双方のヒアリングなどをお願いいたします。また、保育施設は地域にとっても大変大切なものですので、地域の皆さんにも情報がわたるような工夫を併せてお願いいたします。近隣市町では、３歳未満児の保育料の無償化が予定されているともお聞きいたしますので、宇城市もまずは良質な保育を行い、宇城市の保育施設に預けてよかったと思ってもらえるような保育施設になるよう、より一層の取組をお願いいたします。

最後に答弁は求めませんが、もう一つの視点として、先ほどの答弁でもありましたように、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を目的として法人監査を行うとありましたが、保育園などは定員枠に対して報酬が決定しますので、定員が多ければ園児一人当たりの報酬単価が少なくなり、定員が少なければ園児一人当たりの報酬単価が多くなることから、保育園等にとりましたら、定員数によって経営が大きく左右される現実があります。宇城市の計画上、定員なども十分考慮する必要もあると思いますが、可能な限り年度当初の定員を実人数に近づけ、年度途中は定員の２０％まで増加することができる制度を有効的に利用し、各保育園の経営的な支援を行っていただくことを希望いたします。現在も努力されており、昨年は８５人の定員を削減し、１０人の定員を増加され、トータルで７５人定員を削減されたことも理解しております。保育園の皆様にお聞きすると、定員が下がったことで非常に経営的にも少しは助かったという声も多くいただいております。また、発達障がいなどで特に支援が必要な方もいらっしゃいますので、単に定員という数字だけでは計れない面もありますので、現場に即した制度運用となるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（溝見友一君）**　これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時０４分

再開　午後１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１２番、坂下勳君の発言を許します。

**○１２番（坂下　勳君）**　改めましてこんにちは。１２番、彩里、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。

不知火温泉センターは、平成７年１０月４日に、旧不知火町、商工会、農業協同組合、漁業協同組合などが出資をして不知火温泉有限会社が設立されました。地域の住民の憩いの場、また地元生産者等の農産物、商品等を販売する場として、不知火温泉ふるさと交流センターとして道の駅に併設し、建物は不知火町が建設したものです。物産館を含めた９億７，８５５万８，０００円の建設費をかけ、平成８年４月２０日にオープンしたものです。平成６年株式会社Ａ社より温泉泉源購入及び揚湯試験費６，７９９万円で購入、不知火海を臨む露天風呂が人気の潮湯の天然温泉です。神経痛やリウマチ、切り傷などに効果があると言われています。お風呂は広々としており、露天風呂やジェットバス、サウナなど充実しています。天然温泉は塩化物泉で、なめると塩気と苦みを感じることができます。体の芯からぽかぽかと温まるお湯です。入浴後のおすすめは大広間で休憩をしたり、レストランで新鮮な魚介類、貝汁やお刺身がおいしく、また物産館で買い物をしたり、のんびり楽しめるスポットでした。新型コロナウイルス感染拡大により入浴者が減少、令和２年４月２０日、温泉館とレストランは休館して、物産館はアグリパーク豊野不知火店として、令和３年２月５日より営業しております。市民としてさびしい限りです。現在の温泉館や設備関係の管理状況についてお尋ねします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　現在、道の駅不知火に隣接する不知火温泉ふるさと交流センターの全てを、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として委託しています。ただ、温泉館は２年４月から休館しているため、浴室部分は管理委託から除外しております。

休館に至る経緯については、コロナ禍も一因ではありますが、水処理設備や空調設備など機器の経年劣化による修繕箇所が多いことによる要因が大きいため、温泉館の再開を決めかねています現在において、管理は手付かずの状態であります。

**○１２番（坂下　勳君）**　建物は使用しないと傷むものです。早い再開を願っております。令和４年度の予算に、温泉施設の大規模改修より解体して新設した方が費用が大幅に抑えられるのではないかと、温泉館の解体設計費用が計上されましたが、令和５年度に明許繰越されているが、なぜ繰越しされたのかお尋ねします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　平成２９年度に委託業務により大規模改修基本業務設計を実施したところ、６億円を超える総工事費が示されました。これを受け、巨額の費用をかけ老朽化した施設を改修する必要があるのか、最低限の改修でもよいのではないか、また、解体して新設の方が費用を大幅に抑えられるのではないかなどの考えの下、解体費用は把握しておく必要があると判断し、令和４年度予算に設計費用を計上させていただきました。

そのような中、当該年度当初に、民間事業者様から温泉館の譲受の意向が伝えられました。しかしながら、先方との話が一向に進みませんでしたので、期限を１１月末と決め、返事をするように催促いたしましたが、それでも回答が得られませんでした。結果、それからの入札では完了が見込めないという判断に至り、予算を繰り越したところであります。

いずれにしても、相当の予算が必要であることは明らかでありますので、方向性を示すことに大変苦慮しております。

ただ、今年度に入り、解体設計の入札準備を進めていましたところ、新たに民間事業者様より温泉施設を活用したい旨申出がございました。民間活力の活用は、課題解決に向け大変期待できるものでありますので、現在、具体的な提案内容を求めているところであります。

**○１２番（坂下　勲君）**　先ほども言いましたように、建物は使用しないと傷むばかりですので、本市の思うような提案が、民間より早急に提出されることを期待しております。市民からよく電話がかかってきます。内容は、「温泉は予定どおり再開するのですか」「本当に温泉はオープンするんですか」「温泉はどうなっているのですか」と多くの市民からも言われております。「不知火温泉センター温泉館、レストラン、物産館はなくなりません。温泉館は、新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休館し、市民の皆様に大変御迷惑をおかけしております。この機会に建設から２５年が過ぎた不知火温泉センターの建物を、令和４年度中に全面改修し、オープンします。なお、物産館は引き続き運営します」と言われておりました。本日は地元の有志が大勢来ておりますので、是非期待をお汲み取りいただいて、市として今後温泉施設の再開をどのように進めていくのか、市長にお考えをお尋ねします。

**○市長（守田憲史君）**　不知火温泉の復活については、費用対効果や周辺住民の皆様の感情を考えると大きな課題でございます。

今回、民間事業者様の意思表示により、課題解決に向かえばと大変大きく期待しているところでございます。坂下議員の御尽力もあり、この民間事業者様の申し出に対し、宇城市といたしましても、できる限りの支援と協力をしていきたいと考えます。

**○１２番（坂下　勲君）**　不知火町の温泉だけでなく、宇城市の温泉施設ですので、民間活力の活用により早急な再開を望みます。市民の皆様は期待をしておられますので、よろしくお願いしたいと思います。

定員管理とは、自治体の行政サービスを適切に提供するため、仕事の量に応じて必要な人員を配置することである。昭和５０年代から本格的な定員管理の時代が始まり、昭和５８年には自治省が第１次定員モデルを創設し、定員モデルも平成３１年の第１０次まで策定されています。平成６年の３２８万２，０００人をピークとして、２０年間下がり続け、令和元年に入って増加傾向が見られます。自治体の仕事をする労働者が減っているわけではなく、自治体の仕事のやり方が変わったわけである。なぜ、仕事の量が拡大しているのに定員を引き下げられるのであろうか。平成１７年１月１５日、合併当初、職員の条例定数は６７６人、現在は５２３人で推移しています。本市はどのような基準で定数を定めているのかお尋ねします。

**○総務部長（天川竜治君）**　合併前の宇城西部五町合併協議会におきまして、合併前の各町職員の実数の合計６６２人。また、松橋不知火下水道組合職員の実数１０人。合併前各町退職者及び新規採用者等を鑑みまして、職員の条例定数を６７６人と定めてありました。

しかしながら、平成１７年１月１５日の合併以降、職員定数については変更することなく令和元年度まで運用してまいりました。事務事業の廃止・見直しを進める中で、課あるいは係の統廃合、民間委託や指定管理制度の推進など行財政改革に伴う定数の削減を図るとともに、熊本地震による復旧・復興の進捗を見据え、定員管理計画に沿った職員定数の改正を令和２年４月１日より５２３人としております。

今後におきましても、今年度から始まります定年延長職員数の推移や事務事業の内容を把握し、適正な職員定数に努めてまいります。

**○１２番（坂下　勲君）**　私は計算式があるのかなと思っておりました。当該団体の属する累計の類似団体×１万分の当該団体の住民基本台帳人口の数値がその基準かなと思っておりました。令和３年度の離職状況割合は、全国で普通退職者は３８．４％、熊本県の普通退職者は２６．２％、宇城市の普通退職者は２６．５％で、全国的に普通退職者が増加している。全国的な問題で、宇城市だけでの問題ではないと思います。ここ３年間で普通退職者２６人は多いのではないか、市としてどのように捉えているか。また、採用して１０年未満が１０人と普通退職者が多いが、なぜ普通退職者が多いのか、その理由は何か。また、今後市としてどのような対応策を考えているかお尋ねします。

**○総務部長（天川竜治君）**　過去１０年間の平均で、普通退職者は１年当たり５人であります。ここ３年間でやや多い傾向となっております。本市といたしましては、市

民サービスの提供に安定した時期に退職されることは非常に残念なことであります。職員の育成には、各職場や研修等を行い、市職員としてのやりがいを感じることで、市民サービスの向上に努めているところでございます。

また、採用して１０年未満で退職された方々の転職先を申し上げますと、国家公務員が１人、熊本県職員１人、熊本県教職員１人、県内他市職員４人、自営業１人、その他２人となっております。傾向といたしましては、宇城市外の在住者で地元の市職員となるケースが多い傾向にあります。

対応策について、１つ目に、働きやすい環境をつくることであります。２つ目に、職場のコミュニケーションを活性化することであります。本市においては、人事評価制度において、上司部下のコミュニケーションの機会を設けております。３つ目に、職場力を高めるために、効果的な研修や活気のある職場づくりとなるように、職場の教育力、職場の協働力、職場の政策力を高めるため管理職研修を強化し、人材育成を図っております。

**○１２番（坂下　勲君）**　本市としても更なる研修を図り、明るい働きやすい職場づくりを目指し、普通退職者が発生しないよう努力していただきたいと思います。先ほど言いましたように、本年４月１日付けで条例定数は５２３人で、実員が４３２人であります。令和２年度は８人、令和３年度は９人、令和４年度は９人と普通退職者が出ていますので、業務には支障は出てないのか、各部署における職員は十分なのか疑問であります。年度末までの職員の補充はどうなっているのかお尋ねいたします。年々業務は複雑多様化し、職員の仕事量も増加していると思います。また、新規に事業をするにも担当職員が必要となります。現場の声をどう捉えているのか。熊本市は、令和５年度から令和９年度までの５か年で３２０人増やす定員管理計画を作成しています。行政改革の一環で職員減を掲げてきた従来の方針を転換し、新型コロナウイルスや自然災害、少子高齢化、働き方改革への対応に必要な人員を確保するためにも、是非、定員管理計画を策定する必要はないか、市長にお尋ねします。

**○市長（守田憲史君）**　中途退職者が多いという御指摘でございます。この点は、他市町村も多く、比較すると割合的には、現在この数年は宇城市も平均以下でございます。今ものすごくやはり人手不足もあり、いろいろな民間の好景気もあり、市長会に行きましても、市長同士でもうとにかく退職者が多いと、これではどんどん、はっきり言いまして熊本県庁や熊本市役所に引っこ抜かれていると、どうしたらいいかというのが我々のちょっと悩みでもありますし、喫緊の課題でもございます。また、最近やはり好景気なせいか、職員の中で夢を描いて独立をしていくんだと、年収３，０００万円を目指すんだと、そういう形で辞めていく職員もやはり出てきて

おります。やはり、私はこの点につきましては、もう年数が来れば職員一人３９万３，０００円まで上がるひと月の基本給、この旧態依然とした中で、若手は何で先輩はそんな自分の２倍も取るんだという発言もあって、ちょっとトラブルもあったようなこともございます。やはり、やる気のある人間にいっぱい給料をやるような形を取らないと、今後東京の大学かどこか出て、さあ故郷の自分の宇城市に帰って市民のためになりたいと思う職員に、やはり年収が７００万円、８００万円ではやはり来てくれとはなかなか言いづらい状況があるのも事実だろうと私は思います。それと、先ほど言いました県庁やよその市町村にこちらを辞めていく職員も多くございます。この原因は、１つには今までは公務員２８歳、２９歳までの受験資格でしたが、もう４５歳、５０歳まで上げているところもありますので、もう容赦ない分捕り合いが始まっているところでございまして、その割には、宇城市は中心部の熊本市にも近いこともありまして、まだ離職率は低い方でございます。より遠くの市町村の方が、よりよその市町村役場、市役所に取られているというところはあるかもしれません。

それと定員管理をということでございますが、実は宇城市は５つの町が合併し、この本庁と４つの支所がございます。そこにはやはり支所機能を置いて、職員を置かなければなりませんが、全然昔から合併をしていない、宇城市と同じ６万人弱の人口の市は、合併していないこともありますが、４００人を切る市役所もあるところでございます。だから、そこまで私も減らす必要はないと思っておりますが、その点は、今年は大卒１３人、社会人６人、高卒３人、障がい者の方２人、２４人を今採用試験を進めているところでございます。そういうところで、しっかりとまた人員を、やはり優秀な若手が来てほしいと思って募集をしているところでございます。

それと宇城市がよその市町村と比較してちょっと違うところは、この８年、１０年の中で保育園の民営化をしてきまして、保育士さんたちが正規公務員で延べ五十数人が事務職として帰ってきました。これは退職した人もいますが、全員希望者は事務職として引き受けているところでございます。今回、宇城市民病院も希望者の方は宇城市に全員事務職として引き取っております。その数が２７人。合わせて延べ人数７９人を事務職として採用しています。また退職があってこれで辞めてはいます。延べ人数でございますが、ここはしっかりと人員補充の大きな数字であることを見落としていただいては困ります。また、窓口の業務も民間委託を行っておりまして、大変評判が良くございます。今後も民間委託できるところは民間にお願いしたいと考えております。また、自校方式をセンター方式に一本化する中、来年４月にはまた調理師の方も正規公務員の方も帰ってまいります。そういう宇城市なら

ではの大きな変数があることも、どうぞ御理解ください。それと今日の新聞にも出てきておりますが、デジタル化の中、今後これをどのように我々が考え、人員とのつながり、人数をどう関係をしていくかまだ分かりません。その中で、１人の人間を採用するということは４０年、４５年、おそらく一人当たり４億円以上のお買い物をするわけでございますので、やはり慎重にならざるを得ない。その中で今回は坂下議員御心配のところではございますが、２４人の採用を予定しております。そういうところで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

**○１２番（坂下　勲君）**　市長には詳しく説明してもらいまして、大変よく分かりました。市長も今後大変かとは思いますが、職員が働きやすい職場環境をつくり、是非適正な定員管理計画に努めてください。

アメリカで、シカメガキはクマモト・オイスターという名で呼ばれ、高級カキとして高い人気を誇っています。クマモト・オイスターの名前がブランドとして確立されている一方、発祥地の熊本県ではシカメガキが生産されておらず、このことが悔やまれ、県水産研究センターが県内をくまなく調査し、ＤＮＡ分析によって八代市鏡町で再発見され、正真正銘のオリジナルクマモト・オイスターの養殖に向けて研究を重ね、ようやく平成２３年に半世紀ぶりに出荷にこぎつけることができました。本市でも、平成１９年よりシカメガキの養殖に支援を始め、宇城市の新たな特産物をつくろうと平成２２年寺島の前において本格的に養殖を始め、平成２８年から戸馳に養殖場を移し、マガキ養殖を始め、平成２９年１月から本格的に出荷を行っております。三角ガキと名付け、柑橘で有名な宇城市の新たな味覚としてブランド化を目指して頑張っておられます。現在、本市では確かに支援策はされていますが、更なる支援は考えておられるのかお尋ねをいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　現在、関係する３漁協に対して、漁業資源の回復・増大、環境保全などを目的に補助金制度を設けています。その中でも三角ガキの販売促進の支援は、重点的に行っております。

県は、平成１９年からシカメガキ、先ほど坂下議員がおっしゃいましたとおり、欧米ではクマモト・オイスターの名で有名ですが、その養殖技術の開発を始めました。当時、三角町漁協、松合漁協も協力して進めてまいりましたが、なかなか生産量を増やすことができなかったため、そのノウハウを基に、平成２８年度から三角町漁協がマガキの養殖を始められたことが、現在の三角ガキにつながっているものです。

三角ガキは、当初順調に生産量を伸ばしてきましたが、令和２年の豪雨による海水塩分濃度の低下が原因で、前年度比３割まで減少しました。現在では、豪雨前まで生産量も回復しましたので、三角町漁協が、地域ブランドを保護することにより

地域経済の活性化を目的とした、いわゆる地域団体商標の登録に向け準備をしています。

安定的な生産量の確保や本市の特産品としての周知など、どういう支援ができるか、引き続き三角町漁協と連携してまいります。

**○１２番（坂下　勲君）**　地域団体商標の登録に向けて頑張っていただきたいと思います。

近年、不知火海沿岸ではアサリ貝が獲れなくなってまいりましたので、令和４年から八代水産振興課の指導より、稚貝の上に網を張ったところ、エイなどから食べられることなく大きなアサリに成長し、本年３月に、７年ぶりに地元まっちゃ産アサリが道の駅不知火で販売されましたので、すぐに買いに行きました。久しぶりに食べるまっちゃのアサリ貝でした。資源管理型漁業への転換、つくり育てる環境の構築と漁業生産性の安定化を図るために、どのような支援を考えているか。また、三角ガキの規格外品を加工製品として販売するために、支援はどうしているかお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　本年２月に、７年ぶりの道の駅不知火での販売は好評でありました。

近年、不知火海では、豪雨による塩分低下、海水温の上昇、ナルトビエイ等の有害生物による食害などにより、収穫ができない状況が続いてまいりました。

そのような中、昨年、有害生物対策として生息地一帯に被服網を張り、資源管理したところ、本年２月から５月までに、約３トンの漁獲量まで戻すことに成功しております。

以前から、稚貝の放流、稚貝定着促進材の設置、ナルトビエイなどの食害生物対策など漁業者による自主的な資源管理の取組は少なからず続けられていたようですが、漁獲量がないことから、稚貝定着促進材の設置、稚貝の放流は平成２７年度を最後に取りやめられております。

今回の取組を契機に、資源管理の必要性が漁業者の皆様に浸透したと考えられますので、さらに漁獲量を増やすため、環境・生態系の維持・回復などの保全活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業などに自ら取り組んでいただきますよう、松合漁協と連携して後押ししてまいります。

また、三角ガキの加工品販売については、例年生産量の３割程度が規格外品となっており、原材料は十分に確保できるとの見通しから、加工品の開発を含め、加工事業者の選定を模索しているところです。

本市も引き続き、水産物の販売促進を側面から支援してまいります。

**○１２番（坂下　勲君）**　松合漁業組合と連携し、水産多面的機能発揮対策事業に取り

組んで、稼げる水産業に是非後押しをしていただきたいと思います。また、カキの塩辛などの商品のブランド化を図るなど、支援をしていただきたいと思っております。

水産業を取り巻く環境は、資源の減少などによる漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化や漁業後継者の減少に厳しい状況があり、後継者の育成確保や経営の安定化・近代化を図る必要があります。また、ヘドロなどが発生し、底質が悪化した底面へ砂などによる覆砂、干潟や入り江などに潮の流れをよくするための水路を開く作澪、割石・コンクリートブッロクなどを沈めてつくる人工漁礁などの水産環境の支援・推進は、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　人工漁礁については、小田良沖から西港中神島沖の水深２０メートルから４０メートル、約１０か所にコンクリートブロックを投入しています。

作澪については、海水を流動させ、漁場の底質を改善するのに有効な工事とされております。

今後も干潟の堆積量、費用面、漁協など有識者の意見を拝聴し、漁場環境の改善に努めてまいります。

**○市長（守田憲史君）**　今後、漁獲量を増やすため、環境・生態系の維持・回復などの保全活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業などに自ら取り組んでいただきますよう、浦中組合長の松合漁協と連携して後押しをしてまいります。

宇城市も引き続き、水産物の販売促進を側面から支援してまいります。

**○１２番（坂下　勲君）**　市長の答弁が力強く、安心しております。今後ともどうかよろしくお願いしたいと思います。魚介類の生息育成地として保全するための対策を講じる必要性がありますので、早急の水産環境の整備の支援・推進を図っていただきたいと思っております。

宇城市において、農業は重要な基幹産業の１つです。後継者不足に加え、農業就業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物等への被害拡大など、様々な問題を抱えています。平成１７年に農家戸数は２，７１０戸、令和２年には１，８６０戸で８５０戸の減少です。また６０歳以上では２，２７７人で、全体の約６２％を高齢者が占めています。そのため農業生産が行われない耕作放棄地が増加し、農地の荒廃が進んでいるのが現状です。耕作放棄地の拡大防止や再生など、農地の適正管理を行っていくためには、担い手の確保と育成が喫緊の課題である。担い手の確保・育成は具体的にどのように推進しているか、また今後の対策をお尋ねします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　農業従事者の高齢化が進む中、離農される方が増加してお

りますが、新規就農者の確保や担い手の育成は、今後の農業を持続していくために重要な課題となっております。

農業を新たに営まれる新規就農者は、新規就農者育成総合対策事業により補助が受けられますが、家業を継ぐいわゆる跡取りの方は、自営で栽培する品目以外の作物に取り組まなければ補助を受けられない制度となっております。

ただ、それとは別に後継者確保策として、先代から経営を継承し、発展させる取組を行う場合に支援する制度がございます。これは経営継承・発展等支援事業補助金として、上限１００万円の補助が受けられるものです。

また、経営状況に応じたきめ細かい経営支援を目的として担い手育成支援事業補助金の制度があり、市認定農業者協議会の事業に対して１６万円の補助を行っております。

このような制度も含め、行政での支援は少なからず行ってはおりますが、新たな就農は、年平均１０人程度で推移しているのが実情であります。

御指摘のとおり、耕作放棄地の解消は農業における最も大きな課題でございます。たとえ作物の栽培をせず、草刈りや機械による耕起で管理するにせよ、相当な労力を伴うことは容易に想像できるものであります。

このような現状を少しでも改善するため、現在、一個人ではなく地域全体で農地を適正に管理していくことを視野に入れた、地区ごとの地域計画の策定を推進しております。

本計画は、中心経営体への農地の集積・集約を目指したもので、１０年後に誰がどこの土地を耕作するのかという具体的な議論を伴う作業となります。

新たな担い手が望まれないならば、今後減少しても耐え得る地域の協力体制の確立は、今後の本市農業の根幹となるのもだと理解しております。

**○１２番（坂下　勲君）**　令和４年４月１日に改正法、農業経営基盤整備強化促進法が施行し、農地の将来像を決める地域計画の策定が本格化しております。市町村は２０２５年３月までの策定が求められているが、本市は取り組んでおられますので安心しました。熊本県のモデルになるように頑張っていただきたいと思います。

現在、農業従事者の高齢化が進展する中で、新規就農者は大切な存在です。そのため、新規就農者の増加により世代間バランスの取れた構造にしていくことを目的に、国・県・各市町村を中心とした新規就農のための支援策を行っています。新規就農者育成総合対策資金として、就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業、経営継承発展支援事業があります。どれも国県の支援事業で、本市単独の新規就農者への支援はどのように支援しているか、また今後一人でも多くの新規就農者を育てるための支援対策をお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　国県の農業経営体個々への補助制度の中で、個人負担の一部を市が支援する場合もございます。市独自の補助制度は、農業用廃ビニール適正処理事業や収入保険加入促進事業等がありますが、新規就農者への支援制度は設けておりません。

新規就農者への支援は、国県が行う新規就農者育成総合対策事業補助金での対応となります。補助対象期間の３年の間は、年２回普及指導員、農業公社、ＪＡ、市で現地確認を行い、計画どおりの規模で農地を利用されているか、栽培技術の習得状況、生産量・単価の状況、作業の進捗、機械導入状況、借入資金の状況、販路の確保状況等を指導することになっております。

その後、補助対象期間を過ぎた後、５年間も引き続き御本人から報告書の提出を求めておりますが、経営を安定させ、やがては認定農業者として地域の中心経営体へ発展していただきたいとの考えに基づくものでありますので、現地指導など交付期間と同様にサポートを続けております。

また、農業全般ではありますが、例えば、稼ぐ農業のための基盤づくりとして行っています総事業費約３５０億円の国営ほ場整備事業でも、地元負担金として２１億円の市費を投入いたします。

今後も、一人でも多くの担い手を確保するための支援は可能な限り行ってまいります。

**○１２番（坂下　勲君）**　新規就農補助金は令和元年１２人、令和２年、令和３年ともに５人、令和４年は２人と減少しています。主な交付要件などがネックになっているのではないかと思います。例として、前年の世帯所得６００万円以下であることなどの制約がありますので、国県に要望をしていただきたいと思います。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者が農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工、流通販売にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていかなければなりません。６次化商品の開発に必要な機材・機器を設置、また専任のスタッフを配置した６次産業開発室を旧松合小学校に設置し、新商品開発に挑戦する農家を支援することをここで提案しておきます。担い手確保のため、新規就農者への支援や農業生産法人の設立・拡充等に取り組むとともに、６次産業化や農泊、農家レストランなどの複合的な経営を推進することで、地域の持続性を高めますので、複合的な経営を推進するためにも活力ある稼げる農業のために支援する考えはないかお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　作物の栽培から加工、さらに流通販売までを併せて行っていく、いわゆる６次産業化は、農業を主要産業とする地域の持続的な発展にとって非常に有効だと考えています。

御承知のとおり、取り組むにあたっては、農産物の加工技術や販売促進の知識が必要で、これらの知識を持ち、情報収集できる人材の確保や資金の調達が重要となります。

農産物を使った加工品の開発は、原材料の安定供給など地域の協力を仰がなければなりませんが、地域の農業を支える人たちの力を集結し、新たな産業の発展や魅力向上、生活の充実などにつながる要素を含んでおります。

ただ、６次産業化に取り組むためには、農産物の生産量や需要の把握、安定した品質管理が重要になってきますので、生産者との交渉や調整にも時間と労力を要します。

６次産業化を通じて、地域の持続的な発展に取り組む事業主体があれば、できる限りの支援を行っていきたいと考えています。

**○１２番（坂下　勲君）**　６次化挑戦を後押しするために、鹿児島市では６次産業化商品開発室を設け、６次商品の開発に必要な機材・機器を整備、農林水産物を活用した新商品に挑戦する農家を支援しており、また専任スタッフを配置しています。稼げる農業のためにも是非必要な６次産業ですので、計画を策定していただきたいと思います。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって１筆ごとの土地の所有者、番地、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、地積とはいわば土地に関する戸籍のことです。各個人には固有の戸籍という情報があり、様々な行政場面で活用されていると同様に、土地についても地積の情報が行政の様々な場面で活用されています。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され地図が更新されることになります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。なお、地籍調査は国土調査法に基づく国土調査の１つとして実施されています。境界や形状が現実と異なり、登記簿に記載された土地の面積も正確でないなど、市民からの苦情をよく耳にしますが、現状はどうかお尋ねいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　まず、市民の皆様が土地の境界につきまして、法務局にございます地籍に関する公図、今回は分かりやすく地籍図と言わせていただきます。その地籍図と現場の相違を感じられる理由について御説明いたします。

市民の皆様が家など建物の建築や土地の売買、土地を分筆される際などに、境界立会いが行われます。その際には、地籍図等を基に土地家屋調査士が境界を再現しますが、その位置が市民の方の想定とずれがあるために苦情を言われることがあると思われます。

特に、旧松橋町の地籍調査は昭和４０年代に実施されておりまして、メジャーで

計測した距離を図面に縮小する平板測量という手法によって地籍図が作成されています。また、一筆ずつの座標はございませんでした。近年の測量技術よりは精度的に劣るために誤差が大きくなっています。そのため、土地家屋調査士が境界を再現するのに大変苦労しているのが現状です。したがいまして、その地籍図を基に再現した境界の位置には、場所によりましては多少のずれがある場合があり、これが地籍図と現場の相違を感じられるということになります。

ちなみに、本市で多くの実績を有する土地家屋調査士数人に、本市の地籍調査の印象について確認を行いましたところ、「地籍調査事業を昭和４０年代に取り組んだ旧松橋町について、当時の測量技術が精度的に高くなかったことにより、現地に再現するとき多少の誤差が生じることはあるものの、筆の形状や配置に著しく問題があるという認識はない」というふうに回答をいただいております。

以上のことから、市といたしましては、境界を再現する際のずれは生じることがあるものの、地籍調査の最も重要な成果である筆の形状や面積、配置については、大きな問題はないと考えております。

**○１２番（坂下　勲君）**　境界を再現する際、ずれは生じることがあるものの、地籍調査の最も重要な筆の形状や面積、配置については大きな問題はないと考えておりますとの答弁でございますが、主な事例として、所有地を売買するときに土地の面積の確定、境界の確認が提示されることが多く、境界立会いが不調になることで売買契約が不成立になったり、また土地を分割するため分筆登記を申請するとき、分筆登記ができなくなり売却することができなくなった例があります。松橋町、特に竹崎地区の苦情を多く聞きますが、平成２８年の熊本地震でさらに三角点等の基準杭が動いているのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　三角点につきましては、国土地理院が設置しております。平成２８年熊本地震による影響については即座に調査が行われておりまして、既に補正パラメータという、基準点からのずれによる補正値が公表されております。その補正値におきましても、本市においては影響はないと聞いております。

**○１２番（坂下　勲君）**　国際的に定められている世界測地系基準に合致しているということですので、安心しました。松橋町の国土調査は、約半世紀前の調査で、個人同士の境界認識の違いもあり、国土調査の成果と現況が一致しないことも考えられます。また、半世紀前は道路より低い位置に農地があり、その後、農地を造成したことで法尻だった境界が道路と同じレベルになり、道路舗装部分までを道路として扱い、時間の経過とともに境界の認識が変わってしまったことも考えられます。本来なら宇城市全域を再調査した方がよいと思いますが、調査費が掛かりますので、最低でも都市計画区域を再調査する考えはないかお尋ねいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　坂下議員の御意見のとおり、現地に再現した際の位置に、多少の誤差があるのも事実でございます。まず、地籍調査の再調査についてお答えさせていただきます。

市には、都市計画区域が約３４平方キロメートルございます。仮に、再度地籍調査を実施した場合には、予算面におきましては約１５億円程度の事業費と時間的には約１７年かかると想定されます。全て一般財源となりますし、そこには職員も３人程度配置させることになります。

それ以外の方法といたしましては、境界立会いの際、現在の地権者や相続人で位置を決定し、座標を確定させていく方法です。

これは、分筆登記申請における地積測量図の取扱いについて、平成１７年３月７日に新不動産登記法及びその関連法令等が施行されております。「すべての筆界点、いわゆる境界点の座標値及び筆界点間の距離を地積測量図に記録すること」が規定されました。それにより、少しずつではありますが、より精度の高い地籍図に改良されてきております。

以上のことから、解決策としての再調査は優先しにくいものと考えております。

ちなみに、道路改良のため用地を分筆し買収した土地や、都市計画区域ではございませんが県営事業や国営事業によりまして、ほ場事業を多く実施した農地などは、精度の高い地籍図になっています。

**○１２番（坂下　勲君）**　他に類似する市があるかもしれませんので、調査研究し、市民の不安を払拭するように今後の対策を講じてください。よろしくお願いします。

建築基準法では、都市計画区域、準都市計画区域内にある建築物の敷地は、幅員４メートル以上の道路と２メートル以上接しなければならない接道要件等を規定しています。家の敷地は幅４メートル以上の道路に２メートル以上接することと、接道義務が定められており、幅が４メートル未満の道路に接している敷地は後退させて幅４メートルを確保しなければなりません。道路を広くするために敷地を後退させることをセットバック、道路中心後退です。セットバックする予定の道路は２項道路、みなし道路と呼ばれています。セットバックは火災のときに消防車が通れる道幅にしたり、日当たりや風通しを良くするためです。建築基準法では、セットバック部分の権利については明記されておらず、所有者は敷地所有者のまま、またセットバック部分の土地を自治体に寄附する、また自治体が買い取るなど、自治体によって様々です。本市においてセットバックした場合、どのような方法を取っているかをお尋ねします。

**○土木部長（平木恵一君）**　坂下議員からの御教授のとおり、都市計画区域内において、建築条件を満たす建物を建設するためには、建築確認申請等の一定のルールに基づ

き、県の許可を受ける必要があります。

その際に、建物敷地は道路に２メートル以上接する必要があるとされており、建築基準法第４２条は、その道路の定義を示したものになります。

また、同条第２項に、様々な法令の道路の定義がありますが、その中に都市計画法による都市計画区域内の道路の定義もあります。都市計画区域内の幅員４メートル未満の道路において、道路の中心から水平に２メートル後退したラインを道路の境界とみなす規定があり、これをセットバックと称しております。その後退した部分に対し、今度は建築基準法第４４条で、一部例外規定はありますが、構造物等（塀や植樹等）の設置はできないとしております。そもそもセットバックを行う法的根拠は、建築基準法や都市計画法になりますが、快適な生活環境や都市景観の形成、公共の利益、災害時の緊急対応が、主な法の趣旨や目的として考えられます。

セットバックした部分は道路とみなしており、構造物等の設置はできない、いわゆる公共的な施設として道路扱いとしておりますが、市として分筆等は実施していないのが現状であります。

特例としましては、宅地分譲などセットバックした土地の所有者が、自ら分筆を行い、市道に接する部分を工事し、さらに無償提供の場合には、市道の一部として寄附を受ける場合があります。

**○１２番（坂下　勲君）**　セットバックした土地の所有者が分筆を行い、市道に接する部分を工事し、さらに無償の場合には、市道の一部として寄附を受けているということですが、分筆等の経費をかけてまで寄附はないと思いますよ。第４２条第２項道路とは、建築基準法の道路の１つであり、みなし道路と呼ばれています。セットバックした部分は道路として利用に制限されますが、所有者は土地の所有者のままになります。セットバックした部分は固定資産税の非課税対象にならないのか、また市の方で購入はできないのかお尋ねいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　セットバックした部分の固定資産税についてお答えをいたします。

先ほど土木部長の答弁にもございましたとおり、建築基準法には、「その中心線からの水平距離２メートルの線をその道路の境界線とみなす」となっており、本市では、セットバックした土地を公共の用に供する道路と捉えております。したがいまして、非課税の対象になります。

しかしながら、課税の公平性を確保するためにセットバックした面積を明確にしていただく必要がございます。そのため、申請者にセットバックした部分の地積測量図の提出をお願いしております。この費用が申請者負担であることから、地積測量図を提出されることは、ほとんどないのが現状でございます。

**○土木部長（平木恵一君）**　例年、建築確認申請の件数は２００件から３００件の間で推移しております。セットバックが必要なものについては、県央広域本部土木部景観建築課にて適正に指導・対応されているところでございます。

市としてセットバックの件数等のデータなどはありませんが、セットバックは建築主の利益につながるとの観点や近隣自治体の状況を鑑み、セットバック用地を市が分筆、所有権移転手続や購入するということは、現時点では想定しておりません。

**○１２番（坂下　勲君）**　本市では、セットバックした土地を公共の用に供する道路と捉えています。しかし、課税の公平性を確保するためにセットバックした面積を明確にする必要があるということで、地積測量図の提出をお願いしているとのことでありますが、面積によりますが、数十万円費用が掛かりますので寄附はないと思います。また、購入することは、現時点では想定しないということです。寄附として受け付け、助成金として１平米数万円で支払いする行政もあります。熊本市は、分筆登記する制度があり、財源は都市計画税を活用しております。本市も活用してはどうですか、検討してみてください。

以上で、私の一般質問を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時５９分

再開　午後２時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

４番、河野真理君の発言を許します。

**○４番（河野真理君）**　皆様、改めましてこんにちは。議席番号４番、会派暁、河野真理です。議長のお許しをいただきましたので、先に通告しておりました質問事項について質問してまいります。質問は、主に子育てについてです。

まずは、子育て支援策についてです。１番の国の方針について。こども家庭庁及びこども基本法の内容についてを問います。先の国会でようやく子育て支援や少子化対策への施策がされました。私は第２次ベビーブーム生まれで、母は第１次ベビーブーム世代です。本来なら２５年前くらいに第３次ベビーブームが起こりそうですが、私が１９歳の頃バブルが崩壊し、一気に不景気となり、私たちの世代は就職難でした。非正規雇用が増え、何の保障もない不安定な生活で自分だけで精一杯という時代でした。その頃から結婚や出産に前向きになれない状況は、今も続いているのだと考えます。もっと早くに何らかの対策がなされていれば、第３次ベビーブ

ームがあったかは分かりませんが、今のような危機的状況ではなかったかもしれません。今の世の中いろんな選択肢があり、結婚をしない、子どもを産まないという選択肢があるのも当然です。しかし結婚したいのに躊躇する、子どもが欲しいのにつくれないといった金銭的に考えて無理という話をよく耳にします。確かに結婚・出産などしなくても、普通の暮らしをしていてもすごくお金が掛かります。税金を支払うために働いているような感覚です。子どもをぜいたく品だというような、子どもと教育費とを天秤にかけるような風潮にもすごく疑問を感じていますが、子どもがいるから仕事や家事をさらに頑張れたり、お金が全てではない幸せがあると私個人としては思っています。今国会で政府が異次元の少子化対策に取り組まれましたが、まずは令和５年４月に発足したこども家庭庁について、その背景と機能、役割等についてお伺いします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　こども家庭庁の機能と役割等についてお答えします。

近年の日本における出生数は予測を上回る速度で減少し続けており、少子高齢化の進行は社会全体の根幹を揺るがしかねない危機的な状況となっています。また、子ども虐待やいじめ、不登校、自殺、経済的困窮家庭で生活する子どもなど、子ども・子育てを取り巻く状況も深刻化の一途をたどっています。

そのような状況の中、これまで子ども関連の様々な社会課題に対する国の施策は、課題の内容に応じて別々の省庁で行われてきました。

また、子どもが直面している問題を解決するために、当事者である子どもの声が聞かれてこなかったことも、子どもを取り巻く状況が改善しなかった一因と考えられたことから、本年４月にこども政策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁が設置されました。

こども家庭庁は、内閣総理大臣直属の機関として内閣府の外局に位置し、子どもに関する政策をまとめて行う行政機関です。

組織の構成は、こども政策の司令塔として全体の取りまとめを行う企画立案・総合調整部門、子どもの安全で安心な成長をサポートする役割の成育部門、特に困難を抱える子どもや家庭の支援を担当する支援部門の３部門からなり、子どもの視点、子育ての当事者の視点に立った政策立案と、子どもや家庭が抱える様々な課題に対する包括的な支援、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を基本理念としております。

**○４番（河野真理君）**　大人が子どもはこう思っているだろうと勝手に決めつけることなく、子どもの視点、子どものいる家庭当事者の意見を聞き入れて政策が行われるのはとてもすばらしいことだと思います。こども家庭庁の設置と同じくして、こども基本法が施行されましたが、同法は、日本国憲法及び平成６年に国連総会で採択

された子どもの権利条約で認められる子どもの権利について、その基本方針を示すものと解しますが、その内容等についてお尋ねいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　こども基本法の内容についてお答えします。

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立、本年４月１日に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としております。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子どもの意見の反映等についても定めています。

こども基本法では、大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長のためのサポートや、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートなど、子どもや若者に関する取組をこども施策と定義し、１８歳や２０歳と年齢で必要なサポートが途切れることがないよう、心と身体の発達の過程にある人をこどもとし、切れ目のないサポートを行うとしております。

こども基本法の核となる６つの基本理念は、１つ、すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。２つ目に、すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。３つ目として、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。４つ目に、すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。５つ目として、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。最後の６つ目で、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。こども施策は、これら６つの基本理念に基づいて行われなければならないとされています。

先に答弁しましたこども家庭庁の発足、こども基本法の施行により、今後は、社会全体で子どもを中心に据えた各種施策の推進がなされると理解しております。

**○４番（河野真理君）**　国における新たなこども政策に取り組む行政組織であるこども家庭庁の概要及び子どもを真ん中に据えた施策の根源となるこども基本法の概要については理解いたしました。

２番の質問です。全国的な少子化の中で、本市においても様々な子育て支援策があります。本年８月末には、給食費の無料化が始まります。これは他自治体に先駆けた取組であり、もっとＰＲしてもよいと思います。次代を担う子どもたちは貴重な人財であります。保育料無償化、子ども医療費の無償化、こどもセンターの設置

など、現在取り組んでおられる本市の子育て支援策についてお尋ねします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　本市におきましては、第２期すこやか宇城っ子プランの基本理念であります「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現のために、令和元年１０月から保育料無償化に併せ、副食費の無償化に取り組んでおります。

また、令和５年４月からは子ども医療費の助成対象を１８歳未満にまで拡充しております。さらに、本年８月３０日からは学校給食費が無料化されます。

これらは、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援策でありまして、河野議員御発言のとおり、ほかの自治体に先駆けた本市独自の取組であります。

また、子育て支援に関する業務の集約による市民の皆様方の利便性向上を目的に、子育て支援事業を集約して、子ども・子育てに関する総合的な拠点施設として、令和５年４月から不知火支所に宇城市こどもセンターを開所しております。

現在、不知火支所の２階部分の改修工事が完了しまして、この２階部分を活用した本格稼働を７月中旬から予定しております。

こどもセンターでの事業は、総合的な子育て支援策として大きく５つを現在実施しているところです。まず１つ目として、現在、宇城市保健福祉センター内で実施しており、子育て親子の交流を進める地域子育て支援拠点事業・子育てひろば、並びに、保護者の仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンター事業、この２つの機能を市保健福祉センターからこどもセンターへ７月から移転します。

２点目は、子ども及びその保護者または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする利用者支援事業があります。

３点目は、保健師等の専門スタッフが、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を一体的に提供する子育て世代包括支援事業を展開しています。

４点目は、要支援児童等への支援を強化する子ども家庭総合支援拠点事業です。この中の支援業務として、子育て短期支援事業や養育支援家庭訪問事業いわゆる産後ホームヘルパー事業などがあります。

最後の５点目として、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを産み育てることができるような環境整備を行う少子化対策事業を展開しております。

経済的支援と併せてこれら５つの事業を粘り強く継続していくとともに、新たな国の追加支援策にも柔軟に対応していくことにより、子育て支援部門における「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現につながるものであると考えております。

**○４番（河野真理君）**　本市において様々な支援策があること、大変ありがたく思いま

す。子育てだけでなく、これから結婚する若い世代にも結婚の後押しする支援がなされることも、とてもすばらしい取組と考えます。７月中旬から不知火支所２階に開所します、宇城市こどもセンターの５つの子育て支援策は、どれも大変重要で保健福祉センターと子ども未来課で担っていた業務をこどもセンターで一手に請け負ってくれますと、担当の課をたらい回しにされることがなくなるので大変相談しやすくなると思います。初めてお母さんになる方や近くに身内がいない方など、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしていただけると本当に心強いです。７月の開所が待ち遠しいです。

再質問になりますが、先ほどの答弁にありました地域子育て支援拠点事業・子育てひろば及びファミリーサポートセンター事業を広くＰＲし普及させることは、子育て世帯の負担軽減につながり、大変効果的な事業であると認識しています。そこで、現在の両事業の現状と利用状況についてお伺いします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　地域子育て支援拠点事業・子育てひろば及びファミリーサポートセンター事業については、令和４年度までは宇城市社会福祉協議会に事業を委託しておりましたが、本年４月より市直営で事業実施しております。

両事業ともに、これまでの内容をそのまま引き継ぎ、サービスが滞ることなく７月に宇城市保健福祉センターからこどもセンターへの移転に向けて、現在、準備を進めております。

地域子育て支援拠点事業・子育てひろばの利用状況は、現在のところ令和４年度と変わらない１日平均約５組の利用があっており、イベント実施日に利用の増加が見られております。市が委託するほかの子育て支援センターと比較しても利用者は変わりませんが、７月の移転の影響を考慮し、更なるＰＲと内容の充実に努めてまいります。

また、委託している他の子育て支援センターについては、少子化や過疎化の影響で利用者の少ない箇所もあり、事業を継続していくための事業所間の連携のサポートにも努めてまいります。

次に、ファミリーサポートセンター事業の利用状況ですが、援助活動の件数は、令和４年度が１６７件で利用件数は増加傾向にあり、その半数以上を保育施設等までの送迎とその前後の見守りが占めております。

しかしながら、それを担う援助会員の数は年々減少してきており、年齢層も６０代と７０代で半数以上を占めている状況となっております。利用する会員についても減少傾向にあり、相互援助の組織として全体の会員数減少が課題となっています。

河野議員御認識のとおり、両事業とも子育ての負担軽減につながる効果的な事業でありますので、引き続き子育て世帯への周知に努めてまいります。

**○４番（河野真理君）**　最近はおじいちゃん、おばあちゃんも仕事をしていて、孫の世話に手が回らないという話もよく聞きます。だからこそ地域で育てていかなければならないと思います。ファミリーサポート事業は、子育て中の親にはとてもありがたい事業です。１、２時間でいいから預かってほしいときは多々あります。忙しくてお迎えを忘れてしまうぐらい大変なときも多々あります。そんなとき、サポートしてくれる援助会員の方が子どもを預かってくれるなら、親は大変助かります。子育てはお母さんが頑張るのが当たり前みたいに思われてきた時代もあり、なかなか気軽に頼めず、無理をしているお母さんたちはたくさんいます。そんなことを言う時代は早く終わってほしいものです。気軽に頼むのが当たり前になるような、頼む方も頼まれる方も笑顔で子どもたちも笑顔になれる、そういう取組が増えればいいなと願います。援助会員がなかなか増えないのもＰＲ不足ではないでしょうか。もっとＰＲし、援助会員養成講座の日程も増やしていけばどうかと考えます。

次の質問にいきます。３番のショートステイ制度に関して本市の方針と利用状況についてです。今までの話の流れで、保護者が病気になったや兄弟のどちらかが入院し、付添いで親も入院しないといけないなど、どうしても泊まりで預かってほしいときなどはどのように相談すればいいのか、また、制度の概要と利用状況をお伺いします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　本市では、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う子育て短期支援事業を行っております。

本事業はショートステイ事業とトワイライトステイ事業からなり、ショートステイ事業は、保護者が病気、育児疲れ、出産、事故、冠婚葬祭などの理由により、家庭での養育が一時的に困難になった子どもや一時的に保護が必要な子どもなどを、児童福祉施設等において短期間お預かりする制度です。また、トワイライトステイ事業は、保護者が仕事などにより、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において養育することが困難となった子どもを児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う制度です。

利用の際には、あらかじめ市へ利用申請等の手続きが必要となりますが、その相談や手続き、施設等の調整については、こどもセンターで援助を行っております。

市では、市外の５つの児童福祉施設、社会福祉法人八代ナザレ園、社会福祉法人八代児童福祉会八代乳児院、社会福祉法人みどり園、社会福祉法人慈愛園、社会福祉法人熊本市社会福祉協会運営の熊本乳児院、この５つの福祉施設と委託契約を結び、事業を実施しており、利用状況は、令和元年に２件の利用があって以降、新型コロナウイルス感染症による施設受入制限もあり、令和４年度まで利用はありませ

んでした。しかしながら、本年度は受入制限も緩和され利用しやすくなったことから、既に４件の利用実績があり、今後も利用の増加が見込まれています。

この子育て短期支援事業は、子育て世帯の負担感の軽減、児童虐待の予防において重要な施策の１つと考えており、今後も地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業などの子育て支援策と調整をしながら、利用を進めてまいります。

**○４番（河野真理君）**　本年度で４件の利用実績があるとのこと、今後も増えていくものと思われます。以前、この制度があるのは知っていたが、やはり急なことで預かってほしかったが、あらかじめの申請をしておらず、預けることができなかったと言われる方がいました。そのあたりも妊娠中にでも周知していただければ、急なことにも対応できたと思われます。社会福祉法人や児童福祉施設でないと預かれない等の縛りがあるのは仕方のないことですが、親は相談することも悩んだり、躊躇したりしますので、ここも気軽に相談できる環境づくりをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。４番の本市の課題と今後の子育て支援方針についてです。現在、妊娠・出産・育児を通して、母親の負担がかなり大きいと感じています。父親の育児参加として育児休暇取得ももちろんですが、経済的支援に併せて精神的な支援が大変重要となってくると感じます。出産・子育てが周囲から温かく歓迎され、楽しく子育てができ子育て期間が充実したものとなり、職場復帰がスムーズにでき、職場での子育て中の理解等でもう１人子どもを産むことを躊躇することがない、何の不安もないというような環境にしてほしいと思っています。本市における子育て支援の課題と今後の支援方針についてお尋ねします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　本市のみならず全国的な子育てに関する課題としては、社会全体の少子化と超高齢化があります。

厚生労働省から本年２月に発表されました人口動態統計速報によれば、令和４年の出生数と合計特殊出生率は、過去最少の数値とのことでした。新型コロナウイルス感染拡大の影響があると言われておりますが、このままのペースで少子化が進行すれば、経済規模の縮小や医療・福祉分野の労働力不足、現役世代への社会保障負担の増大はもちろん、国家財政の維持も厳しくなることが推測されます。

少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化などがありますが、その背景には結婚や出産、子育てへの希望の実現を阻む様々な要因が考えられ、国同様に本市においても少子化の進行に歯止めをかけるためには、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てに希望と幸福感を持ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを整備することが大きな課題の１つであると認識しております。

この本市の子育てに係る課題解決のため、先ほど答弁しましたとおり、現在実施

している保育施設における副食費の無償化、学校給食費の無料化などの市独自の経済的支援と併せ、現在こどもセンターで実施している事業を粘り強く継続していくことが大変重要であると考えています。

また、児童手当の拡充や幼児教育・保育の質の向上など、新たに予定されている国の支援策へも迅速かつ柔軟に対応するよう努めてまいります。さらには、国の重要施策の１つである共働き・共育ての推進として、市内事業所等に対して男性の育児休暇を支える体制整備の啓発を進めていく予定です。

これら若い世代が、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりには、福祉分野に加え、保健医療や産業労働、教育など多くの関係部署との連携が必要となってくるため、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現のために、子どもを真ん中に据えた全庁的な取組に努めてまいります。

**○４番（河野真理君）**　本市の環境づくりに大いに期待します。私も宇城市民として、宇城市はちょうどいい、とても住みやすいところだと思っています。一度県外に出たから、なおさらそう実感します。これからますますちょうどいい、住みやすい宇城市を展開していってほしいと思います。男性の皆さん、育児休暇を取って「俺の御飯は？」などと決して言わないように、気を付けていただきたいと思っています。

再質問になりますが、経済的支援策の周知方法についてお尋ねします。先ほども申しましたが、市内保育施設における副食費の無償化や学校給食費の無料化は、保護者に大変喜ばれる政策であり、県内市と比較しても大変効果的な本市独自の子育て支援策だと思いますが、広く市内外に向けたＰＲが不足していると感じています。宇城市いいかも、住みたいかもと思わせる具体的なＰＲをもっともっとするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（守田憲史君）**　「ＵＫＩＮＩＳUM」をキャッチフレーズに、子育て世代が住みやすいまちづくり、子育てしやすさを支える政策として、保育施設における副食費の無償化、こどもセンターの開設、そして今回補正予算を計上し、先日の定例会見で表明した小中学校給食費無料化は、県内初の制度化であり、その施策の中でも大きな一歩と考えています。

河野議員をはじめ、数人の議員の皆様から御提案いただいております、新聞紙面の一面全てを利用した宇城市の子育て施策のＰＲをという提案につきましては、本議会での予算議決をいただきましたならば、熊本日日新聞の一面全てを利用して、大々的な宇城市の子育て施策のＰＲを行います。

**○４番（河野真理君）**　新聞広告、大変すばらしいと思います。しかし、若い世代は新聞を取っていない方も多いかと思います。新聞以外の若い人が見る広告も是非活用いただきたいと思います。給食費無償化や保育料無償化など、様々な支援がなされ

ています。しかし、支援が行き届いていないところもあります。保育園等に行かず、家庭で子育てをされている家庭の支援です。その家庭は何の恩恵も受けていないのではないでしょうか。合計特殊出生率２．９５を誇る岡山県奈義町の町長の講演を聞く機会があったのですが、奈義町は、在宅保育をする保護者に月１５，０００円の支援金を支給されています。奈義町は給食費は半額負担でしたが、そのほかにも様々な子育て支援をされています。とにかく切れ目のない経済支援をし、精神的な支援がとても重要だと言われておりました。もう一つ言わせていただくと、おむつ代の助成です。おむつ代を助成する自治体も少しずつ増えてきております。赤ちゃんが産まれてから大体２、３歳頃までおむつが必要になります。新生児の頃は月平均すると５，０００円程度で、それ以降６か月頃からは平均４，０００円ぐらいです。ずっとおむつが必要なわけではありませんので、２歳ぐらいまででもいいので是非検討していただきたいです。おむつやおしりふきが購入できるクーポンを発行してはどうかと考えます。老人介護では月２，５００円のおむつ代助成金があります。私は１０年ほど前まで介護をしておりまして、祖母のおむつを買いに行っておりました。そのときから、赤ちゃんにもおむつ代を出してあげたらいいのにと思っておりました。女性はマリッジブルーから始まり、マタニティブルー、出産後は産後うつ、それが終われば更年期というのがあるくらい、精神的にも肉体的にも不安定なときが多いです。少しでもお母さんの不安を少なくしたいものです。給食費無償化だけでも大変ありがたいことですが、これからの子どもたち、若い世代のためにできる限りの支援をお願いしたいものです。これからの子どもたちに私たち大人は支えてもらわなければならないのですから、子どもを支援するのは当然ではないでしょうか。

次の質問にいきます。里親制度についてです。令和３年１０月号の広報ウキカラに里親の特集号が組まれました。里親を実際にされている今西家御家族にクローズアップされた特集でした。周りの理解と協力が不可欠な里親制度ですが、広報ウキカラを見て市民の方からどのような反響があったのかをお伺いします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度で、全ての子どもが地域で幸せに育まれるために重要な子育て支援方策の１つとされており、本市においてもその普及について支援をしているところです。

その支援の一環として、令和３年１０月号の広報ウキカラに、里親特集が掲載されました。河野議員御質問の里親特集の反響ですが、市民の方々から様々な感想が寄せられております。

一例として、里親制度について「勉強する良い機会となった」、「自分に何ができるかもっと勉強したい」、「分かりやすく、正しく知ることができた」といったものから、取材に応えていただいた御家族へのねぎらいとともに「大変感銘を受けた」、「苦労の中での喜びが伝わった」、「このような家族の形はもっと増えてもいいのではないか」、「是非応援したい」といったこのような意見もございました。

さらには、「生まれた命を救える世の中になってほしい」、「大切な子どもたちを様々な形で支える人たちや家族がいることが当たり前になってほしい」といった意見もあり、里親制度の認知度を上げるとともに、子育てについて考える機会になったのではないかと捉えております。

**○４番（河野真理君）**　この広報ウキカラで掲載された里親をされている今西さんとお会いする機会があり、話を聞かせていただき、私も大変感銘を受けました。里親制度を理解していても、なかなか実行に移すのは困難です。しかし、それぞれの家庭が抱える問題等に向き合い、子どもが欲しい方やまた子育てをしてもいいと思ってくれる方が１人でもいてくれればいいと思い、御自身も子育て中でありながら、様々な活動をしている今西さんをとても尊敬しております。毎日のように虐待や自分の子どもに手をかけるなどのニュースを見るたび、胸が締め付けられ、どうにかならないものかと考えます。考えるだけでなく胸を痛めたからには何か行動し、協力しなければと思いました。

そこで、次の質問です。研修会や講習会の開催など、市として里親制度の普及に取り組む予定があるのかをお尋ねします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　里親に関する業務については、主体は熊本県であり、県は民間の養育支援機関（フォスタリング機関）に包括的な一連の業務を委託しております。

本市としましては、このフォスタリング機関事業の周知啓発活動等が主な役割であり、広報紙への掲載のほか、令和４年度にはチラシの全戸配布や、イベント時にパネル展示等への協力も行ってきました。

里親となるための講習会等については、民生委員・児童委員の方を対象にした里親制度についての研修を、民生委員・児童委員連絡協議会が開催する会議において実施しており、今年度も実施する予定であります。

また、広報紙への記事掲載やイベント時におけるポスター・パネル展示等の広報活動への協力も予定しております。

里親制度は子育て支援の重要な施策の１つであり、それを担う方々に対しての理解と協力は欠かせないものと考えます。今後も市民の皆様に里親制度に関する理解を深めてもらえるよう、引き続き啓発活動に努めてまいります。

**○４番（河野真理君）**　市としても、是非とも今後も啓発活動や広報支援をお願いしたいと思います。この問題も若い人に向けた啓発活動が必要と考えます。実親の死亡や経済的な理由、虐待などにより家庭で暮らせない子どもたちが増えています。様々な事情で家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、養育する里親制度を知ってもらい、また里親家族や関係機関、地域住民との交流の場をつくりたいと、今西さんはイベント等を開催されたり、里親がもっと身近に当たり前になるようにと精力的に活動されています。次回は１０月２９日日曜日に予定されています。不知火美術館・図書館の外のスペースで開催されます空色マルシェ、もちろん里親のみならず地域住民の交流の場としても開催されますので、皆さんも是非マルシェを楽しんでいただけたらと思います。昨今は、家庭の在り方や考え方、様々です。子育てをする環境や普段の暮らしは温かく、優しく、楽しい方がいいに決まっています。そんな温かい暮らしができる宇城市になるよう、様々な取組を御支援いただきますようお願いいたします。

最後に、これから梅雨の締めくくりにまた災害級の雨が降るかもしれません。市民の皆様におかれましても、まずは命が第一で、避難をしなければいけないときは速やかに避難をしてください。今年の夏はまた大変な暑さになるようです。熱中症にも気を付けられ、交通事故にも気を付けて日々お過ごしいただければと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後２時４９分

# 第　３　号

## ６月２２日（木）

# 令和５年第２回宇城市議会定例会（第３号）

令和５年６月２２日（木）
午前１０時００分　開議

１　議事日程

日程第１　　一般質問

２　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員は次のとおりである。（２１人）

| | |
|---|---|
| １番　坂　元　大　介　君 | ２番　四　海　公　貴　君 |
| ３番　村　上　真由子　君 | ４番　河　野　真　理　君 |
| ５番　吉　良　邦　夫　君 | ６番　田　中　美　君　君 |
| ７番　嘉古田　茂　己　君 | ８番　原　田　祐　作　君 |
| ９番　永　木　　誠　君 | １０番　山　森　悦　嗣　君 |
| １１番　三　角　隆　史　君 | １２番　坂　下　　勲　君 |
| １３番　高　橋　佳　大　君 | １５番　溝　見　友　一　君 |
| １６番　園　田　幸　雄　君 | １７番　福　田　良　二　君 |
| １８番　河　野　正　明　君 | １９番　入　江　　学　君 |
| ２０番　豊　田　紀代美　君 | ２１番　中　山　弘　幸　君 |
| ２２番　石　川　洋　一　君 | |

４　欠席議員（１人）

１４番　髙　本　敬　義　君

５　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 植　野　　修　君 | 書　　記 | 河　村　聡　美　君 |

６　説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 守　田　憲　史　君 | 副　市　長 | 浅　井　正　文　君 |
| 教　育　長 | 平　岡　和　徳　君 | 総務部長 | 天　川　竜　治　君 |
| 市長政策部長 | 元　田　智　士　君 | 市民部長 | 黒　﨑　達　也　君 |
| 福祉部長 | 岩　井　　智　君 | 保健衛生部長 | 井　住　寿　宏　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 経済部長 | 浦田敬介君 | 土木部長 | 平木恵一君 |
| 教育部長 | 豊住　章君 | 総務部次長 | 舛井貴男君 |
| 市長政策部次長 | 坂本優子君 | 市民部次長 | 岩竹泰治君 |
| 福祉部次長 | 平松洋介君 | 保健衛生部次長 | 田嶋　真君 |
| 経済部次長 | 中川裕二君 | 土木部次長 | 星津章博君 |
| 教育部次長 | 米田年宏君 | 三角支所長 | 佐藤幹雄君 |
| 不知火支所長 | 木下秀典君 | 小川支所長 | 竹口則和君 |
| 豊野支所長 | 赤星　徹君 | 上下水道局長 | 福田真治君 |
| 会計管理者 | 西村光代君 | 監査委員事務局長 | 井上まゆみ君 |
| 農業委員会事務局長 | 園田弥生君 | 財政課長 | 田尻勇樹君 |

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　これから、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１　一般質問**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、６番、田中美君君の発言を許します。

**○６番（田中美君君）**　皆さん、おはようございます。議席番号６番、志成会の田中美君でございます。２０年前に私が歩いてきた道、夢を書いていた論文がありました。それは議員になること。地盤（ジバン）、看板（カンバン）、鞄（カバン）と言われる選挙３バンを持っていない私が、誰が見ても実現不可能としか思えない夢でしたが一歩を踏み出した、叶ったんです、感無量です。今年、私は不知火町に移住してから３０年、議員になった１年という節目の時期に、家の近くにある元熊本県知事寺本広作さんの３１年目の命日にお墓参りに行きました。お墓の前で手を合わせ、敬慕の情に献花し、「どうか私を見守ってくださいね」と語りました。俯瞰不知火海、東は熊本県と鹿児島県にまたがる、北は有明海、南は東シナ海につながっています。激変する時代こそ、文殊の知恵を生み出すことは大切です。少子高齢化、人口減少の中に若者、よそ者、みんなで地域活動、相互扶助、強者の都市、弱者の地方の間で格差を縮小するような持続可能な豊かな田園都市宇城への提案をしていきたい。私自身は無投票当選した議員として日々勉強し、全力で邁進する覚悟でございます。この議会を通して、改めて身を引き締め、市民の皆様、執行部、職員、先輩議員たちの御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました大きくは３点について質問させていただきます。大変申し訳ありませんが、質問の順番の１点目と２点目を入れ替えてさせていただきたいと思います。

大きな１点目、市内公共交通インフラの見直しについて。昨年、私が第３回定例会で乗合タクシーの経緯、基準及び課題を質問しました。最後に「過疎地域だけではなく、手厚い工夫をして利便性かつ効率的な均等な移動サービスを全地区に展開していただきたい」と言いましたが、あれから１年、令和４年度の利用状況をお尋ねいたします。また、今後市内公共交通インフラの見直しをどのように進めていくお考えなのかお尋ねいたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　本市では、交通空白地の解消を目的として、市内４地区で乗合タクシーを運行しております。

令和４年度の利用実績は、海東地区が運行日数２６２日、延べ利用者数１，４６

９人。戸馳地区が運行日数２６９日、延べ利用者数２，０８２人。長崎地区が運行日数３７日、延べ利用者数１４２人、小野部田地区が運行日数８０日、延べ利用者数２５５人。４地区合計で延べ利用者数は３，９４８人。前年度３，６１３人から３３５人、前年度比９．３％増えている状況でございます。

現状としましては、本年４月から三角地区の路線バス３路線の見直しに伴い、戸馳地区乗合タクシーのエリアを黒崎環状線が運行していた区域を含め金桁・中河原地区まで拡大し、三角地区乗合タクシーとして運行を開始しました。拡大したエリアでは、５月までの２か月間で延べ４６人の利用がございます。

また、平成３０年度に策定した市の地域公共交通網形成計画では、交通空白地として位置付けた２６行政区において、乗合タクシーの導入を検討することとしております。そこで、今年度は地区の意向確認を目的とした地区説明会を早期に開催し、乗合タクシーの導入を要望し、かつ運営に関する地区組織があることなどの５つの導入基準を満たした地区については、来年４月からの運行開始を目標に積極的な支援を行ってまいります。

議員御質問の市内公共交通インフラの見直しにつきましては、少子高齢化の進展、コロナ禍による生活様式の変容、交通分野におけるデジタル技術の活用など、公共交通を取り巻く環境がこの数年で大きく変わったことは実感しております。

公共交通の在り方を考えたとき、行政の支援を最も必要としているのは高齢者の買い物、通院、運転ができない交通弱者の生活に必要な移動手段を確保することがまちづくりには必要だと思います。

まずは、今ある輸送資源をフルに活用して地区のニーズに応える公共交通を維持するとともに、次期の市地域公共交通計画においては、広く市民の需要を把握・分析した上で、持続可能な公共交通の構築・再編を検討したいと考えております。

**○６番（田中美君君）**　現在、４地区合計で延べ利用者数は３，９４８人。前年度３，６１３人から３３５人増えているという状況ですね。拡大したエリアでも滑り出しは順調です。ここで気になるのは、利用者数ですね。利用延べ人数の累計と認識しています。例えばＡさんが週に１回のペースで買い物に、月１回病院へ、月計５回、年間累計だと１人でも６０回ですね。２人で月５回利用する場合１２０回、５人利用であれば３００回が累計利用者です。利用者数は前年度と比べると９．３％増加したとはいえ、乗合タクシーを継続する理由はないんでしょう。私はタクシー会社に聞き取りをしました。やはり利用者数は決まっていて、利用者は年々減少しているということでした。乗合タクシーは地域の交通空白地の解消のために、過疎地域の住民の移動手段の確保、民間事業者、地域連携という行政サービスです。その取組は平成２０年度小川町の海東地区から実施され、もう１０年以上になりました。

現在、実施されているのは４地区、残る２６の地域は来年検討するということであれば、この５つの検討基準は見直しの必要があると考えています。一日も早く２６の地域に公平に実施されるように切にお願い申し上げます。また、地域ニーズと現在の乗合タクシーを基準に私から提案です。現在は、前日までに予約した方しか利用ができませんが、一般的なタクシーのように乗合タクシーに空席があれば、席前に表示し、利用したい人が手を振ってあげると乗れるシステムを推進します。地域の人口減で利用者が頭打ちとなる中、宇城市でバスと乗合タクシーの間に逆転の発想で、運転する車を小型のワゴン車に変更することで細い道、集落の公民館から市の公共施設、病院、郵便局、駅、買い物など、基本的施設への交通手段を確保すると同時に、お年寄りの娯楽、コミュニケーションの交流、認知症防止などにも貢献できます。交通が変わるまちづくり、まちづくりを支える交通、少子高齢化、過疎地域への活性化、移住・定住、観光の振興と市全体の格差をなくすために、戦略的に交通インフラを整備し、眠っている資源の利用など２０２３年３月３１日付けに観光立国推進基本計画の方針に沿って、持続可能な観光地域づくりの戦略に期待し、２番目の質問をします。

続いて２番目、不知火温泉センター再生について。本市では４つの温泉施設があり、その利用状況、料金など特色及び今後の存続についての考え、また、観光振興、地域活性化、持続可能の観点から、現在休止中の不知火温泉の再開についてお尋ねいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　特徴、料金について御説明します。

市が管理運営を業務委託しています金桁温泉、同じく休館していますが道の駅不知火に併設しています温泉館、民間事業者様が経営されます隠れ家温泉古保山リゾート、同じくなごみ温泉やすらぎの湯の４か所の温泉施設がございます。

金桁温泉は、入浴料大人３００円で、炭酸成分を含み胃腸病、貧血、リウマチなどに特効があるとされています。古保山リゾートは、家族風呂とレストランを併設した施設で、大浴場入浴料は大人６９０円、アルカリ単純温泉で神経痛や関節痛などに効果的と言われております。やすらぎの湯は、家族風呂と物産館を併設した施設で、入浴料大人７８０円、弱アルカリ性で肌に良いと言われているメタケイ酸を多く含んでいるとのことです。

**○６番（田中美君君）**　先ほど市営の金桁温泉、民営の隠れ家温泉古保山リゾート、なごみ温泉やすらぎの湯、計３つの温泉の特色、料金を教えていただきました。不知火温泉の紹介がありませんでした。補足します。不知火温泉は、道の駅不知火に併設した施設です。家族風呂、観光物産館、レストランを整備、泉質は塩分が多く含まれているのが特徴で、カルシウム、ナトリウム、塩化物泉を含みます。効能はす

り傷、やけど、慢性皮膚炎、関節痛、冷え性などがあります。休止前の大人の料金は５００円です。各温泉施設の特色はよく分かりました。市営、民営どちらとも地域住民の健康増進とコミュニケーションの交流の２つの役割を果たしていますね。金桁温泉は令和２年度に建設され、建設費は２億円ほど、過疎債と一般財源の本基金から取り崩し、当面経営は順調を思われます。思えば、不知火温泉は開業から倒産までの間に私たち市民はずっと順調、にぎやか、幸せと感じていましたのに、ある日突然、経営難、赤字決算という事実がテレビで放送され、悲しく驚いていたことが今でもはっきり覚えています。答弁の中に、「再開される場合、巨額の費用が伴うことが予想されます。方向性を決めることに大変苦慮しています」、私は令和３年第１回定例会渡邊議員、令和４年第２回定例会中山議員、２人の一般質問の録画映像を参考にし、執行部とのやり取り、経緯、方向性を拝見させていただきました。ここから位置付けや必要性、方向性とやり方について提案します。皆さん御存じのように、今年２月に全国知事の会会長の蒲島熊本県知事らが相次いで西村環境大臣、斎藤国土交通大臣、和田観光庁長官を訪ね、人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響で温泉旅館や温泉地が失われつつあるとして、「ＯＮＳＥＮ」のブランド化や観光振興など支援を求める要望書を政府に提出されました。４月２４日、全国推進協会が、日本の温泉文化をユネスコ無形文化遺産へ登録する取組が発動され、不知火温泉の再議論に絶好のチャンス到来と認識しております。不知火と言えば景行天皇の故事につながって、全国的著名であり、火の国の名もまたこれに基づくと言われております。不知火を見よう、旧暦の８月１日に不知火の海の火まつりに県内外から訪ねる人が多いです。また、宇城市の特徴を書いた美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観でも不知火を指す。景行天皇が、九州に巡幸の際に日が暮れ、暗闇の中に包まれた不知火海で不思議な怪火を目指し、無事に陸にたどりついた昔話の話でした。どんなときでも希望を捨てず、良くなることを信じ、きっと乗り越えます。地域一体となった観光地区の計画、宇城市の魅力創出、魅力の発信、市民に誇りある政策を実現していただきたいと願い、幸せの鐘を鳴らします。全国的に知名度、ブランドイメージ及び市の特徴、特質など総合的に考察の上に、不知火温泉とその周辺の構築、唯一無二の選択だと考えます。

続いて、最後の質問、半導体ＴＳＭＣについて。２０１９年台湾への進出、台湾企業とのビジネス拡大を図る目的で、熊本県工業連合会、大分クラスター形成推進会議及び台湾の半導体関連企業共同主催の商談会、通訳として参加したたびに、宇城市の半導体関連企業にも参加してほしい気持ちがありました。私の専攻は電子設計、半導体関係の会社に約１０年間技術者として働きました。遠い昔のこと、８０年代の日本半導体企業は、憧れの存在でした。蒲島知事が、県内全域にＴＳＭＣ進

出の効果を波及最大化されるために何ができるか意識しているかと言いました。県内、県北各自治体とも、プラス効果を最大限に引き出そうとしています。そこで、本市について電子メーカーや半導体関連企業の動きがあるか、今後のＴＳＭＣ進出効果を取り込むための展望などをお尋ねいたします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　まず初めに、ＴＳＭＣ進出の宇城市内企業への影響につきましては、先日の豊田議員への答弁で申し上げたとおり、間接的ではありますが、市内企業の仕事量の増加につながるなど、プラスの効果が出ております。

次に、ＴＳＭＣ進出効果を取り込むための今後の展望につきまして、企業誘致につきましては、これも昨日答弁いたしましたとおり、半導体関連産業のサプライヤーや、そこに付随する企業の誘致に力を入れていきたいと考えております。

最後に、台湾との関わりにつきまして、先月３０日に台湾の台北駐福岡経済文化弁事処の陳銘俊処長と意見交換を行い、市の特産品などをアピールするとともに、今後、交流や親交を深めていくことを確認しました。

それから、早速経済部と共に、先週１４日には福岡の弁事処を訪問し、事務レベルの協議を実施したところです。

具体的な内容はこれからですが、宇城市が持つ観光や物産、そして文化や歴史をしっかりとＰＲし、台湾との交流を宇城市の成長と発展に結び付けていきたいと考えております。

**○６番（田中美君君）**　令和４年第１回定例会永木議員の一般質問、ＴＳＭＣについての会議録を拝見しました。企業誘致の取組実績、最近の傾向、メリット・デメリットを含め宇城市への影響、工場用地の確保、公共交通など詳しく説明されており、また、株式会社ケイ・エム・ケイとの連携、宇城市もこの波に乗って進んでいると分かりました。

最後に、変化の激しい時代の中、観光は成長戦略の柱であり、国内外との交流は地域活性化の切り札です。コロナで傷んだ観光立国を持続可能な形で復活させ、戦略的に総合的にかつ強力に推進されることで、宇城市はきっと勢いがついてきています。不知火温泉の復活を切に願うばかりです。

私の質問は終わります。

**○議長（溝見友一君）**　これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時４０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１８番、河野正明君の発言を許します。

**○１８番（河野正明君）**　皆さん、おはようございます。会派公明党の河野正明です。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、今回は、大きくは４点について質問をさせていただきます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

まずは大きくは第１点目、熱中症対策についてでございます。気候変動の影響によりまして、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いております。近年では、年間１，０００人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。また今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれます。熱中症による被害がさらに拡大することが予想されます。こうした状況を踏まえて、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこで、小さい１番目の質問に入ります。熱中症から地域住民の命を守るための取組の推進についてということで質問させていただきます。熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指数の認知度向上や、行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　近年は、気候変動の影響により、猛暑日が増加し、熱中症のリスクが高まっていると言われております。

全国において、熱中症により救急搬送される方は毎年５０，０００人を超え、そのうち死亡者数は年間１，０００人を超えている状況となっております。

熱中症は、重篤な場合、死に至るケースもあり、熱中症の予防に向けた取組は重要なことと考えております。

本市の熱中症対策としましては、広報紙への掲載や啓発チラシの配布、保健師・管理栄養士による家庭訪問、健康教室、健診結果説明などにおいて、予防啓発を行っているところです。

熱中症対策として最も大切なことは、市民一人一人が熱中症について十分理解し、自己管理をする中で熱中症にならないような生活をすることが重要であると考えます。

そのためにも、全ての市民に熱中症の予防に対する正しい知識と意識を持っていただくため、国や県が作成しているマニュアルなどを活用するとともに、健康増進に関する連携協定を締結している企業や関係部局と連携し、様々な機会を通じて、更なる普及啓発に取り組んでまいります。

**○１８番（河野正明君）**　本市においても、真剣に考えておられるということで受け止めました。また、取組対策としては、広報紙への掲載、そしてまた保健師・管理栄養士による家庭訪問をされているということ、そしてまた健康教室、健診結果説明などにおいて、予防啓発を行っておられるということで認識をいたしました。また、全ての市民に対して熱中症の予防に対する正しい知識と意識を持っていただくために、国や県が作成しておりますマニュアルなどを活用されるとともに、健康増進に関する連携協定を締結している企業や関係部局と連携をして、様々な機会を通じて普及啓発に取り組んでいかれるということで、本当に認識をいたしました。どうか今後、今からでございますので、しっかりと市民に対しての啓発、各機関との連携を取っていただいて、しっかりとした啓発をよろしくお願い申し上げます。

それでは次の質問です。２番目の高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組ということに対して質問をいたします。高齢者の熱中症に対する予防の意識を醸成するための取組について、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。ここで、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれております高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であります。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によりますと、熱中症による緊急搬送者の約５割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門との関係者と連携し、どのような取組を進めておられるのかお尋ねをいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　河野議員が御発言のとおり、令和４年５月から９月の真夏日が多く記録された期間において、全国で熱中症により救急搬送された人は約７０，０００人でありまして、そのうち半数を超える約３８，０００人の方が６５歳以上の高齢者であったとの結果が示すとおり、高齢者の熱中症り患率は若い世代に比べて極めて高い結果となっています。

宇城管内の熱中症と思われる救急搬送の状況は、令和４年４月下旬から１０月上旬の期間において搬送件数は９７件、うち６５歳以上の高齢者の搬送件数は５９件と、全国の数値と同様に若い世代に比べて高齢者の占める割合が多くなっております。

高齢者が若年層に比べて熱中症にかかるリスクが高い主な要因としては、加齢に伴い、皮膚で温度を感じにくくなることによる体温調整機能の低下及び喉の渇きが感じにくいことによる水分補給の遅れによる脱水が挙げられます。

実際に、高齢者が熱中症となった場所の大半が、屋内の自宅居室であったとの報道もあり、高齢者自身が熱中症の自覚がなかったと考えられることから、高齢者の熱中症予防は日頃から高齢者本人が室温などの把握と、こまめな水分補給などを意識して取り組んでいただくことが非常に重要なことであると考えております。

本市におきましては、高齢者となっても住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けるために、地域の公民館等拠点施設にて高齢者を対象とした各種事業を展開しております。この事業の中で参加される高齢者に対し、事業を担当する社会福祉協議会及び地域包括支援センターの職員、並びに市の職員などにより、熱中症予防の呼び掛けや啓発チラシの配布などを行い、熱中症を予防する対策を理解していただく取組を行っております。

事業を実施する公民館等施設にエアコンが設置されていない地区も１２地区ほどございますが、猛暑日の際や湿度の高い時期などでは、こまめな水分補給と体を動かす活動は中止するなどの対策を取っております。

また、施設などで行う通所介護予防事業などに参加が難しい在宅高齢者に対しては、介護予防事業や地域保健事業で訪問する職員などが個々の住環境等を確認し、熱中症の予防啓発を行っております。

高齢化社会が進むにつれ、高齢者の熱中症り患が大きな問題になってくることを見据え、今後も継続的に熱中症予防の啓発を行うとともに、高齢者も含め、広く市民の皆様を対象とした熱中症予防に関する情報の発信に努めてまいります。

**○１８番（河野正明君）**　今、宇城管内の熱中症と思われる救急搬送の状況を答弁いただきましたけれども、昨年４月下旬から１０月上旬の期間において搬送件数が９７件、これは宇城管内ですから、宇土市、宇城市、美里町を合わせてというところで９７件ということで、うち６５歳以上の高齢者の搬送件数は５９件、やはり高齢者の方が多いということですよね。また本市の対策、事業においては、地域の公民館等拠点施設において高齢者を対象とした各種事業を展開しておられるということで認識いたしました。事業を担当する社会福祉協議会、そしてまた地域包括支援センターの職員、そして市の職員等によって、熱中症予防の呼び掛けであったり啓発チラシの配布などを行っておられるということ、また熱中症を予防する対策を理解していただく取組を行っているということで認識をいたしました。また、施設などで行う通所介護予防事業等に参加が難しい在宅高齢者に対しては、介護予防事業または地域保健事業で訪問する職員などが個々の住環境等を確認して、熱中症の予防啓発を行っているといった状況であるということで認識をいたしました。今後も命に関わるお年寄りと小さい子どもというのは、大変弱い立場といいますか、そういったことで今後も命に関わることでございますので、高齢者の熱中症を予防していく

ためには、やはり介護や地域保健部門の関係者が一体となって、また連携を密にして、そして的確に進めていくことが大事だと思っております。今後、今から暑くなりますので、どうかしっかりと取組をお願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。３番目になります。高齢者世帯等のエアコンの整備または点検を促す取組についてお伺いをいたします。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、またエアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による緊急搬送における発生場所の７割が屋内となっております。熱中症の予防のためには、クーリングシェルターの整備に合わせて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であります。そこで、高齢者世帯等のエアコンの整備、点検を促す取組についてお伺いをいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　エアコンによる適切な温度・湿度の設定を行うことは、熱中症予防に有効であることは周知の事実でございますが、世帯によってはエアコンの設置に消極的な場合や、エアコンそのものを不要と考えられる高齢者世帯もあると聞いております。

加齢による暑さに対する感覚の鈍化や、エアコンを使用することによる冷えが体に悪影響を及ぼすと誤解されていることも、設置や利用を躊躇される一因であると考えられることから、高齢者の方が参集される事業等の場で、熱中症に対するエアコンの有効性や正しい利用方法について周知をしていきます。

また、エアコンは設置されているものの、点検などを実施していないために、猛暑日などエアコン稼働が必要なときに正常に作動しないなど、場合によっては命の危険に関わる状況となる可能性もございます。このことから、既設エアコンの点検・整備、清掃についても、その必要性についてエアコンの有効性と同様に、高齢者が集われる事業の場などにおいて周知するとともに、広く市民に周知すべく啓発チラシの全世帯配布などを行ってまいります。

**○１８番（河野正明君）**　私の質問趣旨は、先ほども申したとおり、エアコンの整備や点検を促すということでございました。高齢者の方においては、やはりエアコンの知識といいますか、そういったところも疎いと言ったら失礼になりますけれども、ところもあると思うんですよね。そこに行かれる方、訪問される方というのは市の職員もおられるし、そして地域包括支援センター、社会福祉協議会、そしてまた保健施設関係の方もおられると思うのですが、もっと具体的なちょっと答弁を聞きたかったのですけど、啓発をしておられるということは、もう本当に私もそこはしっかりやっておられるなということで理解しております。もう一つ私が言いたいところは、高齢者の方が、やはり低所得者の方というのは、修理するにしても年金を６

５歳でもらったならば６５，０００円ぐらいの収入ですよね。それからいろんな保険を引かれたら余り残らないと。生活するのがもういっぱいいっぱい、そういった中でエアコンが故障したりとか買えない人もいらっしゃると思います。そういった点も私は大変危惧をしておりますけれども、１点、私の方から申し上げたいのは、異常がないか聞き取りをされると思うんですよね。異常があった場合どうするのかと。修理をしてくださいと、そこで終わるのか。あるいは、これは相手方が要望をされた場合に、私は、どこで修理をと、そういったところがございませんとなった場合は、その前にいろいろ訪問したところはチェックしていただいていると思っているのですけど、どういった状況かというそこまでされていると私は思います。相手から要望があったならば、業者の方へつなげるといったことも必要ではないかと私は思っております。個人的に頼むにしても業者がいないとするならば、電話を調べて電話しましたと。そこの業者も悪質なところならば、高い修理代金を吹っ掛けたりすることもあります。だから信用のできるそういった業者の方というのは、複数の方にやはり行政の方からそういったことでお願いされて、そういった要望があればしっかり対応していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次の質問です。４番のエアコンの利用控えについてお伺いします。社会の物価高騰は電気料金にも影響を与え、また電気代削減のためにエアコン利用を控えられる状況が考えられます。特に高齢者は節約意識が高いと考えられます。電気代の高騰への対応も含めて、低所得者に対して適切な支援が必要と考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　原油価格の高騰やウクライナ情勢などの様々な要因により、食料品や日用品など、幅広い分野で値上げが行われており、全国的には電気料金の大幅な値上げも実施されています。

このような物価高騰の影響により、多くの消費者の節約意識が高まっており、民間の調査会社が行った高齢者が猛暑の中でもエアコンを使用しない理由に関する調査で、最も上位となった理由が、電気代の節約という結果でございました。この結果からも、高齢者のエアコンの利用控えが、加齢に伴う温度や脱水に対する鈍化などの身体的特性とともに、経済的な面にも大きく影響していることがうかがえます。

本市では、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な要因による世界的不安定な経済情勢に伴い、物価高騰が大きく影響する低所得世帯及び家計が急変した世帯に対する給付金事業や全ての市民を対象とした商品券給付事業を、国の補助金等を有効活用しながら着実に実施してまいりました。

また、今定例会においても、国の事業である住民税非課税世帯等を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の実施に伴う予算２億４，３

７５万円を補正計上しており、議決後には対象の１世帯当たり３万円の給付金を速やかに支給する予定です。

このように、高齢者世帯や低所得世帯に対する支援について、今後も国の補助事業等を注視していくとともに、市が継続してできる支援策について調査研究をしてまいります。また、熱中症予防に効果的なエアコン使用については、命を守る対策として優先度が極めて高い方法であることを、広報媒体を通して引き続き発信してまいります。

**○１８番（河野正明君）**　今答弁でも申されましたとおり、高齢者が猛暑の中でもエアコンを使用しない理由に関する調査というのを国がいたしましたけれども、最も上位となった理由というのが、電気代の節約という結果からエアコンを使用しないと、最も大きな深刻な理由であります。そういったことから、国も施策として申されました給付金ですね、３万円を届けるということでありますけれども、私は、給付金はいろんな賛否両論ありますけれども、やはり命に関わることに対して救っていかないといけないという立場であると思うし、最低限のセーフティネットだと思うんですよ。先ほどもお年寄りの年金のことを申しましたけれども、やはり我々が日頃から今もそうですけど、今からもっともっとエアコンを使うと思いますが、自宅の部屋にいるときは暑いときはずっとエアコンをつけております。年のうち、やはり夏場が一番電気代が上がります。それがエアコン代です。ぎりぎりの生活の中でエアコンもお年寄りは特に部屋におられますよね、余り活動されないと思います。我々よりもエアコンというのは、命を守るためには是非とも必要になってくると。そういった中でやはり電気代が払えないと、生活ができないといったお年寄りの方々、もう切羽詰まっても命よりも大事とは言いませんよ、電気代を辛抱されてエアコンをストップして亡くなるといったケースが出てきたらどうしますかということです。やはり宇城市に住んでおられる高齢者の方々、お一人で住んでおられたり、御夫婦で住んでおられたりと、年金暮らしの方といった低所得者の方々、今後ますます気候変動が増していって、気温も上がってくるし湿度も上がってまいります。そういった中でどうやってそういった方々を救っていかないといけないかということは、もう本当に我々は使命があると思います。今回は３万円の給付金というのがございました。今後、来年、それ以降のことを考えて、宇城市としてどのような、余り性急にそういったことは予算的なこともありますけれども、やはり考えていかなければいけないと、今年はそういったことで物価高騰であったり電気代の高騰ということで、国からのこういった給付金がありましたけれども、今後はどうするのかということも考えていかなければいけないと思います。だから私はこの議会を通じて、この重大なことに対してやはり認識を新たにしていただいてスタートをして

いただきたいという思いで質問いたしました。答弁は要りませんけれども、それではよろしくお願いを申し上げます。今後、検討をいろんな方向で考えていただきたいと思います。

それでは次の質問でございます。５番目です。子どもの熱中症防止の取組についてということでお伺いをいたします。昨今の気候変動の影響で、自然災害よりも高い頻度で熱中症になりやすく、本市においても被害、リスクが高いと考えられます。予防対策を強化する必要があると思います。児童生徒は徒歩による通学が多いため、学校のホームルームなどで、しっかりと子どもたちに伝えることが重要であると思います。登下校時の熱中症対策の取組についてお尋ねをいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　本市では、本年５月１２日付けで学校教育活動等における熱中症事故の防止について、各小中学校に周知をしております。

その内容については、熱中症は命に関わる危険性があるため、未然に防ぐための認識を全教職員で共通理解を図り、暑さ指数に応じて、熱中症予防行動を徹底する。また、児童生徒が自ら体調管理等を行えるよう、発達段階を踏まえながら適切に指導するとの内容です。

また、本年５月の校長等会議においても、登下校時の基本的な熱中症予防策として、児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導するよう周知したところです。

現状としては、児童生徒が水筒を持参し、登下校中であっても、適切に水分補給を行うことができるようにしております。また、学校独自の対策として、保護者の判断によりますが、安全に十分留意した上で、日傘等の使用を認めている学校もあります。各学校においては、子どもたちの熱中症の予防に向け、様々な工夫を凝らしながら、徹底した取組を行っているところです。

**○１８番（河野正明君）**　取組の現状ということで答弁をいただきましたが、児童生徒が家から水筒を持参すると、登下校中であっても、適切に水分補給を行うことができるようにしているということの答弁ですね。また、学校独自の対策として、保護者の判断によりますが、安全に十分留意した上で、日傘等の使用を認めている学校もあるということですね。学校においては、子どもたちの熱中症の予防に向け、いろんな様々な工夫を凝らしながら、徹底した取組を行っているということで認識をいたしました。

それでは次の質問です。２番目の熱中症警戒アラートが発令された場合、どのように対応されるのかということで質問をお伺いいたします。国が提供いたします熱中症警戒アラートは、暑さへの気づきを呼び掛けるための情報であるとされております。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されます。熱中

症警戒アラートが発令された場合、学校はどのような対応をされるのかお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　先ほど答弁しました熱中症事故防止の周知において、熱中症の危険性を判断する基準の１つとして、熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数に応じた対策を記載しております。具体的には、外出や外での運動を中止したり、体格や体力の状況など個人の条件を考慮して運動内容を決定したりするなど、熱中症予防行動を徹底するように指導をしております。

また、各学校においては、温湿度計を常備し、暑さ指数や温度を適時確認しており、必要に応じて、外出を避ける行動や涼しい室内への移動、場合によっては、運動を禁止するなどの予防策を行っております。

特に、小学校の低学年児童などは遊びに夢中になり、熱中症の危険を察知し、予防行動を取ることが難しいため、熱中症警戒アラートの発令や気温上昇に応じて、校内放送を流して対応するなど、様々な対策を講じています。

これからますます気温や湿度が上昇する時季となりますので、小中学校に対して、再度、適切な対応に努められるように周知を徹底してまいります。

**○１８番（河野正明君）**　アラートが発令された場合の具体的な対策として答弁いただきました。その中で、外出や外での運動を中止したり、体格や体力の状況など個人の条件を考慮して運動内容を決定したりする等といった、熱中症予防行動を徹底するように指導をされているということで認識をいたしました。また、各学校においては、温湿度計を常備して、暑さ指数や温度を適時確認して、必要に応じて外出を避ける行動や涼しい室内への移動、場合によっては、運動を禁止するなどの予防策を行っておられるということですね。またその中で、特に小学校の低学年児童などは、予防行動を取ることが難しいために、校内放送を流して対応するといった様々な対応を講じておられるということでしっかりと対応されているということで理解をいたしました。先ほど答弁で申されましたけれど、今、子どもたちは家から水筒を持っていくと思います。お母さんは余分に大きい水筒を用意して、足りなければいけないということで持っていかせられると思います。それで足りない部分においては、学校の水道水で補っているというのが現状ですよね。私もこれは以前も何か質問をしたような気もしますが、これは要望的なことになると思いますけれども、もしよければウォーターサーバーというのも考えていただければと思っておりますけれども、それに対しては答弁は要りません。熱中症による死亡者数または緊急搬送人員数は、本当に年々増加傾向にあるということ、また気候変動等の影響を考慮すると、やはり子どもたちへの熱中症対策は極めて重要であると思います。これからますます気温、また温度が上昇する時季となります。現場の学校に対して、やは

り適切なそういった指導をしていただいて、現場との連携も今後ともなお一層密にしていただきまして、これから本格的な夏に入ってまいります。どうかくれぐれもよろしくお願い申し上げまして、以上でこの件についての質問を終わらせていただきます。

続いては、３番目の地域コミュニティについてということで、小さい１番目に移ります。今日の行政区等の地域コミュニティの弱体化について、どのような認識を持っておられるのか、また、地域コミュニティを維持するための支援の必要性について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

**○総務部長（天川竜治君）**　令和４年第３回宇城市議会定例会一般質問において、四海議員より、各行政区の運営についての御質問があり、その中で各行政区の運営状況と行政区の統合などの支援について答弁させていただきました。

改めて、本市の認識を申し上げます。

全国的にも少子高齢化及び人口減少は加速し、本市においてもこの状況は今後確実に進行するものと推測され、地域福祉、自主防災、防犯、生涯学習、ごみ、環境美化等の地域活動に求められる分野は多い中、このままでは期待される役割が果たせず、地域活力の減退が懸念されます。

本市といたしましても、地域の住民自治活動が円滑に行われるよう、将来の人口減少を見通した上で、行政区間の格差を是正していかなければなりません。それに対応していくには、地域のつながり、人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、地域間の合意を前提に、各行政区間等において、協議、調整を行っていただき行政区の統合を推進してまいります。

なお、令和４年度と令和５年度に各町の行政区長会議において、行政区の見直し、行政区の統合について、本市の１７６行政区長に説明させていただき、行政区統合に前向きな意見をいただきました。

次に、地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてでありますが、今申し上げたとおり、行政区統合に向けた支援を考えております。

具体的な支援でありますが、行政区を統合するためには、再編の積極的な推進を図るため、統合する行政区を単位とする地域組織が設置する行政区再編推進委員会に再編推進助成金、また、行政区を統合した行政区には、統合後の行政区運営費として統合行政区支援助成金を考えております。

そのほかに、行政区統合後は、行政区要望の要望数を統合前の行政区と同じ要望数となるよう経過措置も考えております。

今後、行政区統合支援策を市議会議員の皆様、また行政区長、行政区の皆様の御意見を賜りながら進めてまいります。

**○１８番（河野正明君）**　地域間の合意を前提に、各行政区間等において協議、調整を行っていただいて、行政区の統合を推進していかれるという考えであります。それと、またその後、統合行政区支援助成金を考えておられるということ、考えは認識をいたしました。そういった点も進めていかなければいけないと私も思います。私もちょっといろんなところを調べたところがありまして、デジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場を設けたり、また持ち回りの回覧板です、電子回覧板に移行したりしている自治体もあります。そういったことも参考に今後考えていかなければいけないのではないかと思っております。

再質問になります。６月初旬に美化運動もございました。大変高齢化が進んで、そしてまた中山間地域においては後継者も今勤めておられる方が多くて、宇城市、地元には住んでいないという方々もたくさんいらっしゃいます。そしてまた農家をやめて、そうした荒れた畑というのが、ますます年々増えてきております。そういった中で、市道またはそれに関連する道路ですけど、私の地域は年に３回作業をします。その作業箇所というのは河川と市道そして関連道路ですけど、やはり１回では終わらないですね。そういった状況です。そして１回してもまた同じようにすぐ草、雑木が生えたりいたします。ですから、最低でも３回ぐらいしなければやはり景観としては普通にはなりません。先ほどの状況の中で、そういった作業がもう限界に来ていてできない地域というのは、もう本当に道路に木が覆い被さってというような状況であります。それも市道であります。今後そういったいろんな方々からの声も上がっておりまして、人手が足りないと。だから今から先、今後ですけどもう今が限界ではなかろうかと。この先５年先、１０年先を見据えて市としてはどのように対策を立てていくのか、あるいは業者を頼んでやっていかれるのか。そういった過渡期に来ているのではなかろうかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

**○土木部長（平木恵一君）**　市道等の清掃作業につきましては、各行政区に大変お世話になっており、市道管理者、河川の管理者として大変感謝しているところでございます。議員が申されましたとおり、公役等の作業を行うにあたり、高齢化や人口減少による人手不足が生じていることは、認識しているところでございます。本市として、生活道路として利用されている市道の維持管理や河川の維持管理について、今後どうあるべきかも含め調査研究してまいりたいと思っております。

**○１８番（河野正明君）**　今後調査研究していただけるということで、どうぞよろしくお願い申し上げまして、最後の大きい４番のクルーズ船の誘致について質問をさせていただきます。１番と２番はもう一緒に答弁していただきますようよろしくお願いいたします。

**○三角支所長（佐藤幹雄君）**　令和２年２月に横浜港で新型コロナによる事案が発生し運休となり、当年１０月に感染予防対策の認証を受けた日本船社の国内クルーズが再開されましたが、７回にわたるコロナ感染の波により船会社側、受け入れる側お互いに感染症が持ち込まれる不安があり、厳しい状況が続いていました。その後、令和２年３月以降停止となっていた国際クルーズ船の受入れが令和５年３月に開始されました。

令和４年のクルーズ船の運航状況として、外国からの訪日クルーズ旅客数は、国際クルーズの運航休止が続いたことから昨年同様ゼロで、国内のクルーズ船の寄港回数は前年比７１．４％増の７２０回となっています。

三角港に関しては、平成２４年から令和４年までにおいて平成２８年１隻、平成２９年２隻、平成３０年２隻、計５隻入港しています。現在のところ、三角港への寄港予定はございません。

国内クルーズについては、日本外航客船協会、日本港湾協会による国内クルーズ用のガイドラインなどに基づき、船内や旅客ターミナルなどでの感染予防を徹底し、運航を実施されている状況です。

これまで日本船籍のクルーズ船は、ぱしふぃっくびいなす、にっぽん丸、飛鳥Ⅱの３隻運航し、三角港にはぱしふぃっくびいなす、にっぽん丸の２隻が寄港しました。

しかし、ぱしふぃっくびいなすを運航する日本クルーズ客船株式会社が、令和５年１月をもって客船事業を終了され、現在のところ、にっぽん丸と飛鳥Ⅱの２隻が運航されています。

平成３０年以降、新型コロナの影響も含め５年間、三角港にクルーズ船の寄港がなかったことから、いくつかの課題が生じております。１つ、港、寄港地観光先での受入れに関することで、議会、住民、医療機関、役所との間の意思疎通ができていない。２つ、歓迎セレモニー、乗客との触れ合いに不安がある。３つ、関係者の役割分担が決まっていない。コスト負担が決まっていないという以上３点です。

また、三角港は、岸壁の長さと水深の深さの制約からおおむね３万トン程度以下のクルーズ船しか接岸できず、日本船籍の飛鳥Ⅱや八代港に寄港している外国船籍の大型クルーズ船は接岸できません。

今後の計画として、本市では、国の機関、地方自治体、港湾関係、観光関係、交通関係、日本外航客船協会、その他クルーズ振興に関心を寄せる団体などの約７０団体で構成する九州クルーズ振興協議会に加入をして、クルーズ客誘致や観光産業の活性化に向け取り組んでおります。これまでの経験やノウハウを活かしながら、振興協議会の開催するセミナーに参加するなど、関係機関との連携、御協力をいた

だきながら、寄港クルーズに関わる最新情報の収集、共有に努め、これまで寄港実績のあるにっぽん丸を中心に誘致を進めてまいりたいと考えております。

**○１８番（河野正明君）**　平成２４年から令和４年までに平成２８年に１隻、平成２９年に２隻、平成３０年に２隻という計５隻の入港の実績がございます。その後、コロナの影響もあって５年間、間があったわけでありますが、その間に対してのいくつかの課題があったというような答弁をされましたけど、それはもう仕方のないことでコロナの影響ということで、私はそういうふうに思っております。今後のことなんですけれども、計画としては、現在７０団体で構成する九州クルーズ振興協議会に加入し、クルーズ客誘致や観光産業の活性化に向け取り組んでいますという、もう今現在進行形で進めておられるということで、そしてまた今後は１隻を目標にということで目標も掲げておられます。せっかく今まで宇城市唯一の大型船が寄港できる港を有した三角港というのを、このまま利用しないままにしていっていいのかと、大まかに言えば観光振興ということで、やはり国内クルーズ船ですけど誘致できれば何かの観光振興につなげていくことができると私は思っておりますので、来年早急にその誘致というわけではないわけです。先ほども申されましたとおり、いろんな理由があって課題がありますということですから、そういったことで今後しっかりとまた誘致に向けて、観光振興という大きなそういった考えで取り組んでいただければと思っております。

時間も少し残っておりますけれども、以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（溝見友一君）**　これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３７分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

２１番、中山弘幸君の発言を許します。

**○２１番（中山弘幸君）**　２１番、宇城市民の会の中山でございます。昨日通常国会が閉会し、私たち国民生活に影響を及ぼす多くの法案が議論され、採択されました。中でも防衛費増額に向けた財源確保法は、５年間で４３兆円の財源を確保するためのものですが、これまでＧＤＰの１％程度で推移してきたものを２倍近くにするものです。ウクライナ情勢に便乗したこの法案には怒りしかありません。本年度は６兆８，０００億円に上り、弾薬費が８，２８３億円と通常の３倍、巡航ミサイルトマ

ホークの購入費２，１００億円も含まれております。防衛費の増税を全て否定するわけではありませんが、今の日本に本当に必要なのは武器や弾薬ではなく、子育て、教育予算、そして農家支援ではないでしょうか。日本の食料自給率はカロリーベースで３７％と言われておりますけれども、実態は肥料の原料や家畜の飼料の多くは外国に依存しており、実質的には十数％と言われております。また、飼料の高騰で酪農家や肥育農家は瀕死の状態で、このままの状態が続けば、そのうち国産牛乳が飲めなくなるとまで言われております。外国から攻められる前に輸入が止まれば国民は飢え死にするしかありません。子育て・教育にしても岸田総理は今頃異次元の政策を議論していますが、やるべきことは分かっています。給食費の無料化や子ども医療費の無料化、給付型奨学金、大学授業料の負担軽減など今すぐやるべきです。防衛費を一気に倍増などせずに、子育て支援、教育、農家支援に予算を向けることこそが国民を守ることだと思いますが、岸田政権にはその危機感が全く感じられません。我々地方議会もこういうことから目を背けることなく、声を上げることこそが私たちに課せられた責務であることを訴えて、本題の質問に移ります。

１番目の熊本天草幹線高規格道路につきまして、去る５月９日、特別委員会が開催され、宇土三角道路について国交省の担当者から説明を受けました。現在、国交省が概略のコースを示していますが、説明ではほぼ示したとおりのコースで実施設計を行い、終わり次第関係者への説明に入るということで、インターチェンジも予定どおり三角に３か所設置するとのことでした。地図上で見れば沿線には学校施設や史跡等もあるようですが、市としてはコースについてはどれくらい把握をしておられるのかをお尋ねいたします。

**○土木部長（平木恵一君）**　ただいまの質問と一部重なるところがありますが、熊本天草間幹線道路の一部区間であります宇土三角道路は、宇土市上網田町から宇城市三角町を結ぶ１３．５キロメートルの区間で、令和３年３月に新規事業化されてから、その整備については、国直轄事業として国土交通省により事業実施いただいております。

そのコース、ルートについては、先ほど述べられました令和５年５月９日の市議会特別委員会において国土交通省から直接説明がなされております。市民を含み対外的には国土交通省のホームページでも概略のルートは公開されております。それらの内容と同様の情報を、本市としても把握しているところでございます。

国土交通省からは、道路計画をする中で、本市の主要施設や史跡の情報を把握し、それらの施設に極力かからないようなルートを検討していると伺っております。本市としましても、国土交通省から周辺施設の情報について問合せがあった際には情報提供をしております。

今後も、本市としましては、国土交通省から提供される情報を十分に精査しながら、事業が地域に与える影響を把握できるよう努めてまいります。

**○２１番（中山弘幸君）**　国も施設や史跡については配慮するということで理解をいたしました。１つ私が心配しておりますのは、みすみインターチェンジですけども、際崎区の山手に設置が予定されております。あの地形からしますと、もし設置となればかなりの民家の立ち退きが出てくると考えられます。三角大矢野道路のインターチェンジが三角の本町に設置され、立ち退きにより多くの世帯が近隣地区や三角以外に移られ、本町地区がすっかりとさびしくなってしまいました。守田市長は常日頃、高規格道路を三角活性化の起爆剤にというふうに言っておられますけれども、その前に地域から人がいなくなっては元も子もないと思います。そのようなことは避けなければならないと私は考えておりますけれども、市長はそのことについてどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

**○市長（守田憲史君）**　今後も宇城市としましては、国土交通省から提供される情報を十分に精査しながら、事業が与える影響を把握できるよう努めてまいります。

**○２１番（中山弘幸君）**　今後用地買収が進み、どちらの方から着工されるかでも異なりますけれども、いずれにしても全線開通までは早くでもおそらく２０年、それ以上かかると考えられますが、完成する頃には、三角支所の周辺がすっかりさびしくなってしまったということにならないようにしなければならないと私は考えております。

次に、今後早期着工、早期しゅん工に向けた今後の課題についてをお尋ねいたします。

**○土木部長（平木恵一君）**　本年２月の石川議員の質問にも同様の答弁がありますが、道路事業の実施にあたりましては、道路の計画や計画後に設計を地元に説明、用地取得、工事施工と進んでまいります。

宇土三角道路についても、道路設計に必要な業務が着々と進められていると伺っております。道路設計が完了しましたら、順次用地取得の準備段階になってくると考えられます。

今後の課題としましては、事業の進捗に大きな影響を及ぼすものとして、事業推進のための長期的・安定的な事業予算の確保はもとより、よりスムーズな用地取得事務の執行が挙げられます。

今年度は、国土交通省にて宇土三角道路の事業予算として１億円を確保していただいたところではございます。

今後も、本市としましては、引き続き事業予算の確保や人員体制の充実、強化など、宇土三角道路が早期開通するために必要な要望を行っていくほか、国、熊本県、

宇土市や熊本天草間幹線道路計画の沿線自治体と連携し、事業が進捗するように努めてまいります。

**○２１番（中山弘幸君）**　分かりました。

次に、２番目の学校におけるいじめについての質問をいたします。２０１１年に滋賀県大津市で起きました中学生のいじめ自殺事件をきっかけに、いじめ防止推進法が施行され１０年が過ぎました。しかしながら、悲しい事案がいまだになくならないのはなぜでしょうか。先日もテレビで、中学生の男子生徒がいじめを苦に自殺をした事案を紹介していました。生徒は、再三学校にいじめを訴えていたにもかかわらず、学校が認めなかったために、生徒は学校への思いをつづったノートに、結局自分が消えなければ学校は分かってくれないのかという趣旨の言葉を残して、次の日に自らの命を絶ったそうです。このような悲しい事案が２度と起こらないことを願いつつ、質問をいたします。このほど県が２０２２年度の心のアンケートの結果を公表しました。先日の熊日新聞では割合で掲載されておりましたが、ラジオの報道では、回答した約１０万人のうち約１割の１万人がいじめられた経験があり、そのうち約２割の約１，８００人がいじめは今も継続しているとのことでした。そこで宇城市の結果はどうであったのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　心のアンケートは、県内の小中学校等で毎年実施されており、本市においては、市内の全小中学校の児童生徒に対し、１１月から１２月にかけて実施しています。

アンケートの対象については、小学生が３，０２４人で、回答者数は３，００１人の９９．２％、中学生が１，５５９人で、回答者数は１，５４０人の９８．８％でありました。

本市におけるアンケート結果について、「今の学年でいじめられたことがある」と答えたのは、小学生が５５１人で１８．４％、前年度比０．３％の減、中学生が７９人、５．１％で、前年度比１．２％増となっています。

また、「いじめられた」と答えた児童生徒において、「どんないじめを受けたか」という項目に対して、複数回答にはなりますが、一番多かったのは、小学生では、「蹴られた、殴られた」が３３．６％、次に、「冷やかし、からかい」が２６．０％でした。また、中学生で一番多かったのは、「冷やかし、からかい」が４３．０％、次に、「言いがかり、脅し」と「仲間はずれ」が同率で１７．７％でした。このほかの回答として、「インターネットの掲示板やＳＮＳ等で嫌なことをされた」と答えた小学生は６．２％、中学生は１１．４％の結果となっています。

**○２１番（中山弘幸君）**　ちょっと質問回数がありますので、あと先まで、継続まですみません。

**○教育部長（豊住　章君）**　不登校の児童生徒や長期欠席者などへの対応については、学校から保護者や児童生徒と連絡を取り、アンケートの内容や趣旨等を説明するなど、個別での対応を行っております。

**○２１番（中山弘幸君）**　すみません、本当はいじめの継続まで言ってほしかったのですけども、制限がありますのでこちらからもう言います。すみません。今報告がありましたけれども、今でもいじめが継続しているという件数が、パーセントでいけば小学生が大体１４８人程度、中学生が２５人ぐらいだと思います。そこでいじめと言ってもほんの悪ふざけで、いじめにあたらない事案もあるとは思います。問題なのは、いじめが継続している事案が小学生では１４８人、中学生が２５人もいるということであります。ここで、教育委員会としてこの継続しているいじめに対してどれくらい把握しているのか、そのことについてお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒のうち、「今もいじめが続いている」と回答した本市の児童生徒の状況は、小学生で１４９人、２７．０％、中学生で２６人、３２．９％となっています。

　心のアンケートの調査結果について、基本的には、全て把握しており、児童生徒の学校等の生活状況については、日頃から注意を払い、いじめた側といじめられた側の双方からの事情を聞き取り、いじめの定義を基準に、いじめの認知や経過等について丁寧に対応しているところです。

**○２１番（中山弘幸君）**　今、この継続したいじめは全て把握してあるというふうに答弁をいただきましたけども、それならいいと思いますけれども、ということは、全ていじめ事案として、学校から教育委員会に件数として上がっているということでいいのですか。いじめとしてちゃんと双方に対して対応してあるという理解でいいですか。

**○教育部長（豊住　章君）**　学校から上がっている事案につきましては、いじめの定義を基準に、いじめの認知や経過等について丁寧に対応しているところでございます。

**○２１番（中山弘幸君）**　今の答弁では、全ていじめとして学校で認知して教育委員会にいじめとして報告してあると。ということは、教育委員会にいじめの件数として上がっているということですね。ちょっと次の質問でもう一回確認します。一番問題なのは、先ほどの中学生の自殺の件もそうでしたけども、よく言われますのが一番の問題は、学校側がなかなかいじめを認定しないというのがあるそうです。私はそう思っていますので、おそらくこれは何か学校現場の構造的な問題があるのではないかというふうに思っておりますけれども、次の項目でもう一回確認します。

　次に、宇城市の対応について、今の学校現場では教員不足が深刻になっており、加えて業務量も増えている上に、いじめの対応ともなるとさらに負担が増えること

も懸念されますが、教育委員会のサポートの下、適切な対応を求めるものであります。そこで、教育委員会としてどのような対応をされているのかをお尋ねします。

**○教育部長（豊住　章君）**　本市では、昨年１１月に宇城市いじめ防止基本方針を改定しており、各学校においてもいじめ防止基本方針を策定し、教職員や保護者、地域住民等へ周知しております。

また、毎年１１月頃行う心のアンケート調査だけではなく、毎月の定例報告においても、各学校のいじめの現状等について把握をしているところです。

そのほかにも６月には、いじめを許さない学校・学級を目指した、心のきずなを深める月間を定め、いじめの未然防止に重点を置いた対応として、児童生徒と教職員との教育相談の時間を設けています。また、いじめやそれに関連した悩み等を相談できる環境づくりに向け、各学校においても取組を進めています。このような取組により、いつでも教職員に相談できる、相談しやすい環境を整えながら、把握しきれていない部分や、児童生徒からのＳＯＳにいち早く気づけるように努めているところでございます。

**○２１番（中山弘幸君）**　今答弁にありましたように、やはり一番大事なのは生徒のＳＯＳにいち早く気づくと、その１つの方法が心のアンケートだろうと思います。それにつきましては、今の答弁できちんといじめの対応をしてあるというふうな答弁でしたので、その件数等につきましては後ほど報告してもらいたいと思います。

では、この調査があったのが昨年の１１月から１２月ということで、その後解決した事案もあると思いますけれども、その後の対応としてきちんと実態把握をされて、相手方にもそのような指導をされていると思いますけれども、その点はきちんとされて解決に向かっているのか。その点の経過をちょっとお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　継続しているいじめに対しては、各学校において、本人や保護者との相談、個別面談、アンケート等の実施、家庭訪問、日記等の個別ノートなどを通じて状況把握に努めています。

いじめが続いている場合の対応としては、いじめられた側、いじめた側の双方に対し、いじめの解決に向け、必要に応じて保護者等も交えて、丁寧な対応に努めています。

また、学校と保護者の要望等により、県が設置している制度のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を取り入れ、そのほか関係相談機関等への連携など、状況に応じて様々な対応を行っているところです。

**○２１番（中山弘幸君）**　継続したいじめについては、きちんと双方を呼んで、ちゃんと相手側にも指導してあるというふうに理解しておりますけれども、後ほどいじめの件数等については、また教えてもらいたいと思います。やはりいじめはあっては

いけませんけれども、これはあるのは仕方ないと私は思っています。問題は、そのいじめに対してどういうふうに対応するかということだろうと思います。やはり一番まずいのが、いじめを隠ぺいするとか学校が認めない、そこでその初期対応が遅れて取り返しのつかない事態が発生することもありますので、宇城市におかれましてはそういうことのないように、今後とも対応の方をお願いしておきまして次に移ります。

３番の情報モラル教育についてお尋ねをいたします。（１）のいじめとの関係についてお尋ねをいたします。県の調査でもインターネットに関するいじめが、年齢が上がるほど高い割合を示しています。情報モラル教育の重要性を感じますけれども、その点の教育委員会の認識をお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　心のアンケートの調査結果のうち、「どんないじめを受けたか」との質問に対する回答の中で、「インターネットの掲示板やＳＮＳ等で嫌なことをされた」と答えた本市の児童生徒の状況は、小学生は６．２％、中学生は１１．４％の割合で、県の調査と同じ結果となっております。

また、令和４年１２月に実施された熊本県学力・学習状況調査においては、「平日は１日にどれくらいテレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか」という質問に対して、２時間以上と回答している小学校３年生は全体の３９．６％、小学校４年生は４９．９％、小学校５年生は５７．５％、小学校６年生は６６．３％、中学校１年生は６４．７％、中学校２年生は７３．７％となっています。

このような調査結果を踏まえて、教育委員会といたしましても、情報モラル教育は重要であると考えております。

**○２１番（中山弘幸君）**　皆様の記憶に新しいと思いますけれども、元参議院議員の方の事件等もありました。あれも結局は情報モラルの意識の欠如によるものだと思いますし、また闇バイト等に関わった事件も多く発生しております。情報モラル教育はいじめだけではなく、子どもたちには生涯付いてまわる重要な課題であるということを私は認識しております。

次に、宇城市における情報モラル教育の現状についてお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　小中学校の情報モラル教育の現状については、全学年で道徳科などの時間に、情報モラルに関する学習を行っており、児童生徒への啓発に努めています。

具体例としては、低学年では、うそをつくとどうなるのか、また、中学年では、メールを交換するときに相手に対してどのようにすれば、きちんと気持ちが伝わるかなどについて考えたり、高学年では、校内壁新聞づくりの内容をおもしろい内容

にしようとするが、おもしろいだけでよいのかなどについて考える学習を行っています。

中学校では、インターネットにあった読書感想文の一部を書き換えて宿題を出すなど、普段何気なくやってしまいそうなことについて、本当に使っても大丈夫なのかなど年齢に応じた考える学習を取り入れています。

そのほかに、県から通知される情報モラル教育の啓発や指導を支援する資料等を各小中学校において活用し、指導する教職員の支援をはじめ、児童生徒への周知や啓発も行っています。

また、県が実施する情報安全出前講座などを活用し、情報モラル教育に取り組んでいます。この情報安全出前講座は、県警本部から研修等を受けた講師が、学校の教職員やＰＴＡ、保護者等に対して講座を開催するもので、令和４年度は、三角小学校、豊川小学校、小川中学校の３校が実施しております。このほかに、県の安心ネットを活用し、県教育事務所や民間企業からの派遣で、新入学の中学生保護者へ説明会も実施しております。

**○２１番（中山弘幸君）**　それぞれの学校で取り組んでおられることは理解いたします。これも本当は家庭での教育が基本ではありますけども、なかなかできないのが現状です。今、出前講座について説明がありましたけども、これはいい取組だと思っております。ただ、保護者を対象に行われているようですけども、これを児童と保護者が一緒に聞くことによって、家庭での会話のきっかけにもなるのではないかというふうにも思います。また、生徒会の中の自主的な活動の中で、ルールづくりの取組等はなされていないのか。その点２点をちょっとお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　現在、生徒会で情報モラルについて、生徒の自主的な活動としてルールづくりをしているのは、松橋中学校区の小中学校の児童会、生徒会で共通実践事項を作成しております。具体的なルールとしては、例えば、「フィルタリングをかけよう」、「スマホは２２時まで」、「相手の気持ちを考えよう」などの項目を決めて取り組んでいます。

また生徒総会等で、今後情報モラルについて話題にしようとしている学校もございます。

情報モラル教育に関する講座等の対象については、その学習内容に応じて児童生徒、ＰＴＡや保護者、教職員等となりますが、児童生徒と保護者が一緒なって学ぶ機会を設けている学校もあります。それぞれの学校、学級の実情に応じた取組は行われているところでございます。

**○２１番（中山弘幸君）**　では、３番目の健康被害についてお尋ねをいたします。スマートフォンなどを長時間利用することにより、睡眠不足また視力の低下など健康被

害につながると言われております。このことにつきまして、教育委員会としてどのような認識を持ち、どのような対応をされているのかお尋ねをいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　健康被害については、令和４年度学校経営案の身体の実態から、小中学校ともに肥満傾向や視力低下が見られる児童生徒が増加傾向となっている学校が多くあります。

これは、新型コロナウイルス感染症等の影響で、外遊びの減少による運動不足、また室内でゲームやインターネット等を使用して過ごす時間が増えたことなどが原因と考えられます。

このような中、各学校からは、中程度以上の肥満度の高い児童生徒や視力低下者については、医療機関等への受診を勧める対応をしており、また、学校からの保健だより等で食事や運動等の基本的な生活習慣を情報発信するなど、児童生徒や保護者への啓発に努めています。

また、本市では、小中一貫教育に取り組んでおり、その中で、中学校の校区ごとにノーゲーム・メディアデー、家庭内でのルールの徹底等に取り組んでいる校区もございます。

スマートフォンやゲーム機器等の長時間利用を抑制する対策として、児童生徒や保護者、家庭でのルールづくりや学校での周知徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症が５類に分類されたことから、熱中症対策を行いながら外遊びを推奨するなど、啓発を行ってまいります。

**○２１番（中山弘幸君）**　あと文科省の学習指導要領等では、どのような形になっておりますか。私も文科省の学習指導要領で確認をいたしまして、このスマートフォンなどによる健康被害については、３学年で学習するようになっております。ただ、先ほども答弁がありましたように、近年スマートフォン等の低年齢化しておりますので、やはり今後は小学校からこの健康被害については機会を見つけて指導していくということが重要ではないかと思いますけども、それと健康についてはまた次の機会で詳しく議論をしたいと思います。それで、この健康被害は子どもたちの一生に関わる大切な問題でありますので、教育委員会としても危機感を持って対応してほしいと思いますので、教育長から一言答弁をお願いします。

**○教育長（平岡和徳君）**　ただいま部長の方から説明がありましたように、現在の教育現場というのは多様化・複雑化している中に、今議員がおっしゃるような情報モラル教育、そしていじめ防止対策の教育委員会としての考え方をきちんと示さないといけないというふうに思っております。そういった中でそれぞれの対策につきましては、社会総がかりでそしてそれぞれの要望を含めながら早期発見、そして対処、そして議員申されましたように、地域や家庭・関係機関との綿密な連携等を図りま

して取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。特に、この教育ＤＸ等の部分、そしてウェルビーイングという肉体的にも精神的にも社会的にも幸せ感、幸福感を持つようなこういった取組を文科省が進めておりますので、それに応じた今話題になっているインターネットやＳＮＳの普及、これは年齢が上がるごとに増加傾向にあるというふうになっています。そういった中で、きちんとした我々が情報リテラシーであったり、そのモラル教育についての引き続き学校との連携を図りながらの教育の推進が必要だというふうに考えております。いずれにしても、この情報モラルにつきましては、やはり各教科全ての領域を通しながら徹底していく内容になっていくというふうに思っております。

**○２１番（中山弘幸君）**　では、４番目の質問に移ります。給食センターの統合につきまして、いよいよ本年２学期から給食費の無償化が始まります。このことは大いに評価をしたいと思います。今、国でも自民党から給食費の無償化の話が出ており、近いうちに実施されると私は思います。もしかしたら、次の総選挙で公約になるかもしれません。さて、納入業者への説明について、第１回定例会の答弁では、随時説明を行い、納入業者の意見も参考にしていくとのことでしたけども、その後どのような説明が行われたのかお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　食材納入業者に対する１回目の説明会を、令和５年３月９日に実施しました。説明会の内容は、令和５年８月からの小川中学校の給食センターへの統合、令和６年４月からの三角・小川地区小中学校の給食センターへの統合及び公会計化への移行についての説明です。最初の説明会ということもあり、食材納入業者からは特に意見は出ておりません。

　今後も食材納入業者向けに説明会を開催し、令和６年度から変更となる業者登録制度と物資の発注方法について説明していきたいと考えています。その上で、食材納入業者の御意見や御要望があれば、制度設計の参考にしていきたいと考えております。

**○２１番（中山弘幸君）**　３月の説明会のことは私も聞いております。説明会というよりは報告会のようなもので、質問するような場ではなかったように聞いております。今後も開催されるということで経過を見守りたいと思います。また、聞くところによりますと、食材業者以外は説明する予定はないということですが、やはり一番影響のある燃料納入業者などには説明すべきというふうに、私は指摘をしておきますけれども、何かありますか。

**○教育部長（豊住　章君）**　例えば、ガスや設備など食材以外の業者との契約につきましては、ほかの公共施設と同様に、既に公会計により市の契約ルールに則って契約を行っているところであります。特に説明会の開催は考えてはおりません。また、

公平公正の観点から、特定業種の業者に対する説明会についても、今のところ考えておりません。

**○２１番（中山弘幸君）**　次に、小規模事業者への配慮についてお尋ねいたします。第１回定例会では、なるべく多くの市内業者が参入できるような新たな業者登録制度と物資調達方法に関する制度の検討を模索しているとの答弁がありましたが、その後どうなったかをお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　現在、令和６年４月からの公会計化移行に向けて、新たな業者登録制度をはじめ、様々な制度設計を行っているところです。

制度設計にあたっては、国のガイドラインや公会計化を実施している他の自治体の情報を収集し、契約部局と協議を重ねているところです。

学校給食には、安心で安全な食材を低価格で提供するという大前提があり、そのため納入業者には、安全で高品質な食材を低廉で安定的に納入することが求められます。今後は給食センターへの一本化により、提供する食数が大幅に増加することで、業者登録を見送られる小規模事業者もあるかもしれません。

しかしながら、これまでも答弁してきましたとおり、学校給食には食育や地産地消の推進、また地元の農林漁業や商工業の振興を図るという側面もございます。そのため、食材ごとに契約を行うなど発注方法を工夫し、なるべく多くの市内業者が参入でき、かつ給食会計の透明化と競争原理も担保された業者登録制度の構築を模索していきたいと考えています。

**○２１番（中山弘幸君）**　私は当初、食材に関しましては一括の納入になるのかと思っておりましたけども、説明では食材ごとの入札で、できるだけ市内業者に発注したいということ、そういう理解でよろしいですか。

**○教育部長（豊住　章君）**　お見込みのとおりでございます。

**○２１番（中山弘幸君）**　私は、自校式給食の廃止には今でも反対の立場ですけども、ここまで来ればもう仕方がありませんので、せめてこれまで納入されていた業者が納入できるような入札制度を構築してほしいというふうに思っております。

次に、５番目の三角西港についてお尋ねをいたします。三角西港は平成２７年に世界遺産に登録されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、しばらくは来客数も低迷しておりましたが、今年５月より感染症法上の位置付けも緩和されました。また宇城市では来年度からの新たな指定管理に向け、選定作業も進んでおります。しかしながら、県市所有の施設の老朽化、劣化が目立つようになってきております。特に龍驤館、浦島屋の劣化が激しく、リニューアルが必要だと考えますが、執行部の見解をお尋ねします。

**○教育部長（豊住　章君）**　教育部では、重要文化的景観整備計画及び世界遺産三角西

港修復・公開活用計画に基づいて、市所有の文化財指定施設における耐震補強事業を進めています。

令和２年度に国登録有形文化財の旧三角海運倉庫の耐震工事が完了しています。同じ国登録有形文化財であります龍驤館におきましては、現在、耐震補強工事の設計まで完了し、令和６年度以降に耐震補強工事を予定しております。

県所有施設である浦島屋は、平成５年に写真を基に復元されて、既に３０年経っており、外壁の劣化等を確認しています。浦島屋への来客者も多いことから、県に対し、現状報告と、必要な対応を行ってもらえるよう今後も引き続き、働き掛けを行ってまいります。

**○２１番（中山弘幸君）**　龍驤館につきましては、耐震補強工事の設計まで完了ということでありますので、早急に予算を計上すべきと考えます。また、浦島屋につきましては、県に対して強力に働き掛けられますように指摘をしておきます。

次に、（２）番目の活性化に向けた計画について質問をいたします。来年度からの指定管理業者選定に向けて、どのような考えの下、どのようなスケジュールで行うのかお尋ねをいたします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　昨年度まで三角町振興株式会社が指定管理者として運営をしてまいりましたが、御承知のとおり三角町振興株式会社は解散いたしましたので、今年度は施設の管理のみを市観光物産協会に委託をしています。

現在、指定管理者を選定すべく、準備を進めているところです。

まず、７月上旬に募集要項や仕様書を提示し、７月下旬に現地の見学会や質問の受付・回答を行います。その後、８月に公募の受付を行い、９月に民間事業者様の提案書を総合評価する、いわゆるプロポーザル方式による審査において選定し、その後の議会に、指定管理者の指定についてを上程させていただきたいと考えております。

施設の活性化については、民間活力の活用により大きく前進するものと考えます。

世界文化遺産の西港は、本市の観光拠点と位置付けていますので、周辺一帯も併せた活性化案を期待しているものでございます。

**○２１番（中山弘幸君）**　ちょっと市長にお尋ねをしたいと思いますけれども、３月に開催されました三角にぎわいづくりシンポジウムに市長も登壇されました。実際にまちづくりや事業に取り組んでおられる木下氏やシークルーズの瀬崎社長などの話を聞かれたと思いますけれども、まちづくりについてどのような感想を持たれたのでしょうか。まちづくりの視点等についてお尋ねいたします。

**○市長（守田憲史君）**　シンポジウムでは、「官民連携で三角をリノベーション」と題して、活発な討論があり、私も参加させていただきました。私としましても、大変

勉強になりました。民間活力に期待するところです。

**○２１番（中山弘幸君）**　どの辺が参考になったかというのを本当は聞きたかったのですけれども、いいです。私もシンポジウムに参加しましたし、講演をされた木下斉氏の「まちづくり幻想」という本を今読んでおりますけども、それで私も、まちづくりについての考えが少し整理ができたように思います。大切なことは、よその誰かが来て活性化してくれるという考えは、幻想だということです。やはり行政も含め、地元地域の人が自分たちで考えること。そしてそこには、人を育てるというコンセプトがなければ何も生まれないということであります。どこかの成功例を三角西港に当てはめようとしても、絶対に成功はしないということだと思います。それは西港に限らず、これまでの取組を見れば分かります。どこかのコンサルに丸投げしてもいい結果は生まれません。そこで、ここまで西港も来たわけですから、じたばたせずに、自分たちで考えるという原点に返ってはどうかと私は思います。今回の公募により指定管理者を選定されるということですけども、私は公募がベストとも思えません。しかしどうしても公募をされるということであれば、今後西港がどうなっていくのか、地域の住民はもとより広く宇城市民に関心を持っていただき、地域の人たちを巻き込んでいくことが重要だと考えます。そこで、応募された事業者のプレゼンテーションを、公開で実施してみたらどうだろうかと思います。市民が全く知らないところで決まった計画には、誰も関心を寄せないと思います。以前、豊野小中一貫校の建築では、この手法が取られた経緯もありますけれども、執行部の見解をお尋ねします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　受託事業者の選定は、関係条例要綱に基づいて行います。あくまでも、広く民間活力の活用を前提とした民間事業者様の御提案を期待しているところです。

**○２１番（中山弘幸君）**　その中で、その応募業者のプレゼンテーションを公開でやってみてはどうかと、そういったこともやれば、市民の皆さんも関心を持って、西港の活性化に自分も参加しようと、そういう地域の人、市民の気持ちがなければ、やはりよそから誰か来てもなかなかうまくいかないというふうに私は思っております。これは私の考えです。あとは選定される方々の選定に期待をしておきます。

次に、６番の公共施設の電気料金についてお尋ねいたします。本年の第１回定例会の委員会の中で、燃料高騰で入札がうまくいかず、今年は前年より電気料金が高くなるとの説明がありました。そこで、現在の契約先と前年度と比較した本年度の見込みについてお尋ねをいたします。

**○総務部長（天川竜治君）**　本日は、議長の許しを得て、議員の皆様に宇城市公共施設における高圧電力の契約概要を配布しておりますので、御確認いただきたいと思い

ます。

本市においては、宇城市役所本庁舎をはじめ施設の高圧電力に対し、平成２９年度から毎年度７月に入札を行い、１０月から翌年９月までの期間で電力供給の契約を行ってきました。

令和５年度現在の契約先は、宇城市役所を含む２１施設は九州電力株式会社、他２４施設については九州電力送配電株式会社と契約を行っております。

平成２９年度から令和３年度までの入札制度の導入効果としては、九州電力株式会社標準料金の約６０％の応札により、５年間で年平均約７，６００万円の電気料金の削減効果が得られ、経営コストの縮減を図ることができました。

しかしながら、近年ウクライナ情勢に伴う燃料高騰を背景に、全国的な入札不調となっており、本市においても同様に不調となり、令和４年１０月から翌年３月まで九州電力送配電株式会社の最終保障による契約となりました。

しかしながら、その後、九州電力株式会社の標準料金プランによる契約の臨時申込みがあり、４５施設を行いましたが、本庁舎をはじめ電力使用量の大きかった２１施設については、令和５年４月から令和６年３月の期間に限り、契約を締結することができました。

残り２４施設については、九州電力株式会社の電力供給量の制限により契約に至りませんでした。

資料の２ページ目をご覧ください。宇城市役所本庁舎を例に前年度と今年度の電気料金を比較しますと、前年度の使用料金は約１，６８９万円となっております。この内訳といたしましては、令和４年４月から９月までの半年間を入札契約分で約５６６万円、１０月から翌年３月までの半年間を最終保障供給契約分で約１，１２３万円となっております。

本年度は、九州電力株式会社の標準料金プランで約１，６８０万円の見込みとしており、本庁舎におきましては、前年度とほぼ同額となっております。

ただし、標準料金プラン以外の２４施設については、最終保障供給の契約のままとなっておりますので、令和５年度分は、本年７月に再度競争入札を実施し、最終保障供給からの脱却を目指します。

**○２１番（中山弘幸君）**　ちょっと私確認しますけれども、これまで平成２９年から令和３年まで、年平均で約７，６００万円の３億８，０００万円の削減ができたということですね。これはとても評価したいと思います。令和４年については、全ての施設で入札により６５％で契約し、上半期は１１４％の割高料金だったということですね。令和５年については、本庁舎を含む２１施設は標準料金で、あとの施設は１１４％の割高料金、結果的には令和４年と令和５年はほぼ同額だったということで

理解します。問題はこの令和６年以降ですが、標準プランで契約ができれば元どおりということになるんですけれども、これが九電も枠があるということで標準料金プランができなくて、最終保障による契約になればかなり割高になると、そういった理解でよろしいですか。

**○総務部長（天川竜治君）**　今お見込みのとおり、九電のプランに申し込む際は、うちの職員１０人がインターネットに張り付いて申込みをして２１施設取りました。ほかの市町村におきましては、２施設しか取れなかったというお話も聞いております。これについては非常に不確定でございます。そういう機会がありましたらどんどんやりたいと思いますけれども、最終的にはそれができない場合は中山議員がおっしゃられるように、最終保障供給の契約による１１４％の料金で契約せざるを得ないと考えております。

**○２１番（中山弘幸君）**　よく理解できました。現在、燃料は少しは下がっておりますが、為替の影響もありまして、急激に燃料が下がるとも思えません。おそらく今後は入札による安い契約ができる可能性は極めて低いと思います。せっかく節約したのが結局食い潰してしまったということにならないように、今後の対応をお願いしたいと思います。やはり私たちは、新しいことを取り入れる場合には、必ずリスクもあるということを事前に議論しておくことが大事であろうと感じております。最近話題になっておりますけれども、人工知能の活用が今後ものすごいスピードで進んでいくと予想されます。先日の熊日新聞に生成型ＡＩについてのアンケートの結果が掲載されておりましたけども、宇城市は前向きに捉えているように私は理解しました。今後そういう生成ＡＩの導入の議論をされるときは、是非負の側面、リスク等も十分議論されて検討されて、より良い行政運営ができるように期待をしておきます。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時５７分

再開　午後２時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

８番、原田祐作君の発言を許します。

**○８番（原田祐作君）**　皆さんこんにちは。議席番号８番、会派宇城市民の会、原田です。早速質問に入りたいと思います。

先般御通告申し上げていましたとおり、大きな３つの質問について順序どおり、まず大きな１番、宇城市情報公開条例について。前回の定例会で改正がなされた条例であります。このことについて、小さな１つ目の質問、条例改正について、その狙いとその思いといいますか、そこについてお聞きをしたいと思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　宇城市情報公開条例の条例改正についてお答えいたします。

令和５年第１回定例会において上程し、市議会にて議決いただきました、宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての要点を申し上げたいと思います。

１つ目に、宇城市個人情報保護法施行条例制定に伴いまして、用語の整理を行っております。

２つ目に、制定目的に沿った運用といたしました。具体的には、本条例第１条のとおり、「この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利及び市の情報提供の責務につき定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の知る権利を尊重した市政運営の公開を図り、市民と市との理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、市政の発展に資することを目的とする」とあります。

そのために、開示請求者を宇城市に関係ある者に限定。ただし、実際のところ宇城市に関係ない者であっても、任意的提供ということで開示いたしますので、実質情報公開体制について、何ら差異はございません。

**○８番（原田祐作君）**　ただいま強調していただきましたけど、市の条例ということで、市民に対してより恩恵を受けられるように改正をしたというようなところで理解をしておりますが、ただ、最後の部分ですね、何ら変わらないというところについて、前回の質疑とか反対討論のところで申し上げましたけども、明確にこれは限定をしていると。文言が「何人も」という改正前の文言から、明らかに条件を付けて限定をしております。具体的にその漏れる方たちというのは、前回も申し上げましたけれども、例えるならば、市外に在籍する会社の例えば情報・マスコミ関連の会社であるとか、そういった方たちが宇城市に対して情報の公開を申入れしたときに、これについては開示ができないと、しなくてもいいというような改正になっていると、こういった意味では、非常に限定をされているというふうに私は理解をしております。そしてまた３０条のところで、「任意による情報提供」というような条文も確かにございます。ですが、この３０条の部分を改めて読ませていただきますと、「実施機関は、広報啓発活動等により、既に公になっているもの、本条例に定める手続きを経ずとも、明らかに閲覧または写しの交付が行える公文書は、事務事業に支障がない限り、できるだけ速やかに応ずるよう努めるものとする」と、努力事項

にとどまっているし、さらにこの情報というのは事前に公になっているものなので、こんなのは情報開示請求をせずとも手に入れることができるんですね。なぜこういったことをここに書いてあるのかがよく分からないというところもあります。その点も踏まえて改めて聞きます。明らかに宇城市の情報を外部に出さないように制限した改正であるというふうに私は認識しておりますが、執行部としてはそういう認識はないということでよろしいですか。

**○総務部長（天川竜治君）**　従来どおり、どなたでも市の保有する情報を公開いたします。

**○８番（原田祐作君）**　水かけ論になりますので、ここでやめたいと思いますが、明らかに情報開示請求をできる人は制限をされているということは、この条文を読む以上は明らかであるというふうに申し添えておきたいと思います。

２つ目の質問に移っていきたいと思います。これは、今回の一般質問の前、前回の質疑のときのすり合わせの中で出てきたのですけども、この条例をするにあたって、市とは直接利害関係のない方々からの情報開示請求があったときに、それに対して審査請求が持ち出されたときに、その審査会を開くこと、これがちょっと言葉は悪くなるかもしれませんが、その市民の人たちからの審査請求であれば、これは市のことだからやらないといけない。ところが、市と利害関係のない方たちから審査請求があったときには、それは市の労力をよそに使うことになるので、これも少しは考えていただきたいというような話がすり合わせの中で出ました。ですので、そのことを踏まえまして、この審査会の開催の状況、できましたら経費とその頻度等についてお聞きをしたいと思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　情報の公開決定等または開示請求に係る不作為についての審査請求に対し、裁決をすべき際に諮問する機関として宇城市情報公開審査会がございます。

審査会の委員は５人でありまして、現在、職業としては弁護士２人、司法書士１人、行政書士１人、大学非常勤講師１人であります。

開催の状況は、平成２１年度に市外の方の請求により１件あり、審査会を４回開催しました。平成２４年度には市民の請求が１件あり、審査会を５回開催しました。令和２年度には市外の方の請求により１件あり、審査会を８回開催しました。審査会の経費につきましては、委員の報酬が日額１０，０００円、費用弁償が２，０００円であります。なお、労力的には、審査会委員の事務としては答申書作成など膨大であり、また、事務局の事務としては資料作成等開催準備及び開催後の議事録など膨大なものがあります。

そして、審査請求１件に要する審査会での審議期間が１年から２年かかっている

状況でございます。

**○８番（原田祐作君）**　今、開催の状況と費用についてお答えをいただきました。確かに目に見える部分の費用もあれば、その職員さんたちが作成される事務的な労力といいますか、目に見えないところも部分もあるかと思い、大変であるなということは一定程度は理解をいたします。ですが、この審査会もやはり市外の方から請求されてもこれはすべきなのではないかなというのが、私の考えです。なぜならば、この宇城市も地方交付税を国からもらっております。決められた額ですね。やはりそういった意味では、この宇城市の財政は宇城市民が稼いだお金だけではなくて、やはり国からいただいたお金でも運営しているというふうに考えれば、この審査会についても市民またその市民ではないと、それに問わず開くべきであるし、それに伴う労力というのは、やはり一定程度仕方ないのかなというふうに私は思っております。

次の質問に移ります。それでは、３つ目の小さな質問なのですけども、法律と条例の関係性についてというところで質問を進めていきたいというふうに思います。今回この情報公開条例というのは、国民、市民、県民どれでもいいのですけども、私たち個人の知る権利を保障した条例であるというふうに思っております。この知る権利というのは、憲法第２１条の表現の自由、これは民主主義が様々な合意形成を行う中で、自由な討論、自由な意見をお互い出し合って、そしてこの民主主義を成り立たせていこうと、それの前段となる非常に個人にとっては重要な権利、知る権利、そういうものであるというふうに私は理解をしております。つまり、憲法で保障された権利につながるわけですね。ということは、この憲法の意に沿って、国の法律があります。行政機関の保有する情報の公開に関する法律ですね。この法律の第３条につきまして、開示請求権とありますけれども、「何人も、この法律の定めるところにより」という「何人も」という規定になっています。まさに宇城市が条例を改正する前の「何人も」という文言と同じです。憲法の理念に基づいた法律がこのように広く権利を求めているにもかかわらず、その上下で言うと、法律の次の条例のところでその権利を狭めるというのはいかがなものかなと、このように考えておりますが、この法律と条例の関係性については、どのような見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　まず、法律については、行政機関の保有する情報の公開に対する法律です。国の機関が保有する文書を、国の機関に求めることができる法律であります。その法の中で第２５条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨に則り、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならない」と法律では定められております。

次に、条例は、情報公開条例は自治体の機関が保有する文書の公開を、自治体の機関に求めることができる制度でございます。

要約しますと、国の機関の情報公開制度は、情報公開法に基づいて、全国的に１つの制度で運用しております。一方で、情報公開条例は、全国の自治体がそれぞれ独自に制定しております。各自治体ごとに異なる情報公開条例に基づいて運用しております。

先ほどの法律のお話をさせていただきますと、憲法のお話がありましたけれども、私たち憲法第９２条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」となっております。あくまでも地方自治体の組織、運営については、地方自治の本旨に基づいて運営をしております。また、最高裁判所の考え方といたしましては、情報公開条例の規定内容が異なることについて、最高裁は「地方公共団体が公文書の公開に関する条例を制定するにあたり、どのような請求権を認め、その要件や手続きをどのようなものとするかは、基本的には、当該地方公共団体の立法政策に委ねられている」ということで、最高裁の平成１３年１２月１３日の判決が出ております。

**○８番（原田祐作君）**　分かりました。ですが、ただいま部長も読まれました国の法律の第２５条につきましては、「地方公共団体は、この法律の趣旨に則り」というふうに文言も入っております。また、地方自治法第１４条には「地方公共団体は、法令に違反しない限り」この場合、違反というのは言い過ぎだと私も思います、「違反しない限りにおいて、条例を制定することができる」というふうにこの条文があります。これは解釈といたしましては、「元来、地方公共団体が自治権に基づく立法作用を有すること自体はもとより、地方公共団体自体の存立の基礎そのものも国法に由来し、普通地方公共団体の有する権能も国家の統治権に源を発するものであることは言うまでもないところであって、普通地方公共団体は、一応国とは別個の独立の存在ではあるが、広い意味では国家構造の一部を形成しているということができるのと同様に、条例自体もまたそのような意味では国法の一部を成すものである」と、このような解釈もあるというふうにしております。ですから、私もこれは違反しているとまでは言いません。違反しているとまでは言いませんが、法律で認めたものをやはり制限するようなこのイメージというのは、この宇城市は、情報公開については後ろ向きな自治体ではないかと捉えられはしませんかというような問い、というふうに受け取っていただきたいとこのように思います。あくまで同じと言われますが、同じではないということを認めていただいて、そしてその上で議論を進めていきたいなというところが私の思いですけれども、このことについては何かございますでしょうか。なければ次の質問に移ります。

**○総務部長（天川竜治君）**　先ほどから何度も申し上げておりましたとおり、任意提供で提供いたします。

**○８番（原田祐作君）**　任意提供の部分に関しては先ほども申し上げましたけれども、任意提供される部分というのは、もともと公開している情報ということで条例に定めてありますので、それはこの条例に則らないというふうに思います。提供されなくても自分たちで探していける情報ですので、こんなものは任意提供するから制限しないということではないと。公共に取れない情報だから開示請求をやるんです。そこを御理解いただきたいなというふうに思って、次の質問にいきたいと思います。

他自治体との比較ということで質問をいたします。同様のですね、明確に言いますと「何人も」というところから対象を絞るような条例改正を行っている、または先ほどから任意で提供しますと言われていますので、その任意で提供するというような規定がよその自治体はあるのか、どの程度あるのかというところをお聞きしたいというふうに思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　こちらでお調べしたところ、全国１，７２４市町村で１，７２４通りの条例があります。

請求者を限定している市町村は、全国１，７２４市町村のうち６９５市町村ありまして、割合では４０．３％であります。

県内の４５市町村の状況について調べてみますと、市町村で請求者を限定しているのは、市では荒尾市、山鹿市、合志市、町村では長洲町、和水町、益城町、西原村、山都町、芦北町、球磨村の県内１０市町村であります。

市民の知る権利についてのお尋ねですが、先ほど申しましたとおり、市民の知る権利を最優先といたしまして、令和５年第１回定例会に宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について議案を上程し、市議会にて議決をいただいているところでございます。

**○８番（原田祐作君）**　議決をいただいているのは十分承知をしております。先ほど他自治体も詳しく調べていただきました。ただ全国的に見たら、その制限を設けている自治体は４０．３％ということで、いわば少数派なんですね。ということは、大部分は「何人も」ということで制限をかけずに、広くその権利を認めていると。そしてその市民、市民と今限られて強調されていますけれども、この宇城市を良くするためには、宇城市の人たちだけがその宇城市の情報に触れて、そこを時には指摘し、改善していくような議論を進めるだけではなくて、全く利害関係のない方たちからもやはり宇城市の行政はどうだと、情報を出してくれと、それでみんなで議論しようじゃないかと、こういう外からの目というのも宇城市の環境を良くする一因だと思うんです。そういった意味では、今回この情報公開条例を改正したことによ

って、主にやはりこの市外のマスコミからは、そういう情報開示請求ができなくなってしまったと。これはどちらかというと、市民のとってはマイナスに働くこともあるのではないかというふうに心配をしますし、先ほどから何回も申しますけれども、やはり宇城市は情報公開については後ろ向きな市なのではないかと、このように捉えかねないということも心配をします。さらに、たしか令和４年第４回１２月定例会だったと思うんですけども、髙本議員もこの情報開示については、もっとオープンにすべきではないかというような趣旨の発言をされていたというふうな記憶があります。ですからそこの部分を心配して、法律でも認めているように広く情報に触れる、そういう権利を皆さんに認めて、宇城市はオープンな市なんだなと、そういう印象を与えていただきたいというのが私の思いであります。ここについてはどうでしょう、総務部長何かありますか。

**○総務部長（天川竜治君）**　先ほどの情報公開条例の第３０条が公開してある部分しか任意公開しないというお話なのですけども、実は第３０条の２項に「実施機関は、第５条に規定する公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない」となっておりますので、公開されている情報だけではございません。

**○８番（原田祐作君）**　そこも承知はしております。ですが、そこで気になるのはやはり「努めなければならない」なんです。努めたけれどもできなかったというふうになるのであれば、この条例で縛るという効力は薄れてしまうのではないかという心配をします。ですので、ここに書いてあるとおり、皆さんに情報を公開していただければそれで問題ないわけであって、ただ、読む上でそういうふうなマイナスイメージが取られないようにしていただきたいと、そういう心配がありましたというような質問で、今回このことを取り上げさせていただきました。以上で、大きな１番についての質問は終わります。

では、大きな２番目の質問に移ります。農業支援について質問をしたいと思います。まず小さな１番目の質問なのですけれども、新規就農支援についてというところなのですが、これにつきましては、もう私の前にいくつも質問が出ていましたので、これは概要を私はお聞きしようと思ったのですけども、概要についてはたぶん承知をされていると思いますので、１番を省略させていただいて、２番の方から進めさせていただきたいというふうに思います。準備をしていただきました執行部の方には本当に申し訳ありませんけれども、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。ですので、２番ですね、実績についてということで質問をしていきたいというふうに思います。これはですから、主に新規就農支援についてです。これの実績についてということで、申請者に対する採択とか不採択であるとか、そう

いったところの状況を質問したいというふうに思います。

**○経済部長（浦田敬介君）**　新規就農の支援に対するお電話でのお問合せは、年間で４０件程度あっております。その中で、窓口においてより具体的な相談を受けるのが半数の２０件あります。対象とならない場合は、そこで見送らせていただいていますので、申請を受け付けた場合は全て採択されるということになります。

ここ数年の採択数は、令和元年１２人、令和２年と３年が共に５人、令和４年が２人、令和５年は現在３人、直近の５年間で現在２７人となっています。このうち、跡取りが１９人ですので、新規参入の方は８人になります。新規参入の方の自己資金を確認したところ、１３万円から２５０万円までと様々でありました。

また、受付するまでに至らず申請を見送らせていただいた理由としては、年齢要件に合致しない、まだ認定新規就農者の資格を取るまでに至っていないなどによるものでした。

なお、資格を取得するには、指導農業士等による１年以上の現地研修を受けることが条件となっております。

**○８番（原田祐作君）**　この件につきましては、数人の方からちょっとヒアリングをしたところで、この質問をしておりますが、そのヒアリングをされた方からは、この申請書が非常に複雑で多いというふうにずっと指摘を受けられておりますけれども、その記入とか作成についてはやはり担当の方が非常に丁寧にやっていただいたと、ありがたかったというような声も聞いております。ですが、採択をされたのか採択をされていないのか、この点について御本人さんが理解をされていない。私は申請書を出して受け付けてもらったのだけれども、採択されたのか不採択なのか分からんとたいなと、それで電話で聞いたら、いやいや採択されていませんよというようなことで、何で採択されてるかも分からんというような方も何人かいらっしゃっていました。様々なすり合わせをしていく中でその問題は解決したのですけれども、ただ、このようにやはりすれ違いがまだあるというところは、できれば御理解をしていただきまして、非常に大変な資料作成だったということも聞いていますので、その辺をより細やかな対応と相手に対するすれ違いがないように、あなたはこういう理由で不採択なんですよとか、若しくは今回の答弁でいうと受付できないんですよとか、その方が理解できるようなより一層手厚いところをやっていただきたいなと印象を受けました。また、もう一つの印象としましては、やはりその４０件程度電話があって、その後２０件程度が窓口にいらっしゃると、そして採択されたのが結果としては２人とか３人ということは、やはり非常に厳しいのかなという印象を受けてしまいます。この結果からもですね。確かに要件を満たされていない方が悪いのかもしれませんが、もっとやりたいという意欲があって補助金を取りに来られ

るのでしょうから、その方たちがもっと広く受入れができるような制度というのをつくっていただきたいなと、そのように変えていただきたいなというふうな印象を持っております。

それでは、小さな３番目の質問に移ります。新規就農者の状況把握ということなんですけれども、この補助金を採択されて、その補助金を受け取った方々をその後どのような経営状態であるのかというところを含めて、どのような状況把握が行われているのかというところをお聞きしたいと思います。

**○経済部長（浦田敬介君）**　新規就農者育成総合対策事業補助金を交付された新規就農者は、交付期間が終了するまで年に２回の状況報告書の提出が義務付けされていますので、それを基に市の担当者が面談を行っております。面談後、県、農業公社及びＪＡとともに、ほ場での肥培管理指導を行っております。

また、農薬や肥料の使用・投入履歴など利益率の把握につながる作業日誌を、交付期間中は毎日記入することも併せて指導しております。

さらに、交付期間が終わった後も引き続き５年間、状況報告書の提出や作業日誌の記入を求めております。ただ、このことが大変ではなかろうかと推測いたしますが、経営を振り返り役立ったとの意見も多く聞かれ、何より現状を相互理解することで経営を安定させ、やがては認定農業者として地域の中心経営体へ発展していただきたいとの考えに基づくものでありますので、御協力をお願い申し上げております。

**○８番（原田祐作君）**　これにつきましても、ヒアリングの過程でやはり採択されたら採択されたで大変なんだよねという声を多く聞きました。ただ、この毎日の日誌というのは、やはり農業の方に聞くとつけるのが当たり前と、それがないと仕事ができないという話も聞きますので、初めてそういう世界に入るから、こういった当たり前のことすらも大変に感じられるのかなというふうに私は理解をしております。ですので、大変ありがたい補助金だと思うんですよね。なので、利用されてやはりよかったなと、利用したらしたで大変だよというような言葉もなくなるようなサポート体制があれば、より新規就農者の方も喜んで仕事ができ、さらにどんどん宇城市いいよ、やろうよというような雰囲気もつくれると思いますので、もう一つ何か知恵を絞っていただきたいなという印象を持っております。

では、４番目に移ります。サポート体制というところで質問に移ります。採択された方、不採択の方、不採択の方はその事前の受付の段階できちんと説明をしていますよという御説明だったので、不採択の方に対するサポートはそれでいいとして、採択された方のサポートの体制はどのようにされているのかというところをお聞きします。

**○経済部長（浦田敬介君）**　採択された方でも、経営状況が困難な方については、先ほど申し上げました現場での支援をさらに時間をかけて行ってまいります。

一方、窓口での相談時に申請を見送った方については、年齢要件が該当しない方を除くと、認定新規就農者の資格取得要件である１年以上の事前研修を受けていないことによるものがほとんどですので、農業大学校、有機農業団体、ＪＡに登録の指導農業士などの研修機関を御紹介しております。

なお、先ほど申し上げましたが、本研修を受ける場合は生活面の支援として、最長２年間上限３００万円の就農準備資金を補助いたします。

**○８番（原田祐作君）**　先ほど御説明いただきましたとおり、不採択の方についてもきちんとサポートをして、こういったところがいけなかったんですよ、その受入先まで御紹介をしていただいていると。また採択された方についても、今の答弁においては、どれくらい支援が手厚くなっているのかというその判断はできませんが、基本的に２回は現地に行って指導されていると、そこでもし計画書どおりに作物が育っていないということがあれば、やはりより手厚いサポートをしていただけているんだろうなというふうに、私はこの答弁書からはイメージをしております。ですので、よりその辺が手厚くなって新規就農者の方が今回の補助を受けてよかったと、そしてそれを先ほども言いましたけども、より広がるような環境づくりを今以上にサポートを充実させていっていただきたいなと思っています。その農業者の方から言われたのが、１つだけ原田さん疑問があると、確かに手厚いサポートはやっているのかもしれないが、私たち農業者の立場から見ると、本当に新規就農者を育てる制度になっているのだろうかと、このような疑問がありました。具体的に現状をきちんと把握した上で、その人に必要なサポートができているのかたまに疑問に思うことがあると、このような言葉もいただきましたので、できればその辺を担当課の中で振り返っていただいて、より新規就農者の方が満足いく環境をより良く整えていってもらいたいし、できればもっと入口を広げていただきたいというのが私の思いであります。ということを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

大きな３番目の質問です。宇城市役所の人事についてということでテーマを上げております。小さな１つ目の質問なのですが、職員数についてというところで質問をしたいと思います。近年の職員数の経過、できれば年代とかも分かればいいなと思っておりますけれども、そこについてお答えをいただきたいと思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　まず、職員数を４月１日時点で年度ごとに直近５年分を申し上げます。平成３１年度４９８人、令和２年度４９６人、令和３年度４７８人、令和４年度４５２人、令和５年度４３２人であります。

次に、年代構成を平成３１年度から令和５年度までの５か年分を平均して申し上

げます。１０代が０．２％、２０代が１７．６％、３０代が２４．７％、４０代が３１．０％、５０代が２６．０％、６０代が０．５％であります。年度ごとの年代構成は、ほぼ変わりない状況となっております。

**○８番（原田祐作君）**　今、過去５か年の職員数をお答えいただきました。そこで、やはり減少傾向にあるなというようなところが感じられます。職員定数については、昨日の一般質問の中でも触れられておりましたので、そこの差については申し上げませんが、この減少傾向の原因ですね、これは意図して減少させていらっしゃるのか、若しくは意図しない減少であるのか。もし人員を減らすということであれば、やはりこれは仕事を減らすか、若しくは効率化して生産性が上がった、業務効率が上がったということでないと、この減らすということはやはり職員の皆さんに負担がかかる状況にあるというふうに思うんです。ですので、今までＲＰＡであるとか窓口の民間への委託ということで、いろんな効率化をされてきたと思うんですけれども、この減少の要因は意図するものなのか、そうでないのかというところをお聞かせください。

**○総務部長（天川竜治君）**　大きな減員の理由は、保育園の経営を民営化したことでございます。また、児童館の閉館、さらには市民病院の経営を民間へ譲渡したことであります。具体的に申し上げますと、平成３１年４月１日に不知火保育園の民営化と萩尾児童館閉館、令和２年４月１日に曲野児童館閉館と竹崎児童館閉館、令和３年４月１日に青海保育園の民営化と大岳保育園の民営化、令和５年４月１日に市民病院の閉院と豊野保育園の民営化であります。その合計が５６人でございます。

ほかにも、令和３年度に三角支所と小川支所の経済課と建設課を統合し、経済建設課に変更を行いました。また、令和４年度におきましては、不知火図書館・美術館を指定管理者制度による業務効率化を行いました。

なお、令和３年度より市役所改革プランに基づく業務改革・意識改革に取り組み、行政の更なる効率化やスリム化を進めております。また、先ほど申しました令和４年度の職員数は４５２人であります。ただし、宇城市民病院及び豊野保育園の運営に３４人が携わっており、ほかの業務には４１８人が従事しておりました。令和５年の職員数は４３２人であり、令和４年度からの職員数は２０人減っておりますけれども、宇城市民病院及び豊野保育園を民間譲渡しているため、現在の宇城市の業務に従事している職員は、令和４年度から令和５年度を見ると実質１４人の増となっております。

**○８番（原田祐作君）**　減っているように見えるけれども、その施設がなくなったことによって一般職としては減っていないんですよというお答えだったと思うんですけども、これは以前から指摘をさせていただいているんですけども、私の中では大き

な問題だと思うんですね。例えば、保育士が一般職になったと、果たして１が１になったのかなと。これは疑問です。看護師の方が一般職に移ったと、今まで一般職でやられていた方の代わりをそのままやれるのかなと、これは難しいと思います。なぜかというと、今、豊野保育園の保育士の話をされましたけれども、豊野保育園の保育士が閉園前に来年度から一般職になるんだといって、研修をやっているんですよね、ワード、エクセルのですね。私よりもやはりうまく使えない人もいる。そういう方たちが４月から窓口に行って、はい、あなた１だからねって。これはちょっとやはりかわいそうだと思います。だって専門職の方は、その専門の勉強をしてその専門職として雇われているわけなんですよね。確かに市役所の職員ということで変わりないということは分かりますよ、建前上分かりますけれども、果たしてそこは１を１として評価していいのか、実質一般職は変わらないと今言われましたけれども、業務内容としては今まで１人分こなせていた人が、専門職が来たことによって０．８になっているかもしれない。ということは、それだけもっと手厚いサポート、人員の配置をすべきなのではないかなと私は思います。職種変更について、もうちょっと人を大事にしていただきたいなという印象があるんですけど、そこについてはどうでしょうか。

**○総務部長（天川竜治君）**　あくまでも一般事務の職員として採用しておりますので、一般事務の職員として働いていただいているという認識でございます。

**○８番（原田祐作君）**　それでは確認をいたしますが、その保育士の方たちが採用されたときの試験というのは、同年代の一般職と全く同じ試験だったのでしょうか。採用を募集するときの募集の要項は、一般職として募集しているのですか。そこを確認させてください。

**○総務部長（天川竜治君）**　あくまでも、令和５年４月１日付けでの一般職の採用でございます。

**○８番（原田祐作君）**　それは理解しています。今は一般職として扱っていますし、給与表も改正しましたよね。だからそういう扱いをするのは分かるんです。分かるんですが、もともとそうではなかったでしょうということを言っているんですよ。そこをやはり思いやるというか、もっとその方に寄り添うような運営が必要なのではないかなという疑問が残ります。もう３回質問をしましたので、次に移ります。とりあえず、私としては一般職は変わらないと言われますけれども、業務の効率としては、私はこれは十分ではないというふうな認識を持った上で、２番目の質問に移ります。

採用者数と退職者数ということで項目を上げております。採用部分でいうと、募集は何人されて、その中で何人が実際宇城市に就職をしていただいたのか。昨日も

たしか一般質問の中で今年も２４人は募集して、今その審査に進んでいますというような話なんですけど、ですから具体的に２４人を合格させたとして何人が実際宇城市に入ってくれるのか、来たのかという実績をお聞きしたいのと、この２４人は今年の数字ですから、以前の話ですね。それと退職の部分で、定年退職と途中で辞められる方、勧奨退職と普通退職というふうにあると思うんですけれども、この辺の数字を教えていただきたいというふうに思います。

**○総務部長（天川竜治君）**　まず、令和２年度から令和４年度に試験を実施した採用・募集者数と応募者数を申し上げます。

令和２年度の大卒程度、民間企業職経験者、高卒程度、資格免許職の合計で、採用者は１６人です。募集者数は２５人募集しております。応募者数（申込者数）は３１７人となっております。令和３年度の大卒程度、民間企業職経験者、高卒程度の合計で、採用者は７人、募集者数は１４人、応募者数（申込者数）は１３０人となっております。令和４年度の大卒程度、民間企業職経験者、高卒程度、資格免許職の合計で、採用者は１４人、募集者数は１８人、応募者数（申込者数）は１３８人となっております。

次に退職者です。令和２年度から令和４年度の退職者数における定年退職者数、早期退職者数、普通退職者数を申し上げます。

令和２年度の定年退職者は１９人、早期退職者は３人、普通退職者数は８人でありました。普通退職者の年代は、２０代１人、３０代３人、４０代２人、５０代２人でした。

次に、令和３年度は、定年退職者１９人、早期退職者６人、普通退職者数９人でありました。普通退職者の年代は、２０代２人、３０代２人、４０代３人、５０代２人でした。

次に、令和４年度は、定年退職者９人、早期退職者１３人、普通退職者数９人でありました。普通退職者の年代は、２０代２人、３０代５人、４０代１人、７０代１人でございます。

**○８番（原田祐作君）**　ここがポイントだと思っています。募集はするんですけど新しい人が入ってこないというのが、この数字に見えるのではないかなと思うんです。そしてさらに、令和４年度は１８人に対して１４人入っていらっしゃいますけども、ただ令和３年度は半分しか入っていない。ここには何か原因があるのではないかなというふうに思わざるを得ません。また、この退職についても普通退職がやはり多いなと、若い年代の。さらにこの早期退職もひょっとしたら、これは私の想像なんですけども、あと２年勤めれば早期退職になるから、あと２年ちょっと頑張ってあと２年で早期退職しようと、本来であれば普通退職というような人もいたかもしれ

ない。これはかもしれない。いずれにしても、定年を迎えるまでに退職をしてしまう方がこれも増加傾向なんです。私たちちょっと古い年代かもしれませんけれども、やはり公務員になるということは一定程度の身分保障と安定した生活が手に入るということで、私たちの年代は望んでいく人が多かったように記憶をしています。時代がちょっと変わったということはあるかもしれませんが、いずれにしても、募集したのにその募集に満たない、そして定年を迎える前に早々に辞めていく人が増えている。この原因をどのように分析されているのか。なぜならば、これが続けば市役所の職員は減っていくと思うんです。そうなると、今の業務は確かに効率化されているかもしれないし、いろんな取組で業務内容が減っているかもしれないんですけども、その反面、社会は多様化していますので、ニーズが増えていると思うんです。だから、業務内容としては複雑化しているのではないかと。なぜならば、ある日窓口に行ったときに、窓口が外国人の方でいっぱいだったんですね。おそらく１０年前、１５年前はそういうことはなかったと思うんですよ。窓口に来る人は減っているかもしれないけども、そうやって言葉の通じない方たちが来る、様々な状況を抱えた方が来るということで、やはり窓口だけではなくて様々な部署でその業務は変わらないかもしれないけれども、その業務が複雑化して負担感が増しているのではないかと、このように私は推測するんです。そしてこの傾向は今後も続くと思うんです。だったら、今はまだ人間を減らすべきではない。やはり維持をさせて、そして効率化の成果が出たときにやはり減らしていくというのが本来すべきだと思います。ただ、今は募集しても来ない、早く辞めてしまう、これでは市役所の業務が滞るのではないかなというふうに心配をします。ですので、この状況をどのように分析されているのかというのをお聞きしたいです。

**○総務部長（天川竜治君）**　先ほどお話があった、応募人数に対して採用人数が少ないというのは実績としてあります。一番大きな要因は、土木職を募集しても土木職は今年度も募集しましたけれども誰も応募いただけていないというのと、また実際採用という形で合格通知を出しても、国の機関に受かりました、県の機関に受かりましたということで辞退される。また、それは高校生も大学生も一緒ということで、そのあたりで私たちの求める数に達していないという状況でございます。

　また、定年退職者ではなくて普通退職者が多いという話なんですけども、実はそれは宇城市だけの話ではなくて、総務省が出している地方公務員の退職状況調査（令和３年度）によりますと、全国の地方公務員の普通退職を年代別でいうと、もう２０代が３９．９％、４０％近くはもう２０代で辞めていらっしゃる。また３０代で３２．１％、４０代で１５．４％、５０代が１０．７％という形で、結構もう早い段階で辞められています。また本市におきましても、２０代で２２％、３０代も

２２％、４０代も３３％、５０代も２２％、うちはまんべんなくの年代で辞められておられますけれども、全国におきますとやはり早期の方に辞められる方が多いと。昨日も坂下議員のときに申し上げましたけども、若手で１０年内で辞めていらっしゃる方は、公務員として転職されるという方がほぼほぼでございます。逆に言うと本市にもほかの市からいらっしゃっています。そのような形で原田議員がおっしゃられるように、入ったらずっとそのままの公務員ではないという像が今すごく増えていると思っております。そのような状況の中、職員数を無理矢理減らしているわけではございません。あくまでも先ほど申しましたように、事務事業の改編、あるいはその他の要因に伴って減っているだけでございます。逆に今年度から定年延長になりまして、今年度６１歳、私が辞めるときには６２歳ということで定年延長になります。逆に言うと今年度は定年退職者は基本的にいないという形になります。また、この数字には表れていませんけれども、再雇用者が今３２人いらっしゃいます。再雇用者も増えております。これは職員数の数の中に含めておりません。そのような形でどんどん減っているわけではなくて、逆に言うと人生が６５歳まで定年が延びるという形になりますので、その分の職員の増もあります。

**○市長（守田憲史君）**　原田議員の御指摘で、かもしれないぐらいでこの人数を述べてもらっては困ります。昨日の坂下議員の質問にもお答えしましたように、宇城市でも確かに中途で辞めていく職員も多いです。優秀な人もいます。しかしながらこれは全国の流れの中で割合としては低いと思っております。それと市民病院で２６人の方を事務職に来ていただきました。この１．０かうんぬんだかわいそうだという前に、我々がその１を１で言わないわけにはいかないではないですか。しっかりと引き受けさせていただいております。また、保育園もこの８年、１０年の民間委託の中で５９人の方、希望者を全員事務職として引き受けさせていただいております。その方々もいろいろな御迷惑も職員にもかかっているかと思います。しかしながら、それはそれでやっていかないといけないことでございます。それで結果的に人数が少なくなったとはいえ、この再任用制度が出てきたのは５年、６年だと思います。かなり宇城市としてはよその市町村よりも再任用で希望なさる方は多いです。ほぼ１００％近く受入れさせていただいておりまして、それはそれでよその市町村よりもかなり割合が高いところで再任用していただいておりますし、この方々も６時間ですから、４分の３で掛けないといけませんが、貴重な戦力でございます。そして今年は２４人の採用を予定しております。今後採用しましたら６５歳か何歳か知りませんが、どんどん定年は４０年後は延びていくでしょう。その中で失礼な言い方ですが、４億円近い買い物かもしれない、その中で昨年も大きく募集はしましたが、うーんというところで、やはり定数満杯を思いとどまったというところはございま

すが、しっかりと採用するつもりで何回もやっていますし、職種も幅も変えておりますし、いろいろ試行錯誤の中でやっているところでございます。簡単に、かもしれないぐらいで言われても大変迷惑でございます。

**○８番（原田祐作君）**　今、言われたことは理解をしています。ですから、私がかもしれないというのは、こういうことかもしれないのでヒアリングされていますか、把握されていますか、どういうふうに分析されているのですかというふうにお聞きをしたんです。だって数字が出ているではないですか、普通退職者が８人、９人、９人、早期退職者が３人、６人、１３人、そしてこの方たちがそういう思いがあったかもしれないから、そこをどう分析されているのですか、できれば優秀な方は長く勤めていただきたいではないですか。だから、そういった意味を込めて、かもしれないから悪いということではなくて、かもしれないからこの状況をどういうふうに分析されているのですかというところをお聞きしたところです。

**○市長（守田憲史君）**　かもしれないで指摘されても困ります。やはり数字として中途で辞めていただく方、それは我々は我々でしっかりと調査しているつもりです。ただ、ここは市議会本会議です。そこであなたがこちらに対して指摘をなさるなら、かもしれないではなくて事実で言ってください、失礼だと思います。

**○８番（原田祐作君）**　数字は数字で今ここに出ているので、その理由を分析されていますかという質問なんですね。違うなら違うでいいではないですか。ただその理由が明確に今ここにお答えいただけなかったので残念だなというところで、このことについては私も今後しっかりと見守っていきたいと思いますし、ただ、いかに再任用の方が増えたりして、定年延長をしても、やはり若い人たち、若い力の人たちが入ってこないことにはいつかは減っていく、そういった意味では、やはりいかにこの世の中が終身雇用の世の中ではなくなったというような認識を持たれたとしても、でもやはり若い人たちが現場にいて長く働いていただく、若い人たちに選んでいただく、その採用したけれどもよその自治体に行ったということはですよ、よその自治体と比較してそっちを選ばれたということではないですか。試験に合格するような優秀な人材は、宇城市に引っ張り込むような何かそんな雰囲気というか、そういうのがいるのではないかなというふうに思います。昨日市長もまさに言われました、今人材不足で奪い合いなんですと、だからその奪い合いに負けないような何かを見つけないといけないのではないか。そのヒントがこの募集をして合格したけれども働いてくれない、早く辞める、そこに理由があるのではないかと思ったので、そこを分析されていますかというふうな質問をしたんです。されているということなので、十分された上でその後のケアをしていただければ、私はそれでいいかなと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

３番目の質問です。職場環境と市民サービスについてということであります。これは今までの議論の中で、人は減っていないよというようなところで議論が進みましたので、若干ちょっとすれ違いというかあれがあるかもしれませんけれども、私としてはやはり減少傾向にある自治体の中で、先ほども申し上げました業務はやはり多様化し複雑化している、負担感は増しているのではないかと、そのような状況で今後も含めまして、今の状況でもいいのですけれども、その職場の環境、労働者の皆様の負担感、またはそれが市民のサービスに対してどのように影響していくのか、その辺の関連をどのように把握されているのか、考えられているのかをお聞きします。

**○総務部長（天川竜治君）**　昨日の坂下議員の一般質問でお答えしましたとおり、労働力の減少に対応するためには、近年の技術発展の利用や、新型コロナウイルス感染症対策で変革した社会構造に自治体運営も追従する必要があります。社会環境の変革期の中で、変化のスピードを先取りし、いかに新たな技術を取り入れていくかが、成長の鍵となっていると思っております。また官民分担を見直し、民間の価値創造力やデジタル時代の到来を見据えた行政改革に取り組んでいくことが求められております。

国もデジタル庁を創設し、スマート自治体への転換を加速化させる方針を打ち出しております。昨日、岸田総理はデジタルの力をフルに活用した令和版のデジタル行財政改革を行うともおっしゃっております。その中で岸田総理は、全体の公務員数を増やさずに、国民や事業者から見て便利で使いやすい効率的な行政に組み直すための改革が不可欠であるとなっております。今、世界に求められているのは筋肉質の組織を持ちながら、広範囲な機能を担う小さくて大きな政府だと言われております。現在、国を頂点とする上意下達の仕組みを、国がデジタルによって地方を支える仕組みに転換する。国が共通のデジタル基盤を設計し、その上で住民や事業体と直接接点を持つ自治体やＮＰＯが一人一人にきめ細かいサービスをスピーディーに行う。デジタル技術の広がりがなかった昭和の時代の行革は、省庁再編などでした。令和の時代に求められるのはデジタルの力を全面的に利用し、個々の国民に個人レベルできめ細かく対応することを最優先とした抜本的な改革が必要と言われております。

本市におきましても、市民が市役所に出向なくとも行政サービスを受けられるよう、市役所及び地域社会のデジタル化は必須となっております。

以上を踏まえつつ、市民サービスの低下を招かないよう適正な職員数の確保に努めてまいります。

**○８番（原田祐作君）**　市民サービスと仕事の効率化につきましては、今、部長が言わ

れたことに期待をしたいというふうに思います。

申し上げるべきかどうか大変迷いましたが、市長からも大変強い言葉で私もいただきましたので、私も一言申し上げさせていただきたいというふうに思います。やはり職員を採用するのに、買い物に例えるのはいけないと思います。やはり人材はものではありません。特に職員さんというのは、市民の皆さんの費用で雇った市民の皆さんの財産です。やはり買い物と言って、ものに例えるのはいけないと思う。育てて本当にすばらしい、市の役に立つ、市民のために仕事ができる職員さんに育てていただきたいと、このように希望いたします。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（溝見友一君）**　これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後３時０９分

# 第　４　号

## ６月２３日（金）

# 令和５年第２回宇城市議会定例会（第４号）

令和５年６月２３日（金）
午前１０時００分　開議

１　議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | | 一般質問 |
| 日程第２ | 報告第７号 | 令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第３ | 報告第８号 | 令和４年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第４ | 報告第９号 | 令和４年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第５ | 報告第１０号 | 令和４年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第６ | 報告第１１号 | 令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第７ | 承認第１号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号） |
| 日程第８ | 承認第２号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号） |
| 日程第９ | 承認第３号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第６号） |
| 日程第１０ | 承認第４号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号） |
| 日程第１１ | 承認第５号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第８号） |
| 日程第１２ | 承認第６号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号） |
| 日程第１３ | 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第１４ | 議案第４２号 | 令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第１５ | 議案第４３号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１６ | 議案第４４号 | 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例 |

及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７　議案第４５号　宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について

日程第１８　議案第４６号　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）

日程第１９　議案第４７号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）

日程第２０　同意第７号　監査委員の選任について（元嶋　茂氏）

日程第２１　同意第８号　教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏）

日程第２２　同意第９号　農業委員会委員の任命について（河野　公明氏）

日程第２３　同意第１０号　農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏）

日程第２４　同意第１１号　農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏）

日程第２５　同意第１２号　農業委員会委員の任命について（村山　安次氏）

日程第２６　同意第１３号　農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏）

日程第２７　同意第１４号　農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏）

日程第２８　同意第１５号　農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏）

日程第２９　同意第１６号　農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏）

日程第３０　同意第１７号　農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏）

日程第３１　同意第１８号　農業委員会委員の任命について（本田　久氏）

日程第３２　同意第１９号　農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏）

日程第３３　同意第２０号　農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏）

日程第３４　同意第２１号　農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏）

日程第３５　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏）

日程第３６　休会の件

２　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員は次のとおりである。（２１人）

| | |
|---|---|
| １番　坂　元　大　介　君 | ２番　四　海　公　貴　君 |
| ３番　村　上　真由子　君 | ４番　河　野　真　理　君 |
| ５番　吉　良　邦　夫　君 | ６番　田　中　美　君　君 |
| ７番　嘉古田　茂　己　君 | ８番　原　田　祐　作　君 |
| ９番　永　木　　誠　君 | １０番　山　森　悦　嗣　君 |
| １１番　三　角　隆　史　君 | １２番　坂　下　　勲　君 |

| | |
|---|---|
| １３番　高　橋　佳　大　君 | １５番　溝　見　友　一　君 |
| １６番　園　田　幸　雄　君 | １７番　福　田　良　二　君 |
| １８番　河　野　正　明　君 | １９番　入　江　　学　君 |
| ２０番　豊　田　紀代美　君 | ２１番　中　山　弘　幸　君 |
| ２２番　石　川　洋　一　君 | |

4　欠席議員（１人）

１４番　髙　本　敬　義　君

5　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 植　野　　修　君 | 書　　記 | 河　村　聡　美　君 |

6　説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 守　田　憲　史　君 | 副　市　長 | 浅　井　正　文　君 |
| 教　育　長 | 平　岡　和　徳　君 | 総務部長 | 天　川　竜　治　君 |
| 市長政策部長 | 元　田　智　士　君 | 市民部長 | 黒　﨑　達　也　君 |
| 福祉部長 | 岩　井　　智　君 | 保健衛生部長 | 井　住　寿　宏　君 |
| 経済部長 | 浦　田　敬　介　君 | 土木部長 | 平　木　恵　一　君 |
| 教育部長 | 豊　住　　章　君 | 総務部次長 | 舛　井　貴　男　君 |
| 市長政策部次長 | 坂　本　優　子　君 | 市民部次長 | 岩　竹　泰　治　君 |
| 福祉部次長 | 平　松　洋　介　君 | 保健衛生部次長 | 田　嶋　　真　君 |
| 経済部次長 | 中　川　裕　二　君 | 土木部次長 | 星　津　章　博　君 |
| 教育部次長 | 米　田　年　宏　君 | 三角支所長 | 佐　藤　幹　雄　君 |
| 不知火支所長 | 木　下　秀　典　君 | 小川支所長 | 竹　口　則　和　君 |
| 豊野支所長 | 赤　星　　徹　君 | 上下水道局長 | 福　田　真　治　君 |
| 会計管理者 | 西　村　光　代　君 | 監査委員事務局長 | 井　上　まゆみ　君 |
| 農業委員会事務局長 | 園　田　弥　生　君 | 財政課長 | 田　尻　勇　樹　君 |

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第１９、議案第４７号であります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１　一般質問**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、３番、村上真由子君の発言を許します。

**○３番（村上真由子君）**　皆さん、おはようございます。議席番号３番、清明会、村上です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。今回は大きく２点についてお尋ねいたします。宇城市の史跡文化財に関してと乳がんのアピアランスケアについてお尋ねさせていただきます。

御存じのとおり、この宇城市にはたくさんの史跡があります。文化伝統も多く残る市です。実際私も小学校のときに、地元の郷土学習で竹崎季長を学んだり、また鉄眼禅師の三宝寺に伺ったり、そして貿易商だった柏原太郎左衛門について学んだり、たくさんの地元の偉人そして史跡について学びました。そして、その当時は下益城郡でございましたが、このまちにはすごいたくさんいろんなものがあるんだなと郷土愛を育んだと思っております。幼いうちに地元を知ることで、郷土に対する思い、愛が芽生えると思います。小さい質問の１点目でございますが、市内の小中学校で行われております郷土学習についてお尋ねいたします。各小中学校で郷土学習がなされていると思いますが、そのカリキュラムまたそれ以外の郷土学習の実績についてお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　毎年、年度当初に市内の各小中学校宛てに、宇城市立郷土資料館のパンフレットと年間イベントスケジュール等を送付し、郷土学習の周知を行っています。

昨年度、学校の教育課程において、松橋小学校では社会科の時間に宇賀岳古墳のオンライン授業を、豊野小学校では生活科の時間に町たんけん授業を、豊野中学校においては総合的な学習の時間に資料館周辺地の文化財探訪を、不知火中学校では総合的な学習の調べの時間に、松合の白壁や御船千鶴子の学習を行っています。

そのほか、豊福小学校、青海小学校、三角小学校におきましても、総合的な学習の時間に三角西港での現地学習を行っています。

教育課程以外では、小中学生を対象に、宇城市立郷土資料館のワークショップを

行っており、昨年度は穴の開いた土器を作成しました。

児童生徒たちには、今後も宇城市の郷土についての知識を習得してもらえるよう、郷土学習の時間を取り入れていきたいと思っています。

**○３番（村上真由子君）**　この宇城市立郷土資料館というのは、豊野の糸石にある郷土資料館ですね。土器とかいろんな市の歴史の資料がたくさん集められているところだったかと思います。今、名前にありました御船千鶴子さん、彼女に関しては映画の登場人物のモデルにもなっていますし、漫画とかでも北海道が舞台ではありましたけれど千里眼千鶴子、漢字はちょっと違ったんですが御船千鶴子さんが出てきております。かなり有名な方だなと思っております。また、豊福小学校、青海小学校そして三角小学校では、三角西港での現地学習、世界遺産があるこの宇城市、この自治体ならではの郷土学習になると思います。ですので、すごく魅力的な郷土学習が行われていると思っております。このように市内の子どもたちが宇城市について学ぶことによって、宇城市っていいな、宇城市好きだなと思ってもらえるように、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど御船千鶴子さんのお名前が出てまいりましたが、この宇城市にはたくさんの偉人の方がいらっしゃいます。次に、小さい質問の２番目ではございますが、宇城市にゆかりのある偉人の方についてお尋ねいたします。また、先ほどおっしゃった宇城市立郷土資料館で展示されている「郷土の人」、たしか何かシリーズ展示があったかと思うのですけど、こちらの実績についてもお尋ねしたいと思います。

**○教育部長（豊住　章君）**　本市におきましては、文化、スポーツ、芸術等、多方面において多くの偉人を輩出しています。

一例を挙げますと、元寇で戦功を上げた竹崎季長公、貿易商として功績を上げた柏原太郎左衛門、仏教を広めるために一切経版木を作成した鉄眼禅師、産婦人科医の濱田玄達、千里眼で有名となった御船千鶴子、農業の発展に貢献した松田喜一、日本の女性史学の創設者である高群逸枝、劇作家の宮本研など多くの偉人に加え、１７人の宇城市名誉市民がいらっしゃいます。

宇城市立郷土資料館では、シリーズ展示「郷土の人」という展示を行っています。先ほど述べました高群逸枝、松田喜一に加え、モントリオールオリンピック柔道無差別級優勝の上村春樹氏、明治文庫創設の秋岡梧郎の展示を行い、郷土の偉人について広く学べる場を提供しております。

**○３番（村上真由子君）**　竹崎季長、本当にすごい有名な方でございまして、また宮内庁所蔵ではございますけど蒙古襲来絵詞、この絵巻は、たぶん皆さん歴史の教科書とかで一度は目にしたことがあられるのではないかなと思います。また、２０年ほど前になりますけれど、大河ドラマで北条時宗というのがあっていまして、こちら

にもうじきつよしさんだったと思うんですけど、この竹崎季長を演じていらっしゃいました。郷土の偉人なので楽しみにしていたのですけど、何かちょっと三枚目のキャラクターだったので、何か解釈違いかなと思いながら観ていた記憶がございます。そして鉄眼禅師、鉄眼道元さんですね。今、御答弁にあった一切経版木ですが、京都の宇治にあります同じ版木、これが国の重要文化財でございまして、それと同じものがここ宇城市でも見ることができます。これは本当にすばらしいことだと思います。そして、日本のこの産婦人科学の祖とも言える濱田玄達先生、そして先ほどもありました御船千鶴子さん、あと松田喜一さん、豊川の方から農業の神様と言われる松田先生、それから高群逸枝先生、彼女も先ほど女性史学の創設者ともありましたけれども、女性運動にもかなり貢献された方で、熊本市内にあります男女共同参画センターはあもにいというところに、すごく大きなパネルで展示がしてある郷土の偉人の方でございます。望郷子守歌とか石碑がある方でございます。また、麦の会の宮本研さんとか、１７人は名誉市民の方でございますけれども、宇城市からはたくさんの偉人が輩出されていると思います。そしてまた先ほど「郷土の人」シリーズで、さらに多くの偉人について学ぶことができている、これは本当にすばらしいことだと思いますので、また今後とも是非続けていただきたいと思います。

続きまして、小さい質問の３番、市内の名所そして旧跡についてお尋ねします。

**○教育部長（豊住　章君）**　名所及び旧跡について、市指定文化財から数件御紹介いたします。

まず、小川町の薩摩街道沿いには、熊本地震の被災から復旧した歴史的建造物として、新麹屋柏原家住宅主屋、旧岩﨑家住宅（塩屋）店舗兼主屋、若城金物店店舗兼主屋などがあります。これらは、国登録有形文化財になっており、歴史的街並みを感じることができます。また、桜の時期ですと、長谷寺にある県指定の木造十一面観音立像があります。

豊野町には、市指定文化財である山崎橋、三由橋などの石橋が点在しており、川と石橋とのコントラストが感じられます。

不知火町にあります国指定名勝「不知火及び水島」の永尾剱神社は、旧暦八朔の日の夜中に、神社の厳かな雰囲気の中、波音を聞きながら不知火観望ができます。

松橋町には、市指定大塚古墳や、県指定で装飾古墳である宇賀岳古墳があり、市街地でありながら、古墳を身近に感じることができます。

最後は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の三角西港です。国重要文化財の埠頭、排水路などとともに、明治から大正期にかけて建てられた市指定文化財の旧高田回漕店や、国登録有形文化財の旧三角海運倉庫などの歴史的建造物をまとめて見ることができます。また、目の前には、

三角ノ瀬戸と周囲を囲む山々の美しい景観を見ることができます。

以上、一部ではありますが、主だった名所・旧跡となります。

**○３番（村上真由子君）**　御答弁のとおり、歴史的建造物また仏像、石橋そして神社・仏閣、古墳そして極めつけは世界遺産、本当にこの宇城市には名所・旧跡が山ほどあります。こちらに、教育委員会が出している宇城市の指定文化財のパンフレットがございます。先ほどの御答弁で、一部ですがとありましたけれど、このパンフレットには文化財が一覧で載っておりまして、中にはちょっと無形文化財もありますので、見たいと思ってすぐ見に行けるものばかりではないのですが、こちらにはもう数字が振ってありますので、１２２もの市の文化財が記載されております。裏表紙ですね、表４と言った方がいいですかね、こちらにたくさん書かれております。そしてこの表４の裏表紙のところなんですけど、今もう国の指定だとか県の指定、市の指定とかまた種別、重要文化財とか史跡とかいろいろ書かれております。そしてその裏表紙の裏のところ、表３のところ、こちらには地図もありますので、もう見ると私みたいな歴史オタクは、行きたいなとうずうずしてしまうところであります。ここにあるんだな、行ってみたいな、行ってみようかなとなります。

そこで、小さい質問の４番でございますが、こういった史跡とか旧跡を巡るようなスタンプラリー的な、またはウォーキングコースとか、そのような設定はできないものなのでしょうか。実際そういう使い方をすれば、スタンプラリーとかでちょっと遊びにみたいな感じで観光をしに来られる方の誘致にもなりますし、またウォーキングですね、歩くことによって健康になって、それが福祉面にも活用できるのではないかなと思うのですが、市の見解をお聞かせいただければと思います。

**○経済部長（浦田敬介君）**　これまで、市独自の企画ではございませんが、宇城・天草地域の自治体で組織する天草・宇土半島地域連携事業実行委員会、宇城・天草に長崎県島原地域を加えた自治体で組織する島原半島・天草三角地域観光連携協議会、また同様に熊本・大分・宮崎の３県の自治体で組織される九州中央地域連携推進協議会に加盟しまして、訪問客の周遊を狙い、観光に効果がある事業を協力して実施してまいりました。

ここ数年間はコロナ禍により、やむを得ず企画された事業が中止や縮小をされてきましたが、本年度は、九州中央地域連携推進協議会においてスタンプラリーを計画しております。

鉄道駅や道の駅、レジャーランド、商業施設など、主に観光地よりのスタンプラリーですが、今後は企画される段階で、歴史を伝える名所・旧跡や新たに誕生したスポットなども加えた幅広い視点での意見を盛り込めればと考えております。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　健康福祉面についてお答えいたします。

本市は合併と同時に健康立市を宣言し、市民の健康増進を図るため、地域での健康づくり活動の支援など様々な健康づくり施策に取り組んでまいりました。

特に、コロナ禍前まで毎年開催していました健康フェアなどの健康づくりの主要イベントの１つとして、各地区の健康づくり推進員を中心とした健康ウォーキングを旧町ごとに開催し、毎年多くの方が参加されていました。

今年度は、健康フェアなどのイベントの開催に合わせた健康ウォーキングの実施を検討していますが、宇城市の名所・旧跡を巡るようなウォーキングコースの設定につきましては、関係部署などと協議していきたいと考えています。

**○３番（村上真由子君）**　まずスタンプラリーに関しましてですが、先ほど経済部長の御答弁にあった宇城・天草地域のものでしたでしょうか、４、５年前に宇城市はたしか三角駅のところにスタンプが置いてありまして、宇土はたしか宇土マリーナのところですかね、そして宇土市役所の付近にも置いてあったかと思うのですけど、天草は猫の島湯島とか天草四郎メモリアルホールとか、いろんなところにスタンプが置いてありまして、天草四郎生誕４００周年スタンプラリーか何かというのをやっていまして、何個か集めてまたそれをどこかに応募すると、抽選で地元の海産物でしたり何か農産物が当たるという、そういうのをやられていました。なかなかおもしろそうだなと思ったんですけど、スタンプラリーに関しては好きな人はすごく好きみたいで、どういう副賞みたいなのがあるかをわざわざ調べて行かれて、熊本市内の方なんですけど、何か九州内を結構回るスタンプラリーをされて、鹿児島だったか沖縄かどこかの島に一泊二日の旅行が当たったという、結構皆さんスタンプラリーの副賞は穴場だからした方がいいよみたいな感じで言われているので、是非とも先ほど商業施設が主にというお答えだったんですけど、商業施設のみならず、そういう宇城をもっとより知っていただくためにも、このような名所・旧跡を交えたような企画も是非お取組いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そして、保健衛生部長の御答弁にありました健康ウォーキングですね、こちらは私もとても大好きで、参加できるときはいつも参加をしております。５町で時々何か２町同じ日にあったりとかするので、できれば分けていただければいろんなところに行けるかなと思うのですけど、これは本当に楽しく歩けてさらに健康にもいいということで、すごい最高なウォーキングだと思っております。ただ、健康ウォーキングに関しては、もしかするともう既にコースが決められているかなというところもあるかと思いますので、また別の機会のウォーキングでも構いませんので、何か新しく名所・旧跡を巡るようなウォーキングコースをおつくりいただいて、市内外の方に、宇城にはこんな素敵なところがあるんだなと思っていただけるような、こんな歴史のまちなんだなと知ってもらえるようなきっかけづくりとして、そうい

ったコースの取組にもよろしくお願いいたします。

先ほど紹介しましたけれども、宇城市教育委員会が出しているこの地図で、結構集まっているところは集まっているので歩けるかなと、ウォーキングも可能かなというところではあるのですが、ちょっと離れたところになると、やはり車での移動にはなってくると思うのですけど、是非よろしくお願いいたします。そして、ここで議長の許可を得まして、スクリーンにて昨年度民生常任委員会で視察に伺った藤枝市の健康ウォーキングのマップ、ふじえだ健康スポットをちょっと出させていただきます。この藤枝市は、すごく健康のためにウォーキングを取り入れられているところでございまして、こういう感じでふじえだ健康スポット２０選といって、ウォーキングのマップをつくっていらっしゃいます。そこにもいろんなコースがありまして、この歴史のコースになりますと史跡の展示がされているところ、市の指定の史跡でしたり、あと文化財を回るとか、そういうコースもつくっていらっしゃいます。この藤枝市なのですが、ウォーキングで市民の健康づくりをされるということで、歩いて健康「日本全国バーチャルの旅」といったすごくおもしろい取組をされていらっしゃいます。このバーチャルの旅なんですけど、歩いて大体万歩計とかで測ってもらって、どれぐらい歩きましたというのをつけていく感じでございまして、これはたしかアプリとかもされていたかと思うのですが、この先ほどお見せしましたふじえだ健康スポット、この日本遺産散策コースとかは、またこちらもいろんな史跡・旧跡を回れるところでございます。市の指定の史跡もございますので、是非とも御協議の上に採用していただければと思います。先ほど申し上げましたバーチャルの旅なのですが、累計１万キロ歩いた場合、歩数で計算してキロ数を出すのですが、この１万キロを達成すると、市の健やか推進局長から達成証と記念品が贈呈されます。前にネットで見たときは、３年か４年ぐらいかかられて回られたということで、その健やか推進局長が表彰状みたいなのを渡されていました。結構なかなかおもしろい取組だなと思いますので、是非ともこちらも市民の健康づくりの一環としてお考えいただければと思います。

さて、今、観光面と健康面での活用についてお尋ねしましたが、再質問になりますけれど、このように活用することによって市内外のいろんな方が宇城市の史跡を回れるとなりますと、やはり気になってきますのが、来訪される方の安全の確保ですね。そして、来てよかったと思ってもらえるような満足度の向上にもなってくると思います。この史跡とか文化財の保護方法でございますが、現在、どのような形で保護をされているのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（豊住　章君）**　宇城市文化財保護条例第８条に基づき、指定文化財は、所有者、管理者などによって、日常の維持管理、運営が行われています。

また、その中には宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、管理、修理等の一部について補助金を交付しています。

さらに、市が所有者である文化財については、除草作業など日常管理を行っています。

所有者、管理者などから文化財の現状・管理に関する情報提供もありますが、定期的に文化財の確認を行い、また台風などの災害後にも現地確認を実施し、その状況を適宜確認しているところです。

史跡・文化財等におきましては、来訪者の安全が第一でありますが、それに加え、見た目にも美しく管理、整備された文化財・史跡として維持できますよう、今後も継続した取組を行ってまいります。

**○３番（村上真由子君）**　安全第一、そして美しく整備された文化財・史跡の維持、是非ともお願いしたいと思います。あと補助金の交付とかもありますので、やはり個人の所有の方とかは維持にも結構お金とかも掛かってくるかと思いますので、是非ともこの補助金の方はしっかりとしていただきたいと思います。またちょっとここでスクリーンをご覧いただきたいのですが、こちらは、先日ちょっと回ってきたところでございまして、これは文化財の番号でいいますと８９番、塔本の板碑と五輪塔のところ、これは入口ってちゃんとあるんですよ、ここにですね。そして入りますと、ここからちょっと歩いていったのですけど、なかなか場所を私が見つけられなくて、御近所の方とかにもちょっと指定文化財のパンフレットを見て、これを探していますという話をして、結局どなたも分かられなくて、このままま っすぐ坂道を上に上がっていって左に行きますと、もうお墓になってしまっていてですね。なので、見えますでしょうか、こちらに何となく道があるんですよ。これをちょっとのぞいたところ、こんな感じだったのですけど。１人だったので入るのをちょっと躊躇してしまったのですけど、なかなかちょっと分かりにくい箇所が何か所かあったなというところでございますので、また一度文化財のところももしよければいろんなところを見ていただいて、ちょっとここは手直しした方がいいなとか、そういうところは是非とも確認いただきたいと思います。お近くの先述から名前が出ております鉄眼禅師の三宝寺のところなのですけど、これが手すりはここにあるんですよ、ただ階段のところもこんな階段です。すみません、レーザーポインターとか持ってくればよかったんですけど、手すりがあっても草でなかなか行けない。これは、たしか文化財にはなっていないとは思うのですが、上にこうやって鉄眼禅師さんの功徳碑がございまして、大正１０年に正七位の彫師が書かれている碑がこの下のここの部分にありまして、結構古くいろんなことが書かれているので、もし鉄眼禅師の版木を見に行かれる方は、こちらも見られるかと思いますので、是非お願いいた

します。そして最後、こちらは当尾小学校の近くにあります当尾の穴井手なのですが、これはちょっとおもしろそうだったので行こうかなと思って見に行ったところ、下り口がちょっと分からなかったんですけど、途中から、危険です、立入禁止とありまして、なのでここも是非ご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。やはり手の入っていない箇所、もちろん手の入っているところもたくさんあります。竹崎季長公の墓のところとかもいろんなところもありますので、またちょっと御確認いただきたいと思います。史跡が末永く維持できるように取り組んでいただきますように熱望いたしまして、次の大きい質問２番の乳がんのアピアランスケアに移りたいと思います。

近年、国立がん研究センターの発表によりますと、一生のうちにがんと診断される確率は２人に１人と言われております。熊本県そして宇城市における乳がんに関する現状についてお尋ねいたします。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　全国的に乳がんを患う方が年々増え続け、女性のがん罹患率のトップは乳がんとなり、女性の約９人に１人が生涯のうちに乳がんにかかると言われています。

令和２年において、全国で女性の約９２，０００人が乳がんにかかり、約１５，０００人が乳がんで亡くなったと推定されています。

令和元年における熊本県の罹患者数は１，３８２人、死亡者数は２２８人、また宇城市においては、罹患者数が４２人、死亡者数が１０人の状況となっています。

乳がんは、年齢が高まるとともに罹患者が増えるほかのがんとは異なり、３０歳代から増加し始め、４０歳代後半から５０歳代前半にピークを迎えます。

乳がんは、早期に発見すれば治るがんであるため、若いときから関心を持つこと、また乳がん検診を受けることがとても大切であると考えます。

本市におきましては、集団健診やがん検診推進事業による乳がん検診を実施していますので、今後もさらに多くの方に検診を受診していただき、早期発見、早期治療につながるよう受診率向上に努めてまいります。

**○３番（村上真由子君）**　宇城市では罹患者数４２人、そして亡くなられた方が１０人いらっしゃる状況と伺いました。今の御答弁にもありましたけれど、おっしゃるとおりに早期に発見することができれば、比較的治りやすいと言われております。是非とも定期的に健診を受けていただきまして、健康に御留意いただきたいと思います。そして、今の御答弁に対する再質問になるのですが、今受診率の向上とありましたけれど、宇城市の健康診断の受診率、そしてがん検診の受診率についてお尋ねいたします。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　特定健診は、主としてメタボリックシンドロームに着

目し、４０歳から７４歳までの国民健康保険加入者に対し、国の実施基準に基づく基本的な健診の項目及び詳細な健診の項目について実施しています。

特定健診の受診率は、平成３０年度４０．０％、令和元年度は４１．５％と微増ながら上昇していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生し始めた令和２年度は、受診率が３５．４％となり、感染リスクを懸念しての受診控えなどの影響により、前年度から受診率が低下する状況となりました。

しかし、令和３年度からは受診者が徐々に増えてきているため、今後、受診率も上昇してくると見込んでおります。

次に、がん検診につきましては、がん予防に対する関心を高めるとともに、早期発見、早期治療につなげるため各種がん検診を実施しております。

令和２年度のがん検診受診率は、胃がん１２．８％、肺がん１１．８％、大腸がん９．５％、子宮頸がん１５．４％、乳がん２１．６％となっています。

これらの受診率は、特定健診と同じく新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しましたが、令和３年度からは徐々に増えてきていますので、今後は上昇してくると見込んでいます。

受診率の向上は、病気の早期発見につながり、ひいては市民の健康寿命にもつながりますので、医療費の適正化を図るなどの観点からも、特定健診・がん検診の受診率を向上させることは重要な課題だと思っております。

今後も、広く市民の方々に対し、健診の必要性・重要性を示すための周知啓発を行うとともに、受診勧奨も継続して粘り強く行っていきたいと思います。

**○３番（村上真由子君）**　コロナ禍の前は４割あったということですけど、４割を今切っているところですね。やはりこれは先ほど御答弁にもありましたけれども、コロナ禍で外出自粛というのもありまして、またさらに普段から健康に留意されている方ほど、やはり自粛をされるというところもあったかと思いますので、これからはまた受診率は上がっていくと私も期待しております。また、がん検診の受診率も同じで、きっとまたコロナが今５類になりまして、だんだん前のような生活に戻ってきておりますので、外出自粛のあった時期に比べると、また皆さんもどんどん検診を受けに行かれると思います。期待したいと思います。早期発見・早期治療で市民の皆さんが健康で暮らせるように、また受診率４割からさらに５割、６割となるように、是非とも周知・啓発をよろしくお願いいたします。たしか宇城市では「ウキトクポ」というのもされていたかと思いますが、また今度それはちょっと別の受診率の向上についてお尋ねする際に、また改めてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、小さな質問の２番になりますけれど、乳がんの手術後のケアに関して市の取組に対してお尋ねいたします。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　乳がんなどの女性特有のがんは、比較的若い年齢で罹患し、高い割合で完治が見込めますが、治療に長期間を要するものが多いといった特徴があります。このため、がんにかかったその後の生活の支援が特に重要であると考えます。

熊本県内では、がん患者の相談に対応する窓口として、各地域のがん診療連携拠点病院にがん相談支援センターが設置されております。宇城管内においては、国立熊本南病院がその設置機関となっております。

がん相談支援センターでは、特に女性にとって切実な悩みであります。がん治療による身体の外見の変化など、幅広く相談に対応しているため、本市では、これらの相談窓口の周知や案内を行っているところです。

**○３番（村上真由子君）**　熊本南病院さんが宇城管内の窓口なんですね。今、幅広い相談に対応できるということですので、いろんな悩みを抱えられている方が相談できるように、是非とも多くの方に周知徹底をしていただきたいと思います。今、御答弁にありましたとおり、がんに罹患したというだけでも苦しいのに、そのがん治療によって外見に変化がある、それも苦痛の１つとなります。今回のこの大きい質問のところのアピアランスケアなのですが、このアピアランスというのが日本語で言いますと外見だとか容姿だとか、そういう日本語の意味になりますけれども、その外見に対するケア、そのアピアランスケア、これが近年注目をされてきております。昔に比べますと今は医療がどんどん進化しておりまして、がん治療を行いながら普通のこの社会生活を送られる患者さんも増えてきております。そのためこのアピアランスケア、外見のケアの必要性がすごく高まってきております。このアピアランスケアは、厚労省は医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義しております。このアピアランスケアでございますが、人工乳房等に対する市からの補助金、この取組について市の見解をお尋ねいたします。

**○保健衛生部長（井住寿宏君）**　がん患者の方が適切な医療を受けながら、がんにかかる前と変わらず、自分らしく生活するためには、がん治療による外見の変化を補うアピアランスケアが重要であると考えます。

がん治療を受けている方にとって、病と闘うには精神的、経済的な負担が大きく、手術や抗がん剤、放射線治療などにより、傷痕が残ったり、皮膚や爪の変色、脱毛といった外見の変化によるがん患者の悩みについても、大きな負担であると考えられます。

こうした状況を受けて、抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛や手術などにより外見の変化に悩む患者向けに、アピアランスケアに必要な医療用ウィッグいわゆるか

つらや、人工乳房などの胸部補整具の購入費用の助成を始めている自治体もあるということは承知しています。

乳房再建、医療用ウィッグや人工乳房などの外見へのケアは、がん患者の方が治療後も安心して生活を送るための大切な要素の１つであると考えますが、県内においては、２つの町が医療用ウィッグの購入に限っての助成を実施している状況となっております。

本市におきましては、現在その取組までには至っておりませんが、今後、国や県の動向などを注視していくとともに、ほかの自治体の情報を収集するなど、その取組などを調査研究していきたいと考えています。

**○３番（村上真由子君）**　先ほど熊本県内の２つの自治体が、医療用ウィッグの助成をしているとありましたけれど、たしか大津町と益城町だったと記憶しております。熊本県では人工乳房への助成を行っている自治体はないんですね。ここでまた再度スクリーンをご覧いただきたいのですが、こちらは先日熊日新聞の記事にもありましたけれども、人工乳房を身近な選択肢にということで、人工乳房の助成金を行っている自治体、これが株式会社マエダモールドさんといって愛知県のいわゆるアピアランスケア等、エピテーゼとかの会社なのですが、ここにいろんなどの自治体がやっているとか書いているわけです。青森県内、岩手、宮城、秋田、福島、何かこういっぱいあります。でも、まず見ていただきたいのが九州、熊本です。ここです、熊本県なしです。ちょっとお時間があるときにでもまたご覧いただけたらと思うのですけど、これが県単位でやっていらっしゃるところ、大分県がたしかそうだったと思うのですけど、なので大分県は県全域、これは県がやっているところでございまして、市町村単位のところもございます。そしてやはり目立ちますね、熊本県のなし。助成金の金額も自治体によってまちまちなのですが、１万円のところもあれば２万円のところもありますし、掛かった費用の半分、２分の１で上限２万円までとか、自治体によっていろいろしております。宇城市と人口が近いというとたぶん福岡県の古賀市あたりかなと思うのですけど、ここの古賀市のところをクリックしますと古賀市のアピアランスケアについてに飛ぶんですね。この古賀市、いろんな対象者は限られてはくるのですけど、市内に住所を有する方とか、医療用ウィッグ、そしてこのエピテーゼ、事故とか手術とかで体に欠損部位が出たときに装着する人工の補綴物なのですけど、人工乳房もこちらにあたります。助成金額は、ウィッグが購入金額の２分の１、補正も２分の１だけどウィッグの場合は上限２万円とかで、人工乳房は上限１万円とかこういう感じであります。ですので、先ほどいろんな他の自治体の情報収集をということでございましたので、どんどんその情報収集を進めていただきまして、そして先ほどありました熊本県なしのところ、ここに宇城市

保健衛生部と載るぐらいの、一番最初にこの熊本県のところに宇城市が載る感じで、そしてこの宇城市は女性に対して、女性にももちろんちゃんと目を配っているんだ、そう思っていただけるような多くの人に知っていただけるような、そんな宇城市であっていただきたいと思います。実際、その乳房を切除されて、今まで外出されるのがすごい好きだった方が、やはりちょっと家にこもられるようになってしまってという方もいらっしゃいますし、また温泉が大好きで日頃よく行っていたけれど、やはり人の目を気にして入れなくなったとかございます。そうやって家にこもってしまうことで気が滅入って体を壊されたりとかなりますと、それはまたさらに悲しいことでございますので、是非とも福祉のまち宇城市、住みよいまち宇城市を目指して、何卒スピード感をもって御対応いただきたいと思います。もう一度言います、この熊本県なしのところに一番に宇城市が載る、女性にもちゃんと手厚くしているよという宇城市、そのためにもどうか御対応よろしくお願いいたします。

お時間がまだ余っているところではございますが、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（溝見友一君）**　これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時５５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１１番、三角隆史君の発言を許します。

**○１１番（三角隆史君）**　皆さんおはようございます。議席番号１１番、会派彩里の三角隆史でございます。先月第４土曜日に上天草市のシークルーズという会社とＪＲのコラボで、三角駅前の海のピラミッド前におきまして、「”ａｎｄＭＩＳＵＭＩ”食と港を楽しむ日」と題してマルシェが開催されました。約２０店舗が出店され、その日は天気も良く非常に多くの方に来ていただき、久しぶりに三角駅前がにぎわいを見せました。今月も明日２４日土曜日に午前１１時から開催予定で、２５店舗が出店されます。執行部の皆さん、議員の皆さんも２４日土曜日は是非三角駅前にお越しくださいませ。また、５月１６日から５月３０日まで三角西港浦島屋におきましてオランダ人画家のニランドさんの絵画展がありました。ニランドさんは毎日西港に足を運んでくださり、自動車に絵を直接描かれたり、またあるときは崇城大学芸術学部洋画コースの学生と一緒に絵を描いたり、精力的に動いておられました。このことは熊本日日新聞にも「宇城に吹く日蘭の風」という３回にわたる連載を組

んでいただき、ニランドさんの絵がどういう気持ちで描かれているのかが詳しく記事に書かれておりました。ニランドさんの創作は、他者への尊敬とコラボレーションであり、エゴを捨てて取り組むことという芸術論をしっかりと持っていらっしゃいます。まさに、俺が、俺がではなく、他人が喜ぶことは何だろう、自分はこの世のために何ができるのだろうかと、ニランドさんは絵を通じて訴えるのだと私は感じました。またニランドさんは、三角西港をとても気に入っていただいたようで、この三角西港をアート発信の拠点になる、今後絵画と音楽を組み合わせたフェスなど、アーティスト同士の交流も視野に入れていただいているようで、三角西港の新たな活用策に一石を投じていただけそうです。ニランドさんの絵画展は、場所を変えて６月２０日から２５日まで不知火美術館・図書館で開催されていますので、たくさんの方に御鑑賞いただければと思います。また現在、梅雨の真っ只中であります。ここ最近は雨は余り降っておりませんが、これから梅雨末期になると線状降水帯が発生しやすい状況になります。危険を感じたらすぐに避難をし、自分の身を守っていただきますようお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく５点、宇城市経済、行政改革、相続登記と地域振興、三角町の振興、中学校部活動の社会体育移行について質問させていただきます。

まずは大きな１点目、宇城市経済について質問させていただきます。なお、議長のお許しをいただき、ＧＤＰの説明資料を配布させていただいております。最初の宇城市経済指標は、宇城市の歳入歳出決算書と熊本県統計協会が作成した資料から自分なりにまとめたものです。市民税と固定資産税のパーセンテージは市税に対する割合です。また、備考欄の個人・法人は、市民税のうち個人市民税、法人市民税を表しております。２枚目は県内各市町村のＧＤＰ、３枚目は市町村民所得、４枚目はＧＤＰの概要、５枚目はＧＤＰの個人消費の説明、６枚目はＧＤＰの民間投資の説明になります。

それでは質問に入らせていただきます。本市の財政状況を確認するにあたって、一般会計約３５０億円及び特別会計の約１５０億円というのが、現在の宇城市の財政状況ではないでしょうか。一方、経済状況を示す指標としてＧＤＰという指標がよく使われます。ＧＤＰとは一般に国内総生産と言われておりますが、ここでは宇城市の総生産として使わせていただきます。ＧＤＰとは、生産、サービスなどの総額から原材料費、光熱水費などの中間投入に掛かった経費を差し引いたもの、すなわち新たに生み出された付加価値をいいます。また、高校生とか中学生のときに習ったと思うのですけど、消費プラス投資プラス財産やサービスの輸出入から成り立っています。そうやって計算されたＧＤＰは、それぞれの自治体の経済状況を端的

に示す指標として広く使われています。ＧＤＰは市税、いわゆる市民税、固定資産税との関わりも深く、ＧＤＰの伸びは市税の伸びにつながっています。宇城市のＧＤＰはここ県内ではどういう位置にいるのか調べてみますと、配布資料の２枚目を見てください。平成３０年度が２，００８億円で県内６位、令和元年度が２，００１億円で県内６位、令和２年度が２，１５０億円で県内５位となっています。しかし市民所得で見ますと、３枚目を見てください。平成３０年度は２４０万１，０００円で県内２０位、令和元年度は２４２万４，０００円で県内１９位、令和２年度は２３０万１，０００円で県内１６位となっております。県内において、宇城市はＧＤＰは比較的高く、市民所得は低いという結果になっております。宇城市の市民所得は約２４０万円、市民所得の県内６位は約２９０万円であります。市民所得を上げるには市民の皆様の収入を増やす必要があります。収入が増えれば当然市民税は増えます。市民所得を引き上げる施策はこの次の質問でしたいと思いますが、まず宇城市において、ＧＤＰの産業別ではどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

**○市長政策部長（元田智士君）**　今、三角議員がかなり詳しくお話をなされましたが、現在の宇城市の状況を御説明したいと思います。

県統計協会が今年５月に発表しました市町村民経済計算報告書によりますと、直近、令和２年度の本市のＧＤＰ（市内総生産）は２，１５０億円です。熊本市、八代市、合志市、菊池市に次ぎ、県下５位となっております。経済成長率は、対前年度増加率７．４％となっております。

産業別の内訳につきましては、農林水産業など第一次産業が９９億９，３００万円、全体の４．７％、製造業など第二次産業が８６０億４，５００万円、約４０．３％を占めております。商業、運輸・通信サービス業第三次産業は１，１７３億４，７００万円、約５５％となっております。

**○１１番（三角隆史君）**　ＧＤＰは配らせていただいた資料で説明させていただいておりますが、５枚目の資料を見ていただきますと分かりますように、宇城市民の皆様が宇城市内でできるだけたくさんお金を使っていただくとＧＤＰは増えます。６枚目の資料を見てください。住宅や事業所の建設、設備投資が増えるとＧＤＰは増えます。国・県・市が支出を増やすとＧＤＰは増えます。宇城市民の方が宇城市外にもの・サービスを売るとＧＤＰは増えます。いわゆる消費を地元ですることで、宇城市の商店は元気になります。住宅投資することで、戸建て、アパート、マンションが建設され、人口の受け皿になります。企業が設備投資をすることで、工場、店舗、オフィスが設置され雇用が生まれ、生産拠点、消費行動、経済活動の場になります。何が言いたいかというと、民間投資は人口の受け皿になり、経済活動の場になるということです。このことを踏まえて次の質問に移ります。

人口減少、少子高齢化が進むと、生産年齢人口であります１６歳から６５歳までの人口が減るということになりますので、ＧＤＰは減少傾向となり、経済規模は縮小していきます。そこで先ほども申し上げましたが、ＧＤＰをできるだけ増加に導くためにも、宇城市経済を発展させるためにも、行政主導による土地開発、民間投資の促進をしていく必要があると考えますが、市の考えをお聞かせください。隣の宇土市の元松市長も、行政主導による土地開発を今回の宇土市議会でも訴えられております。また、嘉島町は、まちが事業主体となって住宅分譲地を整備しました。玉東町も１２階建てのマンションをＪＲ木葉駅前に建設し、町外からたくさんの方が入居されました。宇城市も立地はとてもいいと思いますので、今が攻めどき、民間の投資を誘発するときに来ていると思いますが、いかがでしょうか。

**○市長政策部長（元田智士君）**　まず初めに、人口増加の受け皿となる住まいの確保については、空き家・空き地バンク制度を設け、移住・定住者が希望するエリアや間取りなど、個別ニーズに合った物件提供に努めております。

昨年度は、これまでの課題であった登録物件の不足を改善するため、地域おこし協力隊を活用した物件の掘り起こしや登録促進を行うなど、制度の拡充も図っております。

次に、民間投資の促進策には、企業振興促進条例による補助金や市税特別措置条例に基づく固定資産税の優遇措置などがあります。また、国や県などの優遇措置に関する情報も積極的に発信し、企業の投資を促しています。

先日答弁でも申しましたとおり、１４件の土地を登録いたしまして、県内外に発信しております。現在、その情報発信の物件についても民間からの問合せがあっておりまして、そういった部分でも周知徹底をしながら、周知を図っていきたいというふうに思っております。

**○１１番（三角隆史君）**　ＧＤＰを伸ばすということは、消費を促進し、住宅投資、企業の設備投資を誘発させるということに尽きると思います。ＧＤＰが伸びているところは非常に経済状況がいいところです。ＴＳＭＣ効果をみすみす逃す必要はなかろうと思います。台湾総領事も先日宇城市に足を運ばれ、友好的な関係を築いていこうとされております。今ＧＤＰを伸ばすことで、宇城市の経済発展を目指してみませんか。

次の２番の質問に移ります。私も会社を経営させていただいております。社員は現在７人います。この方たちが一人一人会社のために頑張っているから、私がこうやって議員をしながらでも、まだ何とかやっていけているのだと思います。ただ、経営者としてまだまだできることがあるのではないかと思います。社員の方たちから、ちゃんと会社への思いを聞けているのか、働きやすい職場になっているのか悩

む毎日です。社員がいて会社が成り立っているのだと私は思います。市役所も同じではないでしょうか。宇城市のために我が身を顧みずに頑張る職員を応援する体制があってもいいのではないかと思います。そこで、半ば提案なのですが、職員の表彰制度を設ける計画はないのかお伺いいたします。なかなか評価の難しい部署もあるかと思いますが、部長たちの卓越した識見で職員のモチベーションアップのためにお願いしたいと思います。

**○市長政策部長（元田智士君）**　職員の表彰制度については、平成１９年１１月に職員提案制度を創設しております。これは、事務事業の改善及び政策に係る提案を職員から公募し、優秀な提案については政策に反映させるものです。これまでの実績としては、法規担当部署の設置や自動販売機設置への価格競争の導入、デジタル化の面でおくやみ関係に係る申請書の一括入力などを実現しております。

職員提案は毎年度実施しており、優秀な提案を行った職員には、仕事納め式に表彰し副賞を贈呈しております。

**○１１番（三角隆史君）**　職員の頑張りによる反映は何かあるのでしょうか。

**○総務部長（天川竜治君）**　職員の頑張りによる反映は、職員の勤務の実績が公平に評価され、その結果に基づいて適材適所の配置や処遇がなされることにより、職員の意欲を奮起し、育成しながら、能力を最大限に活用できるよう、頑張った人が頑張って良かったと実感でき、適正に処遇される制度として人事評価制度を令和元年度より施行しております。

なお、処遇への反映は、能力評価と業績評価の合計得点の絶対評価で行っております。評価は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅの５段階評価とし、勤勉手当への反映は、Ａ評価は＋２０％、Ｂ評価は＋１０％、Ｃ評価は±０％、Ｄ評価は－１０％、Ｅ評価は、－２０％です。また、昇給への反映は、Ａ評価は８号昇給、Ｂ評価は６号昇給、Ｃ評価は４号昇給、Ｄ評価は２号昇給、Ｅ評価は昇給なしとしております。

**○１１番（三角隆史君）**　職員のやる気向上は市の反映、発展に真っ先に結び付くものであります。宇城市の未来を握っている方たちが宇城市を熱く語れる人になり、宇城市をどんどん発展させていってほしいなと切に願います。

次に移ります。相続登記の義務化についての質問に入ります。地元三角町で、相続されていない土地が余りにも多過ぎます。先日も相談に来た方の土地は何代も前の方の名義になっており、その土地の売買譲渡が非常に難しい状況になっております。そういったところが増えれば増えるほど、その土地は手を付けられず、家屋は朽ち果て、土地は荒れ放題になってしまいます。まさに過疎化の要因になってしまいます。そこで、来年度から施行されます相続登記の義務化について、市はどういうふうに取り組もうとしているのかお伺いいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　所有者不明の土地の解消に向けて、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されます。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から３年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から３年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされております。

なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、１０万円以下の過料が課されることがあります。

市としましては、死亡届が出された際に、手続きの御案内の１つといたしまして相続登記に関するチラシを配布しております。

また、今年度の固定資産税の納税通知の送付にあたりましては、リーフレットを同封し周知を図っております。本日は議長のお許しを得て、お手元にそれぞれお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。こちらがチラシでございます。こちらが相続登記の申請が義務化されますというリーフレットです。これは、どちらも熊本地方法務局の作成でございます。この周知を市町村とともに周知をして、できるだけ相続登記がスムーズにいきますように努力しているところでございます。

今後におきましても、市のホームページ等で周知をしてまいります。

**○１１番（三角隆史君）**　相続登記をちゃんとすることで、正しく受け継がれ、土地の売買または譲渡するときもスムーズに手続きが進むので、この機にたくさんの方々に相続登記をしていただきたいと切に願います。

次に移ります。以前相談を受けた土地は譲渡したいとおっしゃられて、調べてみると課税されていない土地で、それもまた何代も前の方の名義になっていました。こういった土地は固定資産税が請求されるわけでもなく、近くの土地の所有者等を調べていった中で、たまたまそこが先祖の名義だと分かって譲渡をしたいとのことでした。そこで、課税されていない土地が自分が相続すべき土地と分かる手段、すべはないのでしょうか。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　親族などからあらかじめ所有する土地があることを教えられていない場合に、突然、相続権を有する土地があることを知らされる場合がございます。

本市におきましても、新幹線の用地買収の際や国営事業におけるほ場整備事業対象農地の相続未登記の通知、今後であれば熊本天草幹線道路の用地買収の折に、相続権を持った土地があることを初めて認識される方もいらっしゃると思います。

固定資産税の免税点、いわゆる評価額３０万円未満の課税されていない土地につ

きましては、法務局や市からの通知がいくことはございません。したがいまして、自分で把握していない限り、知り得る機会がございません。

しかし、宇城市内の土地であれば、評価証明または名寄帳証明書をお取りいただくことによりまして、所有されている土地が把握できます。費用といたしましては３００円掛かりますが、そちらを御活用いただければと思っております。

**○１１番（三角隆史君）**　令和３年国土交通省の調査によると、所有者不明土地の割合は全国で２４％あると言われています。その原因は、「相続登記をしていない」が６２％を占めています。その背景の１つに、地方から都市部への人口移動や地方における人口減少、高齢化の進展等により、土地の所有意識が希薄化また土地を利用したいというニーズの低下があるということです。国にも今後更なる改善策を示していただきたいものです。

次に移ります。相続登記を行わないということを解消する方法として、市としてできることはないのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○市民部長（黒﨑達也君）**　市といたしましては、市民の方に対して個別に通知等を出すことはいたしませんが、初めにお答えしましたとおり、死亡時の各種届出の際に、死亡された方が固定資産をお持ちの場合、相続登記が必要である旨のお知らせを行ってまいります。

なお、事務的な手続きに関しましては、弁護士等の専門家に御相談されることをお勧めしております。

**○１１番（三角隆史君）**　相続登記の手続きは法務局で行うことでありますが、固定資産税を徴収している市としては、完全に無関係であるとは言えないと思いますので、相続登記がなされるよう市の方からもできるだけ徹底していただくようお願いをしまして、次の４番の三角町の振興策についての質問に移ります。

冒頭にも言いましたが、シークルーズがＪＲとコラボして毎月第４土曜日に海のピラミッドでマルシェを開催することになりました。民間投資がなされようとしております。また、三角駅周辺の不動産が確実に動き出しています。駅の近くの交番も、地元三角の海運事業者が入札において落札されました。駅の近くの昔お寿司屋さんだったところも何十年も売れなかったのですが、最近買い手が見つかりました。少しずつではありますが、三角駅前周辺に動きが出てまいりました。先ほども言いましたが、行政が民間の投資を誘発するのもありなのではないでしょうか。朽ち果てそうな建物に補助を出して解体していただく、駅周辺は更地にさえなれば買い手は確実につく状況にあると思います。また、ＴＳＭＣの効果は三角港にもやってくるはずです。港を活かして進出を狙っている企業もかなりの数いるはずです。どうかそういった目線で企業誘致に取り組んでいただきたい。三角東港には港としてし

っかりと機能してもらわないと困ります。三角東港は県の土地も多く、市に対して質問ができないことも多いので、この場で思いを伝えるだけにとどめておきます。ですので、三角東港の質問はせず、三角西港に関する質問をさせていただきます。コロナが第５類になり、三角西港にも観光客が戻りつつあると思いますが、市としてにぎわいをもたらす計画はあるのかお伺いいたします。冒頭にも言いましたが、西港にオランダ人画家ニランドさんが来ていただき、非常に西港を気に入っていただいたということで、西港の新たな可能性を感じたところであります。世界遺産として芸術の発信の場所として、また観光地として、今後の三角西港に期待をしていきたいと思います。

**○経済部長（浦田敬介君）**　御承知のとおり、コロナ禍によるイベントの開催制限も５月７日をもって終了いたしました。

本年１０月に本市の農産物を中心とした県産食材を使用して、県内の一流シェフやパティシエが一日限りではありますが、レストランのオープンを計画しております。天候の影響などで市場に出せずに廃棄せざるを得ない、もったいない食材を最高の料理にとのスローガンの下、「もったいなかレストラン」と称して開催するものです。

さらに１２月からは「くまモンのかくれんぼ」と題して、ＡＲ技術を活用した体験型リアルかくれんぼやフォトスポットの常設も予定し、開催初日はくまモンを呼び、イベントを計画しています。

以上の２つの事業については、今議会に補正予算を上程させていただいております。

西港での体験をされた多くの方々が、ＹｏｕＴｕｂｅやインスタグラムなどＳＮＳを通じて、西港の魅力を発信されるよう努めてまいります。

また、来年度から新たに指定管理者を選定いたしますので、世界文化遺産である西港を核とした周辺一帯のにぎわいの創出につながるのではと期待しております。

民間のノウハウを最大限にお借りすることが、西港の活性化につながるものと考えております。

**○１１番（三角隆史君）**　私も宇城市観光物産協会の代表として、三角西港の観光振興には責任があります。今後も宇城市と協力しながら、三角西港がたくさんの観光客の方々に魅力を持ってもらえるよう努力をしていきたいと考えております。

次の質問に移ります。戸馳の振興を考えたときに、若宮海水浴場・キャンプ場の通年活用、花の学校・旧戸馳小学校の利活用、農村環境改善センターの老朽化、戸馳保育園の閉園等の課題が挙げられます。その中で若宮海水浴場・キャンプ場なのですが、例年キャンプをする方も増え、夏には大勢の海水浴客も見込まれ、集客と

いう面ではかなり期待できる場所になっています。そこで、今後指定管理者制度を導入するつもりはないのかお尋ねをいたします。また、花の学校の施設利用の仕方において進展はないのかお尋ねいたします。先日、とばせマルシェが行われた際は、キャンプ場だったり花の学校の施設を有効に利用されておりました。若い人の発想でチャレンジしていただく場所としても非常に有効かとも思います。

**○三角支所長（佐藤幹雄君）**　若宮海水浴場の管理運営は、本条例及び規則に基づきゴールデンウィーク期間と７月１日から８月３１日までの期間、地元の団体に管理運営を委託しております。また、期間外につきましては、シルバー人材センターに敷地内とトイレの清掃を委託しております。

管理運営の従事者は、地元戸馳の方々であり、最近では高齢化によりに従事者確保に苦慮されている状況です。

これまで、郷土愛により低料金にて引き受けていただいておりましたが、次年度受託は見込めず、今後は施設の管理運営のために必要な人材確保ができる業者に委託することになった場合は、委託料が増額となります。

よって、民間のノウハウを活かして、絶え間なく変化し、多様化する使用者のニーズに応えることができ、施設管理業務の効率化、管理経費、事業コストの縮減が可能な指定管理者制度を活用することも考えられます。

そのためには、施設の性格や、施設運営の実態などを踏まえて、費用対効果、年間を通した利用者数の把握等、情報収集に努め、十分に検討していく必要があると考えております。

旧花の学校は、議会の承認を得て合同会社花のがっこうに、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間、建物と土地を無償貸付けしています。

敷地の一部が市道区域に入っていることから、分筆及び表題登記を行う必要があり、現時点では民間事業者への譲渡なども視野に入れ、周辺の若宮海水浴場等も含めた、一体的、有効的な活用方法を検討してまいります。

**○１１番（三角隆史君）**　令和５年度をもって戸馳保育園が閉園されます。保育園がなくなれば実質稼働している公共施設は戸馳になくなります。それでは余りにも浮かばれません。保育園またその隣の農村環境改善センターは、幸いにも高台にあります。そこで、この一帯にコミュニティ施設があれば、普段は地域イベント、憩いの場所として、災害時には避難場所として利用できるのではないかと思うのですが、市の考えをお聞かせください。

**○三角支所長（佐藤幹雄君）**　昨年１２月、嘉古田議員の一般質問にお答えしたとおり、老朽化による農村環境改善センターの修繕などの必要性は認識しているところではありますが、現在のところ、戸馳保育園跡地や農村環境改善センターに代わるコミ

ュニティ施設の建設予定はありません。

**○１１番（三角隆史君）**　コミュニティ施設の予定は今のところないということでありますが、この件は戸馳にとって、また戸馳の方々にとってどうしても重要なことであり、今後も諦めずに要望してまいりたいと思います。

次に移ります。過疎債を活用した振興策について。地域振興課の努力により、三角町の空き家対策はかなりの実績を上げてこられました。本当にすばらしいことでありまして、三角町出身の議員として本当にありがたく思います。そういった中で、今後これ以上の過疎化をとめるために、起爆剤となり得るのが三角駅周辺であります。先ほども申し上げましたが、５月から毎月第４土曜日には海のピラミッド前でマルシェが開催されるようになりました。周辺の不動産も少しずつではありますが動きが見られるようになりました。ただ、老朽化した空き家・空き店舗が多数存在するのも事実です。そこで、この老朽化した空き家・空き店舗に対して、過疎債を活用した解体やリフォームに対する補助制度をするつもりはないのかお尋ねをいたします。更地になれば、そこで起業しようとする方々の進出が見込まれ、駅周辺がにぎやかになることで今後のインバウンド需要の増加が見込まれ、いろんな可能性が生まれてきます。宿泊施設の建設、食を提供する店が増える、フェリー復活、済生会みすみ病院の進出など、確定はできませんが、三角駅・港への交流、関係人口の増加が見込まれます。民間投資の誘発等、大いに今後の市の動きが注目されます。市の考えをお聞かせください。

**○市長政策部長（元田智士君）**　老朽危険空き家等除却推進事業補助金は、老朽化し、周囲に危険を及ぼす可能性があるなど、一定の条件を満たす空き家を対象に解体費の一部を助成するものです。

建物は個人の財産であり、その解体についても個人に責任があることから、対象物件の判定には慎重を期しております。

議員の御指摘は、空き家解体に限定するだけではなく、地域への民間投資の取込みとにぎわいづくりのために過疎債を活用できないかとの提案と認識しました。過疎債を活用した空き家の除却推進につきましては、他地域とのバランスへの配慮や既存補助金とのすり合わせなどの課題が考えられますので、今後、具体的な活用策を研究してまいります。

**○１１番（三角隆史君）**　民間投資に誘発等、大いに今後の市の動きに注目いたしております。そういうことを期待しまして、最後の中学校部活動の社会体育移行の質問に移ります。社会体育移行に向けて、中学校部活動の社会体育移行は今年度から休日部活動の地域移行が始まり、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じた可能な限り

早期の実現を目指すと国はうたっておりますが、宇城市において、中学校の部活動の社会体育移行に向けた動きはあっているのでしょうか。また、部活動の地域移行に関する現状と学校教育としての役割について、市はどういう考えなのかお尋ねをいたします。

**○教育長（平岡和徳君）**　国におきましては、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを令和４年１２月に策定しております。

これを受けまして、県教育委員会は本年３月、中学校における学校部活動の指針を策定しまして、本年４月には、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定しました。

この推進計画におきまして、部活動は学校教育の一環であり、その交流を通じて、生徒同士、教師と生徒や保護者間の人間関係の構築を図り、生徒自身の自己肯定感を高め、また責任感や連帯感のかん養に資するなど、学校環境における生徒の多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動と示されているところです。

本市におきましても、部活動は、それぞれの学校に伝統がありまして、学校教育において重要な役割を担う教育活動と認識しています。今後、休日の運動部活動の地域移行を含め、中学校の部活動の在り方につきまして、研究・検討を重ね丁寧に進めていきたいと考えております。

**○１１番（三角隆史君）**　大変ぶしつけではありますが、現在、研究・検討と言われても、果たしてこの改革推進期間の３年間で間に合うのか極めて不安であります。主役はあくまでも子どもたちであるということを忘れてほしくありません。学校と地域、そしてその地域における指導者、この３者が子どもたちのためにできることを丁寧に拾い上げて進めていかないと、本当の意味でも社会体育移行なんて到底できるはずがありません。部活動は、学校教育の一環として今まで重要な役割を果たしてきました。社会体育移行が満足いく形で進めば、一定の効果はあると思いますが、そのためには学校と地域の連携が必要になってきます。そのあたり、市の方ではどういうふうにお考えでしょうか。

**○教育長（平岡和徳君）**　地域移行により期待できる効果の主なものにつきましては、まず、部員数の減少に伴う生徒のニーズに合った部活動の提供や、部活動そのものの維持・継続などが期待できることです。

また、部活動種目を未経験の教職員が指導するといった状況が解消されまして、指導力の安定と向上が図られることが期待できると考えています。加えまして、教職員の人事異動に左右されない、同じ学校での継続的な指導を可能にすること、こ

ういった効果が挙げられると考えています。

国や県の指針、推進計画におきましては、平日は学校部活動、休日は地域を柱とした活動環境を推進するとなっております。地域移行で期待できる効果を部活動に活かした環境として構築するためには、議員も申されたとおり、学校と地域が日常的に連携して対応していくことが大変重要と考えております。

**○１１番（三角隆史君）**　次に移ります。部活動の社会体育移行について課題は山積しております。その課題に一つ一つ丁寧に向き合う必要があります。なぜなら主役であります子どもたちに、大人の都合を押し付けるわけにはいかないからです。そういった意味で丁寧に対応するためにも、仮称ではありますが、部活動改革検討委員会の設置が必要かと思いますが、宇城市においてはどうお考えでしょうか。

**○教育長（平岡和徳君）**　中学部活動の在り方につきましては、先ほどから述べておりますように、少子化等に伴う部員の減少、生徒や保護者のニーズの多様化、指導を担う教員等の負担感の軽減等、そういった課題に対応するために、学校と地域との連携・協働が不可欠であるということは、これは部活動の改革推進や体制整備にとても必要であることを述べてまいりました。

これからの取組といたしましては、教育委員会や学校、保護者、部活動指導者からの情報や意見を収集しまして、地域移行の必要性や部活動の今後の方向性などについて、内部組織で検討するところです。そこで、部員数の減少や多様化するニーズ、教職員の働き方改革、地域移行に伴う効果の活用や様々な課題等の解決に向けた調査研究を進めてまいります。

今後、部活動の在り方や取組の方向性の整理がついたところで、議員申されます地域スポーツクラブ等の関係団体との意見を交えながら、検討委員会等を設置しまして、地域や学校の実情に応じた、あくまでも子どもたちファースト、これは三角議員の思いと同じです。あくまでも子どもたちファーストの部活動の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○１１番（三角隆史君）**　部活動の社会体育移行、地域移行というのは、教員の負担軽減を目的としていますが、では、どうやったら負担が軽減できるのか、部活動だけ指導をする必要がなくなっただけで負担軽減になるのか、私はそうではないと考えます。教員の方々は働き方改革と示されても、根本的な解決策が見えてこない中、授業の準備に追われる毎日、１クラス３０人から４０人の生徒全員の寄り添えているのかという精神的な負担、こういった負担を軽減してあげないと本当の意味での教員の負担軽減にはならないのではないでしょうか。６月２０日の熊日新聞にも「心病む教員、止まぬ休職」という見出しで掲載されていました。教員のコメントが「一生懸命頑張っても何かあればすぐ責められる」、肉体的負担、精神的負担が

限界にきているのが如実に分かります。部活動の社会体育移行は進めなければならないことでありますが、教員の根本的な負荷の軽減も同時に進める必要も感じます。教員という仕事は、子どもの成長を感じながら自らも成長できる魅力的な仕事であります。今後、部活動の社会体育移行また労働環境が改善されていくならば、教員不足という課題は解決されることでしょう。教員という仕事に魅力がないということではないのです。抜本的な改善が求められています。そういうふうになることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（溝見友一君）**　これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第２　報告第７号　令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について**

**日程第３　報告第８号　令和４年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**日程第４　報告第９号　令和４年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

**日程第５　報告第１０号　令和４年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

**日程第６　報告第１１号　令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について**

**○議長（溝見友一君）**　日程第２、報告第７号令和４年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第６、報告第１１号令和４年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第７号から報告第１１号までを終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第７　承認第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号）**

**日程第８　　承認第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号）**

**日程第９　　承認第３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第６号）**

**日程第１０　承認第４号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号）**

**日程第１１　承認第５号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第８号）**

**日程第１２　承認第６号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第７、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号）から、日程第１２、承認第６号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第１号から承認第６号までは、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、承認第１号から承認第６号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第１号から承認第６号までに対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第４号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第１号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第１号は承認することに決定しました。

これから、承認第２号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第５号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第２号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押して

ください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第２号は承認することに決定しました。

これから、承認第３号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第６号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第３号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第３号は承認することに決定しました。

これから、承認第４号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第７号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第４号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

これから、承認第５号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第８号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第５号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第５号は承認することに決定しました。

これから、承認第６号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第９

号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第６号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第６号は承認することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第１３　議案第４１号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）**

**日程第１４　議案第４２号　令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）**

**日程第１５　議案第４３号　宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第１６　議案第４４号　宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１３、議案第４１号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）から、日程第１６、議案第４４号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第１７　議案第４５号　宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１７、議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

**○８番（原田祐作君）**　軽微な質問なので自席から行わせてください。ただいま議題になっております、議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定についてなのですけれども、児童館条例を廃止するということは、今後は宇城市にはもう児童館はつくらないと、運営しないというようなことと理解をしてよろしいのかどうかお伺いします。

**○福祉部長（岩井　智君）**　今回の宇城市立児童館条例を廃止する条例の提案について

は、同条例第２条に定める市内で１か所のみ存在していました豊野町児童館が、その機能を消失したことにより閉館すること及び児童福祉法に基づく児童館の機能が他の施設で賄えることからでありまして、新たに児童館を設置することは考えておりません。

**○８番（原田祐作君）**　児童館の機能というのは、今、多様化する子育てニーズにとっては非常に必要なものと思いますので、常任委員会の議論を待ちたいと思います。

**○議長（溝見友一君）**　これで、議案第４５号の質疑を終結します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１８　議案第４６号　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１８、議案第４６号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１９　議案第４７号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１９、議案第４７号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

**○市長（守田憲史君）**　今回提出します追加議案は、予算案件として一般会計の補正予算１件で、内容は、物価高騰関連事業の追加補正でございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

**○議長（溝見友一君）**　市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案の詳細説明を求めます。

**○総務部長（天川竜治君）**　議案第４７号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）について詳細説明します。別冊の令和５年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第２号）の１ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１，９５８万４千円を追加し、予算の総額を３３７億９３２万１千円としております。

続いて、歳出予算について説明いたします。

７ページをお願いいたします。節１８負担金補助及び交付金で、物価高騰対応Ｌ

Ｐガス使用世帯支援事業補助金１億１，９５８万４千円を計上しております。ＬＰガスの価格高騰に対応するために、県及びＬＰガス協会と連携し、家庭用ＬＰガスを使用している世帯に対し現金６，０００円を給付し支援するものです。財源は、県の物価高騰対応生活者支援交付金５，９７９万２千円を充て、残額の一般財源を財政調整基金繰入金で賄っております。

以上で、議案第４７号の詳細説明を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　議案第４７号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第４７号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４１号から議案第４７号までにつきましては、お手元の令和５年第２回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第２０　同意第７号　　監査委員の選任について（元嶋　茂氏）**
**日程第２１　同意第８号　　教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏）**
**日程第２２　同意第９号　　農業委員会委員の任命について（河野　公明氏）**
**日程第２３　同意第１０号　農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏）**
**日程第２４　同意第１１号　農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏）**
**日程第２５　同意第１２号　農業委員会委員の任命について（村山　安次氏）**
**日程第２６　同意第１３号　農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏）**
**日程第２７　同意第１４号　農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏）**
**日程第２８　同意第１５号　農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏）**
**日程第２９　同意第１６号　農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏）**
**日程第３０　同意第１７号　農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏）**
**日程第３１　同意第１８号　農業委員会委員の任命について（本田　久氏）**
**日程第３２　同意第１９号　農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏）**
**日程第３３　同意第２０号　農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏）**
**日程第３４　同意第２１号　農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏）**
**日程第３５　諮問第１号　　人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第２０、同意第７号監査委員の選任について（元嶋茂氏）から日程第３５、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めま

す。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第７号から諮問第１号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、同意第７号から諮問第１号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第３６　休会の件**

**○議長（溝見友一君）**　日程第３６、休会の件を議題とします。

来週２６日月曜日から２９日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、来週２６日から２９日までは休会することに決定しました。

なお、明日２４日及び明後日２５日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時１４分

# 第　５　号

## ６月３０日（金）

# 令和５年第２回宇城市議会定例会（第５号）

令和５年６月３０日（金）
午前１０時００分　開議

１　議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第２ | 議案第４２号 | 令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第３ | 議案第４３号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第４４号 | 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第４５号 | 宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第４６号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事） |
| 日程第７ | 議案第４７号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第８ | 同意第７号 | 監査委員の選任について（元嶋　茂氏） |
| 日程第９ | 同意第８号 | 教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏） |
| 日程第１０ | 同意第９号 | 農業委員会委員の任命について（河野　公明氏） |
| 日程第１１ | 同意第１０号 | 農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏） |
| 日程第１２ | 同意第１１号 | 農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏） |
| 日程第１３ | 同意第１２号 | 農業委員会委員の任命について（村山　安次氏） |
| 日程第１４ | 同意第１３号 | 農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏） |
| 日程第１５ | 同意第１４号 | 農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏） |
| 日程第１６ | 同意第１５号 | 農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏） |
| 日程第１７ | 同意第１６号 | 農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏） |
| 日程第１８ | 同意第１７号 | 農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏） |
| 日程第１９ | 同意第１８号 | 農業委員会委員の任命について（本田　久氏） |
| 日程第２０ | 同意第１９号 | 農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏） |
| 日程第２１ | 同意第２０号 | 農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏） |
| 日程第２２ | 同意第２１号 | 農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏） |
| 日程第２３ | 諮問第１号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏） |
| 日程第２４ | | 各委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3　出席議員は次のとおりである。（２１人）

| | |
|---|---|
| １番　坂　元　大　介　君 | ２番　四　海　公　貴　君 |
| ３番　村　上　真由子　君 | ４番　河　野　真　理　君 |
| ５番　吉　良　邦　夫　君 | ６番　田　中　美　君　君 |
| ７番　嘉古田　茂　己　君 | ８番　原　田　祐　作　君 |
| ９番　永　木　　誠　君 | １０番　山　森　悦　嗣　君 |
| １１番　三　角　隆　史　君 | １２番　坂　下　　勲　君 |
| １３番　高　橋　佳　大　君 | １５番　溝　見　友　一　君 |
| １６番　園　田　幸　雄　君 | １７番　福　田　良　二　君 |
| １８番　河　野　正　明　君 | １９番　入　江　　学　君 |
| ２０番　豊　田　紀代美　君 | ２１番　中　山　弘　幸　君 |
| ２２番　石　川　洋　一　君 | |

4　欠席議員（１人）

１４番　髙　本　敬　義　君

5　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 植　野　　修　君 | 書　　記 | 河　村　聡　美　君 |

6　説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | 守　田　憲　史　君 | 副　市　長 | 浅　井　正　文　君 |
| 教　育　長 | 平　岡　和　徳　君 | 総務部長 | 天　川　竜　治　君 |
| 市長政策部長 | 元　田　智　士　君 | 市民部長 | 黒　﨑　達　也　君 |
| 福祉部長 | 岩　井　　智　君 | 保健衛生部長 | 井　住　寿　宏　君 |
| 経済部長 | 浦　田　敬　介　君 | 土木部長 | 平　木　恵　一　君 |
| 教育部長 | 豊　住　　章　君 | 総務部次長 | 舛　井　貴　男　君 |
| 市長政策部次長 | 坂　本　優　子　君 | 市民部次長 | 岩　竹　泰　治　君 |
| 福祉部次長 | 平　松　洋　介　君 | 保健衛生部次長 | 田　嶋　　真　君 |
| 経済部次長 | 中　川　裕　二　君 | 土木部次長 | 星　津　章　博　君 |
| 教育部次長 | 米　田　年　宏　君 | 三角支所長 | 佐　藤　幹　雄　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不知火支所長 | 木下秀典君 | 小川支所長 | 竹口則和君 |
| 豊野支所長 | 赤星　徹君 | 上下水道局長 | 福田真治君 |
| 会計管理者 | 西村光代君 | 監査委員事務局長 | 井上まゆみ君 |
| 農業委員会事務局長 | 園田弥生君 | 財政課長 | 田尻勇樹君 |

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**○議長（溝見友一君）**　これから、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第１　議案第４１号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）**
**日程第２　議案第４２号　令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）**
**日程第３　議案第４３号　宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**
**日程第４　議案第４４号　宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**
**日程第５　議案第４５号　宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について**
**日程第６　議案第４６号　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）**
**日程第７　議案第４７号　令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１、議案第４１号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）から、日程第７、議案第４７号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）までを一括議題とします。

去る６月２３日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

**○総務文教常任委員長（三角隆史君）**　皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件１件、その他案件１件の合計２件であります。委員会を６月２６日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第４１号一般会計補正予算（第１号）の歳入のうち、財政調整基金繰入金について、委員から「この時期に減額補正したということは、事業費が不用となったからなのか」との質疑に対し、執行部から「予算総額で調整した結果減額となったが、財政調整基金は今年度末には８３億円程度となる見込み。今回、歳出において、宇城広域連合宇城クリーンセンター費負担金３億円の減額などや、国民健

康保険税の税収減に伴う赤字繰出金の７，５００万円などの増額を相殺して、約１億２，０００万円の減額となった」との答弁がありました。これに対し、委員から「財政調整基金は使わずに貯めた金で、必要なものには当然使っていくべき。管理する総務部から、基金の状況について分かりやすく我々に示していただきたい」との意見がありました。

次に、シティプロモーション業務委託料について、委員から「新聞広告経費とのことであるが、事業の詳細はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「市の子育て支援策をＰＲして移住・定住を促すことを目的として、子育て世代をターゲットに、熊日新聞一面を使って広告掲載するもの。掲載回数は１回だが、ＱＲコードで市のホームページ等に誘導する計画。今回は学校給食費無料化の内容がトップに来る予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「継続的に宇城市の状況を多くの地域に見ていただくという部分でもう少し予算化も必要と思うが、いい結果が出れば、さらに次の段階を考えてほしい」との意見がありました。また、委員から「子育て世代をターゲットにということであるが、若者は余り新聞を見ないという声もあるので、市の子育て支援策を新聞一面に１回きりの掲載とはいかがなものか。複数回掲載する、あるいはＳＮＳを利用し、発信方法を変える等の工夫が必要ではないか」との意見がありました。

次に、地域おこし協力隊の報償金について、委員から「何人でどの部署への配置か。また、ｅスポーツについて、市内外の利用者数はどれくらいか」との質疑に対し、執行部から「現在、市長政策課で２人委嘱しており、今回の補正予算が可決されれば１人増員となる。ｅスポーツについては、市内外の利用者数の内訳は把握していないが、平日は市内の利用者が多く、休日は市外の利用者が多い。宇土市や城南町の放課後学童クラブや介護施設の団体の利用が増えてきている」との答弁がありました。これに対し、委員から「市内の利用者が増えるよう、アピールしていただきたい」との意見がありました。

次に、学校給食費無料化事業補助金について、委員から「多額の予算であるが、他の部署の予算への影響はないのか。事業として継続可能なのか」との質疑に対し、執行部から「多額の予算を伴うため、保育園や市民病院の民営化等の行財政改革を進めてきた。重要な施策であるので継続していかなければならない事業だと認識している」との答弁がありました。これに対し、委員から「賛否両論あった事業であり、年に２億２，０００万円という多額の予算を要する事業であるが、子どもたちが成長していく上で重要な事業である。市の財政が逼迫しないよう事業を継続するために、学校給食費無料化が国策として義務教育費の中に予算計上されるよう、議会としても国に要望活動をすべきだと考える。執行部にも協力いただきたい」との

意見がありました。

質疑終結後の討論として、「シティプロモーション事業に関しては、賛成できないので、今回の補正予算に対しては反対する」との反対討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件１件、その他案件１件の合計２件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

**○建設経済常任委員長（坂下　勲君）**　おはようございます。建設経済常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件２件、条例案件１件の合計３件であります。委員会を６月２６日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第４１号一般会計補正予算（第１号）の農林水産業費の次世代型果樹園モデル実証事業補助金について、委員から「効率化を目的とした支援事業だと認識しているが、対象地域は限定されているのか。また、他の地域に波及することはあるのか」との質疑に対し、執行部から「今回の対象地域は大口西部になり、ほ場整備地区内の事業に対しての補助になる。また、事業対象者は個人ではなく複数件の団体、法人等と括りが大きくなる。今後、事業を取り組みたい地域等があれば状況を確認しながら県へ要望していきたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「事業の内容を啓発し、次世代型の農業に取り組める環境整備をお願いする」との意見がありました。

次に、議案第４４号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回追加される地区の給水エリアは、企業団の水を使用するのか。また、エリアを拡大するにあたり、給水の需要と供給のバランスは問題ないのか」との質疑に対し、執行部から「松橋・小川上水道区域の拡張となるので、企業団の水に併せて小川町の第３水源の水も使用することになる。また、給水の需要と供給のバランスは、今後人口減少に伴って給水人口も減少すると予想される。有収水量も年々減少しており、今後とも使用量の増加を見込める状況ではないので、水量は十分確保できる」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件２件、条例案件１件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

**○民生常任委員長（豊田紀代美君）**　おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件２件、条例案件２件の合計４件であります。委員会を６月２６日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第４１号一般会計補正予算（第１号）のうち、国民健康保険特別会計繰出金について、委員から「現在も赤字が増え続ける中で、早急に検討していかなくてはならない。今後はどのような方向性で見据えているのか」との質疑に対し、執行部から「今の税率のままでは赤字は解消できない。たとえ県が示した標準保険税率に改正しても、赤字は変わらず生じると思われる。税率をどの程度上げるのか、あるいは赤字分を一般会計から再度基準外繰出しをするのかというのは、今後議論を詰めていき、それぞれ意見をいただきたいと思っている」との答弁がありました。また、委員から「これは喫緊の課題であるので、早めにしっかり市民の皆様に伝えて、思い切って税率を上げなければならないと思うのでよろしくお願いしたい」との意見に対し、執行部から「税率を上げる場合は決算の報告などを広報紙に載せて、どれだけ国保財政が厳しいかということをしっかり伝えていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第４３号重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「具体的にどのような条例改正か」との質疑に対し、執行部から「県の交付要領の改正に伴い、助成対象となる医療費枠を拡大するのが趣旨である。現行の制度では、医療費助成の対象者であっても、例えば指定難病に係る医療費はこの事業の対象外であった。しかし改正後は、指定難病等に係る医療費も助成対象となり、申請をすることによって払戻しを受けることができるようになる。例を挙げると、指定難病の方で自己負担の上限額が１万円の場合、重度心身障がい者医療費の助成対象者であれば、外来で実質自己負担額が１，０２０円となり、超過分は払戻しが受けられる」との答弁がありました。

次に、議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について、委員か

ら「いずれまた必要になったときのために、条例を残したままでは駄目なのか。あえて今廃止する必要性があるのか」との質疑に対し、執行部から「市内唯一の豊野町児童館が閉館することを予定しており、児童館を新たに設置する予定はないので今回条例を廃止する。児童館機能の代替は防災拠点センターなどの周辺施設や、こどもセンターの機能を充実させることで賄えると考えている」との答弁がありました。また、委員から「代替え施設の防災拠点センターなどでは、机や椅子などを含め、児童が使いやすいようなつくりになっているのか」との質疑に対し、執行部から「児童館の代わりで使用する際には、そのような設備も用意できればと考えている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件２件、条例案件２件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

**○議長（溝見友一君）**　民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○８番（原田祐作君）**　軽微です、自席から行わせてください。

民生常任委員会の委員長に質問です。議案第４５号に関連しての質問です。児童館についてどのように捉えているのかは、この委員長報告から分かりました。しかしながら、今回のこの廃止の条例は、第２期すこやか宇城っ子プランの計画と相反するものであります。そこの計画が変更された経緯について、詳しく議論されたかどうかをお聞きしたいと思います。

**○民生常任委員長（豊田紀代美君）**　ただいま上程されております、議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について、原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、民生常任委員会で議論した詳細について御説明させていただきたいと存じます。まず委員から、「第２期すこやか宇城っ子プランに児童館の新設などが書いてあるにもかかわらず、児童館の条例を廃止するのはどうなのか」、先日原田議員の質問の際に、「条例を廃止したら今後新設する際には一からまたこの条例をやり直さなければならないと思うので、それならこの条例は残したままにすべきではないか」というお話をいただいておりました。「いずれまた必要になったときのために、あえてこの条例を廃止する必要性はないのではないか」という委員からの意見もあり、執行部からは原田議員の質疑に対して福祉部長からの答弁があったとおりで、「現在、児童館を設置する予定は全くない」ということでした。それで、「児童館の条例を廃止する。周辺施設やこどもセンターができますので、そこで賄える

のではないか」という意見がありました。それに対して、委員会から「児童館の施設のつくり自体が、防災拠点センターの施設のつくり方と違うのではないか」と、「１つの施設をいろんな目的で有効に使うのは賛成だが、もしかすると児童館の構造、児童が使いやすいように防災拠点センターもきちんとなっているのであれば、施設の特徴について何かあれば」ということで質疑がありました。それに対して執行部から、「児童館の施設の設備の要件として、集会室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備という規定がある。それらは周辺の図書館や防災拠点センターなどで賄えていると考えている」という説明がありました。それに対して、委員から「豊野防災拠点センターを使ったことがある。児童館に行くと机や椅子が子どもの目線の高さだった」と。「防災拠点センターでは大人の目線の高さでつくられているので、それを踏まえて大丈夫か」という質疑がありました。それに対して、執行部から「確かに机等は大人用のものしかないが、児童館の代わりとして使用する際には、そういった設備も用意できればというふうに考えている」という答弁でした。ただいま委員長報告でさせていただいたとおりでありますけれども、委員会では非常にこの件についてはしっかりと議論をしたつもりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（溝見友一君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　これで質疑を終結します。

これから、議案第４１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４１号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４２号令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委

員長報告は原案可決です。議案第４２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４３号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４４号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４５号宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定についてを採

決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４６号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４６号は可決しました。

これから、議案第４７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４７号令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

**○議長（溝見友一君）**　ボタンの押し忘れはございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第８　同意第７号　監査委員の選任について（元嶋　茂氏）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第８、同意第７号監査委員の選任について（元嶋茂氏）を

議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第７号監査委員の選任について（元嶋茂氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第７号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**○議長（溝見友一君）**　起立多数です。したがって、同意第７号はこれに同意することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第９　同意第８号　教育委員会委員の任命について（今泉　京子氏）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第９、同意第８号教育委員会委員の任命について（今泉京子氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第８号教育委員会委員の任命について（今泉京子氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第８号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**○議長（溝見友一君）**　起立多数です。したがって、同意第８号はこれに同意することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第１０　同意第９号　　農業委員会委員の任命について（河野　公明氏）**
**日程第１１　同意第１０号　農業委員会委員の任命について（村嶋　政弘氏）**
**日程第１２　同意第１１号　農業委員会委員の任命について（橋本　孝博氏）**
**日程第１３　同意第１２号　農業委員会委員の任命について（村山　安次氏）**
**日程第１４　同意第１３号　農業委員会委員の任命について（百家　美代子氏）**
**日程第１５　同意第１４号　農業委員会委員の任命について（坂本　茂義氏）**
**日程第１６　同意第１５号　農業委員会委員の任命について（五嶋　一精氏）**
**日程第１７　同意第１６号　農業委員会委員の任命について（北岡　誠司氏）**
**日程第１８　同意第１７号　農業委員会委員の任命について（田尻　かほる氏）**
**日程第１９　同意第１８号　農業委員会委員の任命について（本田　久氏）**
**日程第２０　同意第１９号　農業委員会委員の任命について（岩村　登美氏）**
**日程第２１　同意第２０号　農業委員会委員の任命について（松川　奈保美氏）**

**日程第２２　同意第２１号　農業委員会委員の任命について（山田　哲郎氏）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第１０、同意第９号農業委員会委員の任命について（河野公明氏）から、日程第２２、同意第２１号農業委員会委員の任命について（山田哲郎氏）までを一括議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第９号から同意第２１号までを一括採決します。採決は起立によって行います。同意第９号から同意第２１号までは、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（溝見友一君）**　起立多数です。したがって、同意第９号から同意第２１号まではこれに同意することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第２３　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について（永木　勲氏）**

**○議長（溝見友一君）**　日程第２３、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第１号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（溝見友一君）**　起立多数です。したがって、諮問第１号は適任と認め答申することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

**日程第２４　各委員会の閉会中の継続調査の申出について**

**○議長（溝見友一君）**　日程第２４、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（溝見友一君）**　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和５年第２回宇城市議会定例会を閉会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時３０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 付　　録

宇城市議第１５８号
令和５年６月２６日

宇城市議会議長　溝見　友一　様

総務文教常任委員長　三角　隆史

# 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 議案第４６号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川中学校改築工事） | 可　　決 |

宇城市議第１５８号
令和５年６月２６日

宇城市議会議長　溝見　友一　様

建設経済常任委員長　坂下　勲

# 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 議案第４４号 | 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第４７号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第２号） | 原案可決 |

宇城市議第１５８号
令和５年６月２６日

宇城市議会議長　溝見　友一　様

民生常任委員長　豊田　紀代美

# 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第４１号 | 令和５年度宇城市一般会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 議案第４２号 | 令和５年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 議案第４３号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第４５号 | 宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について | 原案可決 |

令和５年第２回定例会　賛否一覧表

○:賛成　●:反対　欠:欠席　除:除斥　棄:棄権

| 件名＼議員名 | 1 坂元大介 | 2 四海公貴 | 3 村上真由子 | 4 河野真理 | 5 吉良邦夫 | 6 田中美君 | 7 嘉古田茂己 | 8 原田祐作 | 9 永木誠 | 10 山森悦嗣 | 11 三角隆史 | 12 坂下勳 | 13 高橋佳大 | 14 髙本敬義 | 15 溝見友一 | 16 園田幸雄 | 17 福田良二 | 18 河野正明 | 19 入江学 | 20 豊田紀代美 | 21 中山弘幸 | 22 石川洋一 | 審議結果 | 賛成 | 反対 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 承認第1号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | 議長のため表決には加わりません。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 承認第2号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 承認第3号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 承認第4号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 承認第5号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第8号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 承認第6号<br>専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 | 20 | 0 |
| 議案第41号<br>令和5年度宇城市一般会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 棄 | ○ | 原案可決 | 19 | 0 |
| 議案第42号<br>令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 原案可決 | 20 | 0 |
| 議案第43号<br>宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 | 20 | 0 |
| 議案第44号<br>宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 | 20 | 0 |
| 議案第45号<br>宇城市立児童館条例を廃止する条例の制定について | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | 原案可決 | 17 | 3 |
| 議案第46号<br>工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(小川中学校改築工事) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 20 | 0 |
| 議案第47号<br>令和5年度宇城市一般会計補正予算(第2号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 | 20 | 0 |